

第2 調査結果

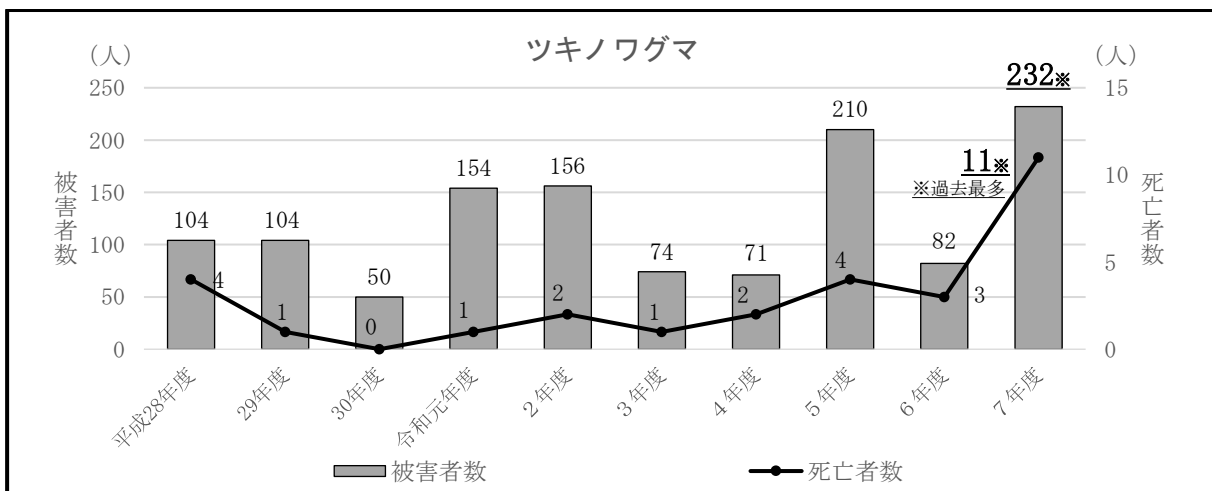
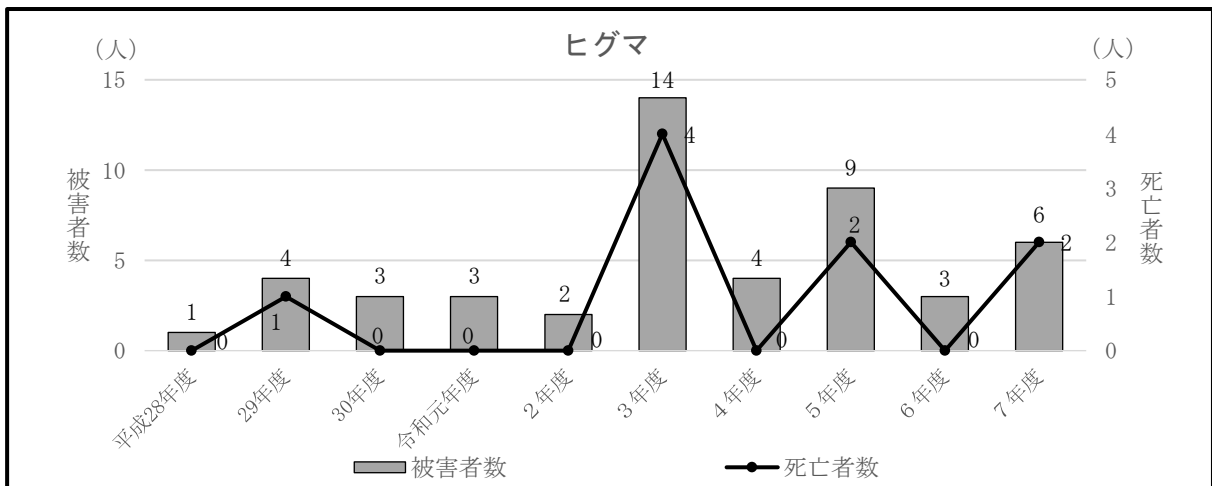
1 制度概要

(1) 指定管理鳥獣の管理に関する制度概要等

ア 指定管理鳥獣を取り巻く状況

近年、人口減少・少子高齢化等に伴う里山利用の縮小や耕作放棄地の拡大等により、野生動物の生息数が増加するとともに生息分布域が拡大し、農林水産業や生活環境への被害、生態系への深刻な影響が続いている。特にニホンジカ、イノシシ及びクマによる被害が一層深刻な状況にあることから、国は鳥獣保護管理法第2条第5項の規定に基づき、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして当該鳥獣を指定管理鳥獣に指定している。このうち、本州以南に生息するツキノワグマによる被害者数及び死亡者数をみると、いずれも令和7年度に過去最高を記録している（図1-(1)-1）。

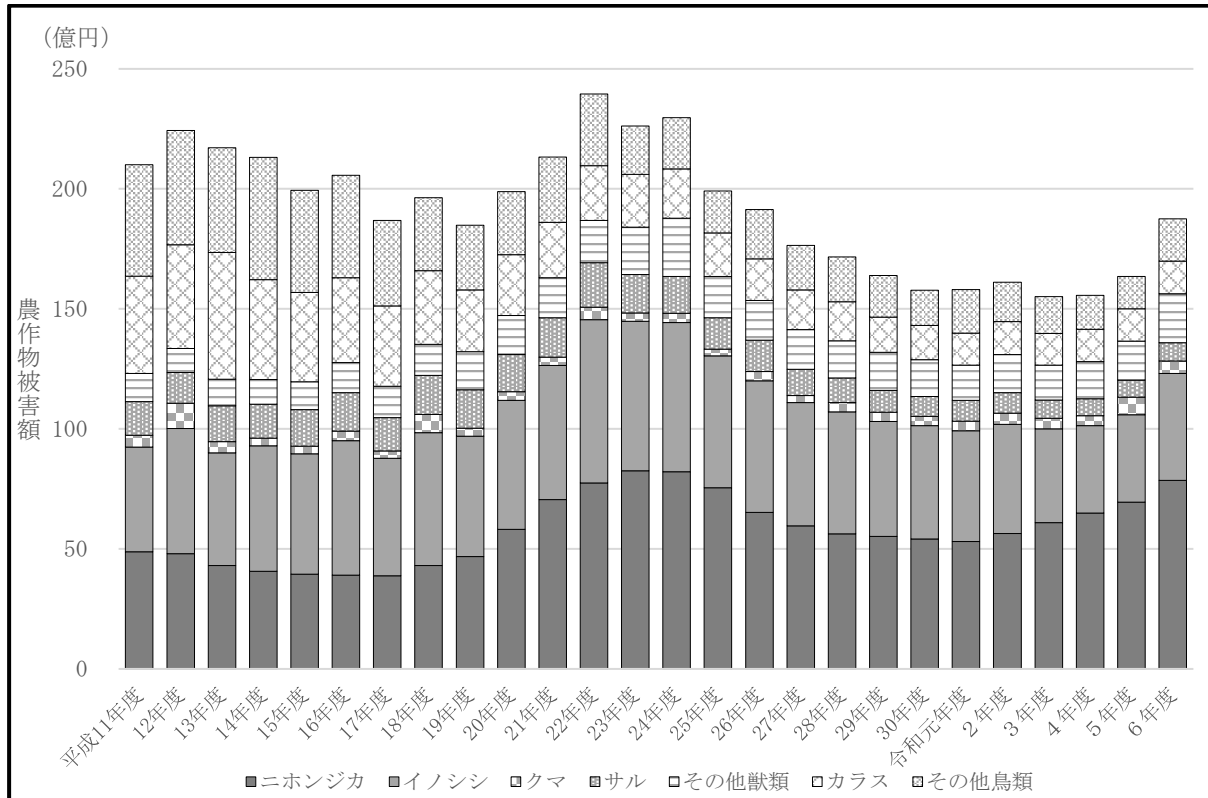
図1-(1)-1 クマによる被害者数及び死亡者数の推移（平成28年度～令和7年度）



（注）環境省の資料に基づき、当省が作成した。

また、野生動物による農作物被害額の推移をみると、指定管理鳥獣のうち、ニホンジカによる被害額が最も大きく、次いでイノシシによるものとなっており（図 1-(1)-2）、これらの被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加につながるおそれがあることから、被害額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼすことが指摘されている。

図 1-(1)-2 平成 11 年度～令和 6 年度における農作物被害額



（注）農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

（クマの生息状況）

日本国内にはヒグマ及びツキノワグマが生息しており、北海道に生息するヒグマについては、平成 15 年度と 30 年度の比較で、生息分布域の面積は約 1.3 倍に拡大している。ヒグマの個体数については、令和 4 年度時点で約 1 万 2 千頭²と推定され、増加傾向とされている。

また、本州以南に生息するツキノワグマは、平成 15 年度と 30 年度の比較で分布域は約 1.4 倍に拡大している一方、四国地方は分布域が縮小、九州地方では絶滅とされている。

なお、ツキノワグマについては、本州の多くの地域で個体数が増加又は安定化しているとされており、環境省の資料によれば個体数は約 4 万 6 千頭と推定されているが、各都道府県の推定中央値を単純に合計した値であるため、実態は不明である。

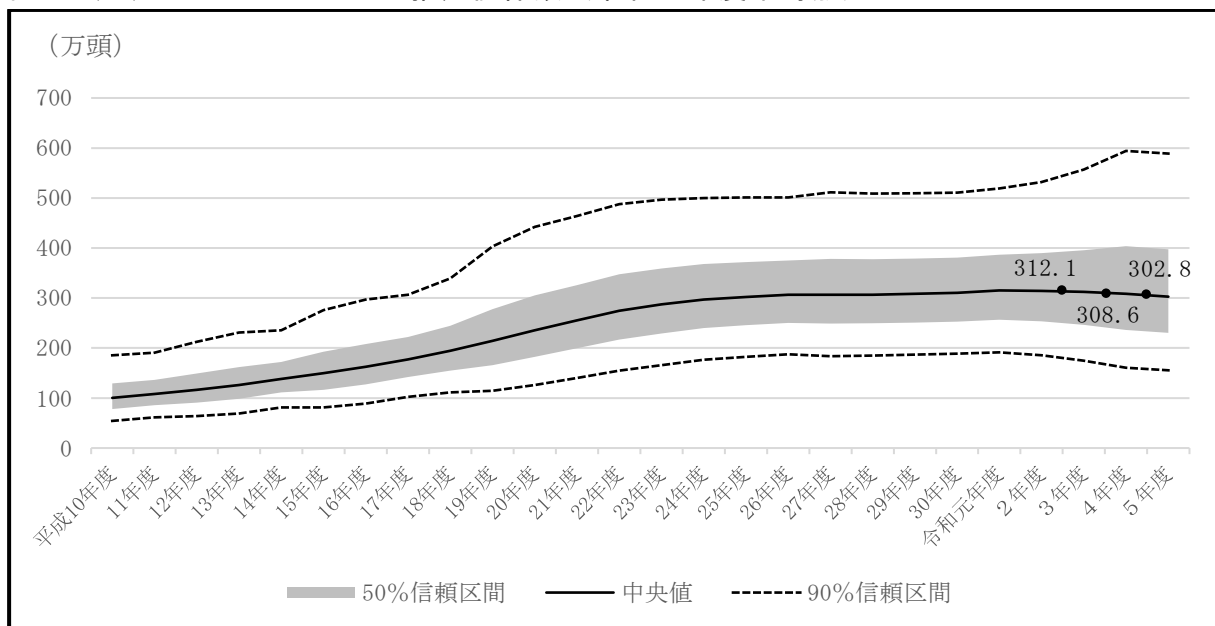
² 北海道ヒグマ管理計画（第 2 期）（令和 6 年 12 月 26 日改定 北海道）に基づく推定個体数（中央値）である。

(ニホンジカ³の生息状況)

北海道から九州まで国内に広く生息しており、本州以南の生息分布域の面積をみると、昭和 53 年度から平成 30 年度までの 40 年間で約 2.7 倍に拡大しており、さらに、平成 26 年度から 30 年度までの 4 年間で、東北、北陸、中国地方を中心に約 1.1 倍に拡大している。

また、全国の個体数については、環境省による推定が毎年行われており、令和 5 年度末時点の推定結果をみると、平成 10 年度から 26 年度までで 3.1 倍に増加しており、その後も令和元年度まで増加している。近年は、全国的な捕獲等の取組強化によってピーク時（令和元年度）より微減傾向にあるが、300 万頭前後の高い水準を維持している（図 1-(1)-3）。

図 1-(1)-3 ニホンジカの推定個体数（令和 5 年度末時点）

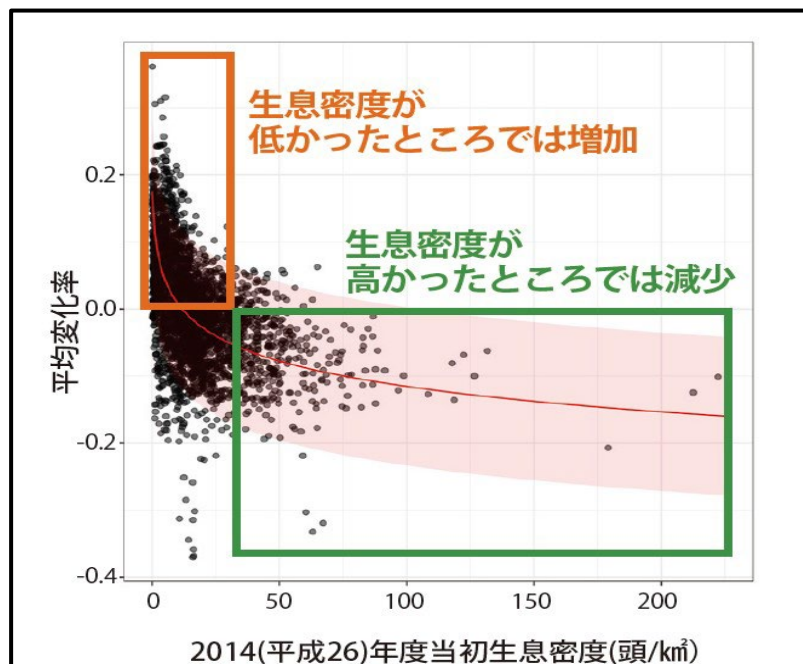


(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

また、環境省では「いま、どこで捕獲を強化していくのか～被害を減らすためのアプローチ～」(令和 7 年 3 月環境省)において、ニホンジカに関して全国の生息密度変化について分析している。平成 26 年度当初の生息密度が高かった地域では、捕獲強化策が効果を上げつつあり、令和 4 年度当初には生息密度が減少傾向にある一方、平成 26 年度当初の生息密度が低かった地域では、対策が十分ではなく、逆に生息密度が増加している可能性が指摘されている（図 1-(1)-4）。

³ 北海道に生息するエゾシカは、ニホンジカの亜種

図 1-(1)-4 ニホンジカの生息密度とその平均変化の関係



(注) 環境省の資料による。

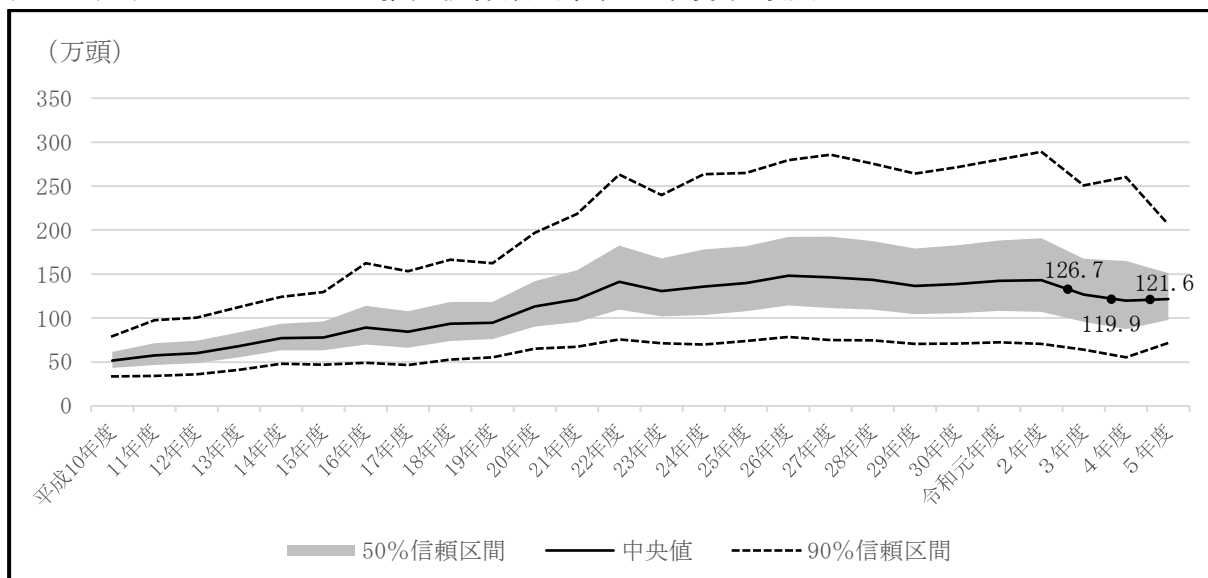
(イノシシの生息状況)

本州から九州まで国内に広く生息⁴しており、本州以南の生息分布域の面積をみると、昭和 53 年度から平成 30 年度までの 40 年間で約 1.9 倍に拡大しており、さらに、平成 26 年度から 30 年度までの 4 年間で、東北、北陸、関東地方を中心に約 1.1 倍に拡大している。

また、全国の個体数については、環境省による推定が行われており、令和 5 年度末時点の推定結果をみると、平成 10 年度から 26 年度までで 2.9 倍に増加している。近年は、ニホンジカと同様に全国的な捕獲等の取組強化等によってピーク時（平成 26 年度）より微減傾向にあるが、120 万頭前後の高い水準で推移している（図 1-(1)-5）。

⁴ 過去の調査において北海道での分布が確認されているが、これらは飼育下由来のイノブタを捕獲したもので、北海道では自然状態でのイノシシの生息はこれまで確認されていないとされている。

図 1-(1)-5 イノシシの推定個体数（令和 5 年度末時点）



(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

(指定管理鳥獣の管理に関する制度の変遷)

ニホンジカやイノシシの急速な生息数の増加や分布域の拡大により、農林水産業や生活環境の被害、生態系への深刻な影響が続いたことから、環境省及び農林水産省では、平成 25 年 12 月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成 25 年 12 月 26 日環境省、農林水産省）を取りまとめ、令和 5 年度までに平成 23 年度比でニホンジカ及びイノシシの個体数を半減させること（以下「半減目標」という。）を目標として掲げた（表 1-(1)-1）。また、平成 26 年には「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「旧法」という。）が改正され、法律名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められるとともに、鳥獣の「管理」が法律上で定義されている。

表 1-(1)-1 抜本的な鳥獣捕獲強化対策＜抜粋＞

捕獲目標の設定

○ 当面の捕獲目標（全国レベル）の設定

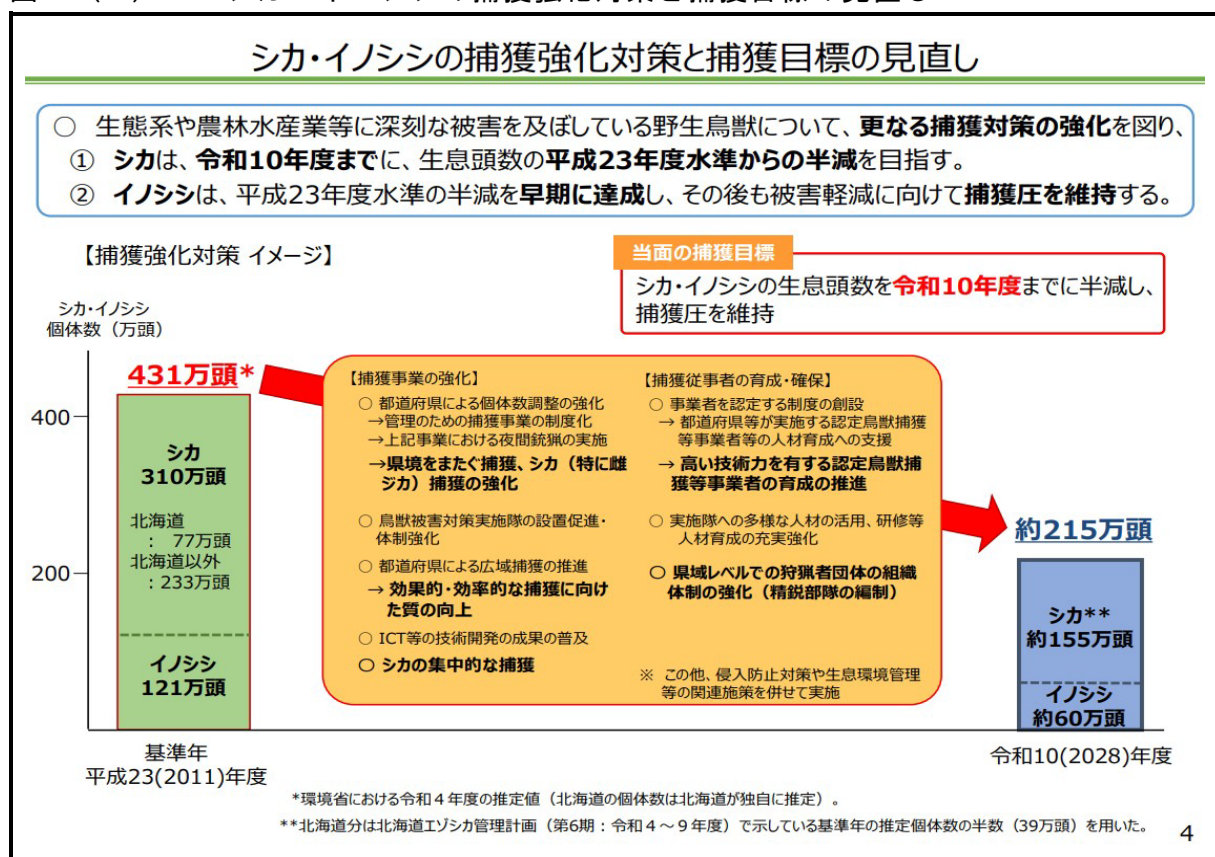
- ・ 抜本的な捕獲対策の推進に当たっては、個体数の把握と鳥獣管理の目指すべき姿を明らかにすることが必要である。一方、鳥獣の個体数の正確な把握や、地域の状況や時代のニーズを踏まえた適正な個体数を明らかにすることは非常に難しい。このため、本年 8 月に環境省が行った全国レベルの個体数推計結果を基に、ニホンジカ、イノシシについては、まず当面の目標として、10 年後（平成 35 年度）までに個体数を半減させることを目指すこととし、概ね 5 年後に捕獲対策の進捗状況を確認し必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・ 具体的には、本州以南のニホンジカは、現状の 261 万頭（平成 23 年度推定値）を平成 35 年度までに半減、北海道については、第 4 期エゾシカ保護管理計画に基づき平成 28 年度に 38 万頭まで減少させることを目指す。また、イノシシについては現状の 88 万頭（平成 23 年度推定値）から平成 35 年度に 50 万頭まで減少させることを目指す。（略）

(注) 下線は当省が付した。

さらに、旧法第7条の規定に基づき都道府県知事が策定する特定鳥獣保護管理計画が、第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）に整理され、生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している指定管理鳥獣等については積極的に捕獲を進め、生息状況を適正な状態に誘導するための個体群管理等の対策を強化することとされた。

なお、半減目標については、令和5年度の達成が困難な状況であったことから、令和5年9月に、「シカ・イノシシの生息頭数を令和10年度までに半減し、捕獲圧を維持」することとされた（図1-(1)-6）。

図1-(1)-6 シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標の見直し



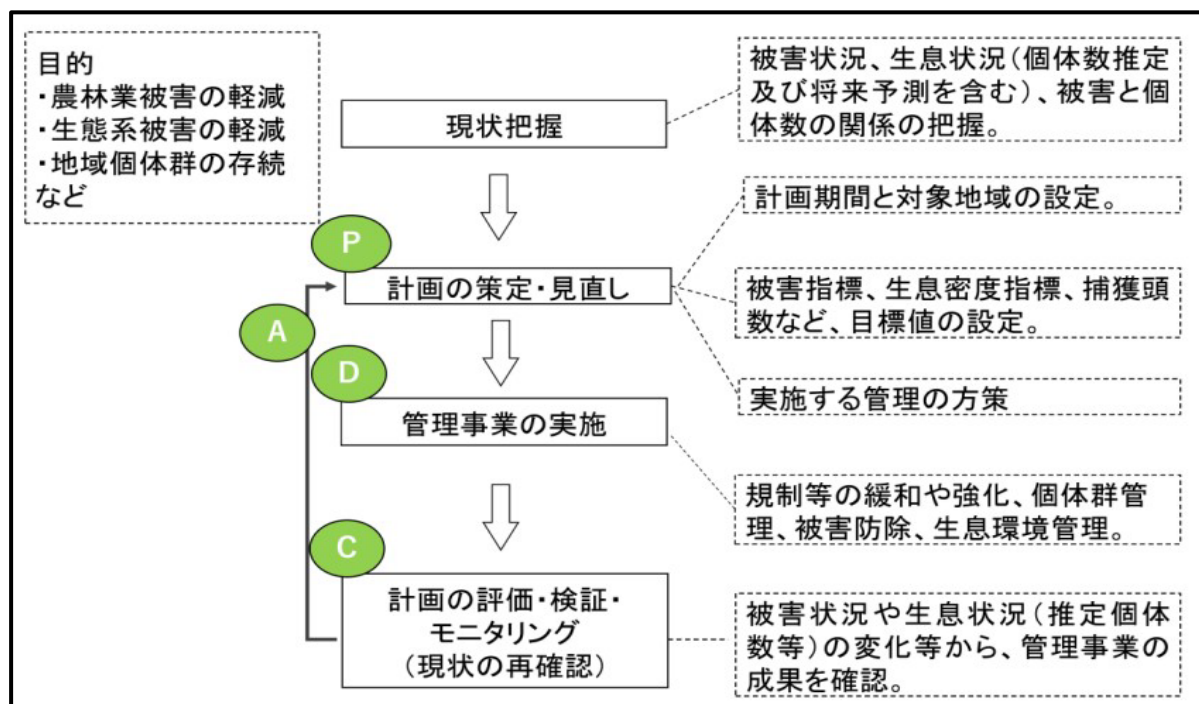
（注）環境省の資料による。

（指定管理鳥獣等に対する個体群管理）

鳥獣保護管理法第3条に規定する鳥獣保護管理法基本指針では、鳥獣の管理等は、原因と結果の因果関係を明確にしがたい不確実性を有する自然を対象に取り扱うものであることから、鳥獣保護管理法に基づく各種事業の実施に当たっては、科学的かつ計画的な目標の設定を行い、事業計画等を順応的に見直していく姿勢が重要とされており、鳥獣の生態に関する基礎的な調査、鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況、個体数推定等に必要の捕獲情報、生息密度情報、市街地への出没等の情報等を収集しつつ、科学的かつ計画的な鳥獣の管理等を推進することとされている。

また、環境省が毎年開催している「特定鳥獣の保護及び管理に関する研修会」においても、野生動物に関する課題に対して有効な施策を展開するためには、①現状把握、②計画の立案、③対策の実行、④評価、⑤改善、⑥次期計画への反映という PDCA サイクルを意識することが基本かつ重要であり、現状把握や評価を行うためには継続的なモニタリングが重要とされている。さらに、生息動向等のモニタリングによって個体群の現状とその変化を把握し、各種対策の効果検証を行うことで、順応的管理のもと、次の政策に反映させることが重要と指摘されており、これらのサイクルの中で設定された目標を踏まえて、指定管理鳥獣等の適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行うことが求められている（図 1-(1)-7）。

図 1-(1)-7 特定計画における PDCA サイクル



（注）環境省の資料による。

さらに、鳥獣保護管理法基本指針では、鳥獣保護管理法第 4 条の規定に基づき、都道府県知事が策定する鳥獣保護管理事業計画において、指定管理鳥獣を含む第二種特定鳥獣について生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行うこととされており、特に指定管理鳥獣の特定計画が定められている場合にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行うことが求められている（表 1-(1)-2）。

なお、生息動向の把握に活用されるモニタリング手法については、対象種の個体を直接観察し、生息密度などを算出する「直接観察調査」のほか、フンや足跡など痕跡を調査し、生息密度の代表値として動向を把握する「間接指標調査」がある（表 1-(1)-3）。

表 1-(1)-2 鳥獣保護管理法基本指針＜抜粋＞

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項	
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	
鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理法第 78 条の 2 に基づく調査として、鳥獣の生息の状況の調査に関する以下の事項を十分参照した上で、地域の実情に応じて実施する。	
1	鳥獣の生態に関する基礎的な調査
(1)	鳥獣生息分布等調査
都道府県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。	
(2)・(3)	(略)
(4)	第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査
第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあつては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。	

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(1)-3 生息動向モニタリングの主な手法

区分	手法	概要
直接観察調査	区画法	一定面積を 10 等分し、その小区画を各 1 人が踏査し、発見した個体を記録する。見落としや調査時期などに結果が左右される。
	自動撮影カメラ	稼働日数当たりの対象種の撮影回数から相対密度を算出する。REST 法や距離標本抽出法などにより絶対密度の算出も可能
	ライトセンサス	夜間の低くなった警戒心を利用し、かつライトで目が反射することを利用した調査方法。やぶの中など見通し次第で、発見率が落ちることもある。距離標本抽出法に基づき全体密度の算出が可能
	ドローン	カメラによる人力での調査より短時間で一定面積の調査が可能。自動走行や赤外線カメラでの調査が可能。調査面積当たりの確認個体数から絶対密度が算出できるが、林内での調査が難しいなど制約がある。
間接指標調査	ふんかい 糞塊法	5 km など一定距離の尾根上を歩き、発見された糞塊の数をカウントする方法。糞塊の見極めなど技術を要するとされる。
	ふんりゅう 糞粒法	1 m ² のコドラート（区画）内の糞粒数から生息密度を算出する方法。1 回のみ調査する方法と除去後に蓄積した糞数をカウントする方法がある。
	捕獲記録	出猟日当たりの捕獲数（CPUE ⁵ ）や目撃数（SPUE ⁶ ）として集計される。空間的に広域かつ大量にデータが集められる方法で

⁵ 単位努力量当たりの捕獲数（Catch Per Unit Effort）

⁶ 単位努力量当たりの目撃数（Sighting Per Unit Effort）

		ある。
	痕跡調査	イノシシなどの足跡や掘り起こし跡などの痕跡を単位距離当たりの痕跡数として記録する手法

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

(指定管理鳥獣等の管理に関する役割分担等)

国(環境省)は、関係省庁間の連携を強化しつつ、鳥獣保護管理法基本指針により、国全体としての鳥獣行政の方向性について示し、これに沿った取組を促進することとされており、さらに、鳥獣の保護及び管理の状況の変化並びに社会的変化に応じて、5年ごとに鳥獣保護管理法基本指針の見直しを行っている。

また、都道府県では、鳥獣保護管理法基本指針に即して、鳥獣保護管理事業計画を策定し、当該都道府県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、必要に応じて指定管理鳥獣等を対象とした特定計画を作成し、これらの計画に基づく施策を実施することとされている(表1-(1)-4、5)。

表1-(1)-4 鳥獣保護管理法<抜粋>

(鳥獣保護管理事業計画)	
第4条	都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を定めるものとする。
2	鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一	鳥獣保護管理事業計画の <u>計画期間</u>
二	第28条第1項の規定により <u>都道府県知事が指定する鳥獣保護区(中略)に関する事項</u>
三	鳥獣の人工増殖(人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。)及び放鳥獣(鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。)に関する事項
四	第9条第1項の許可(鳥獣の管理の目的に係るものに限る。)に関する事項
五	第35条第1項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第68条第1項に規定する猟区に関する事項
六	第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合においては、その作成に関する事項
七	第7条の2第1項に規定する <u>第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項</u>
八	<u>鳥獣の生息の状況の調査に関する事項</u>
九	<u>鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</u>
3～5	(略)
(第二種特定鳥獣管理計画)	
第7条の2	都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(希少鳥獣を除く。)がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「第二種特定鳥獣」という。)の管理に関する計画(以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。)を定めることができる。
2	<u>第二種特定鳥獣管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</u>
一	第二種特定鳥獣の <u>種類</u>
二	第二種特定鳥獣管理計画の <u>計画期間</u>
三	第二種特定鳥獣の <u>管理が行われるべき区域</u>

四	第二種特定鳥獣の <u>生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲</u> その他 <u>第二種特定鳥獣の管理の目標</u>
五	第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合においては、 <u>当該事業（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。）の実施に関する事項</u>
六	その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項
3	（略）

（注）下線は当省が付した。

表 1-(1)-5 都道府県における特定計画の策定状況

（単位：都道府県）

区分	クマ	ニホンジカ	イノシシ
特定計画の策定数	27	45	45

（注） 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 令和 8 年 4 月 30 日時点の策定状況である。

なお、市町村は、鳥獣保護管理法第 34 条の 2 に規定する緊急銃猟の実施主体として規定されているのみである。この指定管理鳥獣の管理に関する役割とは別に、市町村は、鳥獣被害防止特措法第 4 条の規定に基づき、区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣被害防止特措法第 3 条に規定する鳥獣被害防止特措法基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための被害防止計画を定めることができるとされている。同計画を策定している市町村は計 1,525 団体（令和 7 年 4 月 30 日時点）となっている。

（指定管理鳥獣等の広域的な管理）

3 以上の都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護又は管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合がある。このため、鳥獣保護管理法基本指針では、国は、都道府県と連携して、広域的な保護又は管理の方向性を示す広域指針の作成に努めることとされている。

なお、広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に関係する行政機関、団体等が連携して、広域協議会を設置して作成及び見直しをすることとされている。広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な鳥獣保護管理事業を実施することとされている（表 1-(1)-6）。

表 1-(1)-6 鳥獣保護管理法基本指針＜抜粋＞

1	鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
第四	鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施
2	鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方
(1)	広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方
3	以上の都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保

護又は管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合がある。この場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣の保護又は管理に係る取組事例を踏まえ、以下のとおり、広域的な保護又は管理の方向性を示す指針（以下「広域指針」という。）の作成に努める。

ア 広域指針の作成及び見直し

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に関係する行政機関、団体等が連携して、広域協議会を設置して作成及び見直しをする。広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な鳥獣保護管理事業を実施する。

イ 広域協議会の設置

広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に関係する都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるように努める。なお、行政機関については、鳥獣行政部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて河川行政部局等も参加する。ただし、カワウ等のように、行動域が広く、地域個体群の分布域を示すことが難しいものについては、各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。

ウ 科学的及び順応的管理の推進

広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを行う。広域協議会は、必要に応じて、鳥獣の生態や保護及び管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置する。科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象種の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行う。

エ 広域指針の記載項目

広域指針には、以下の項目を必要に応じて記載する。

- 1) 広域的な保護又は管理の目的及び背景
- 2) 保護又は管理すべき鳥獣の種類
- 3) 広域指針の期間
- 4) 広域指針の対象地域
- 5) 広域的な保護又は管理の目標（①保護又は管理の目標、②対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等））
- 6) 広域的な保護又は管理における特定鳥獣の保護又は数の調整に関する事項
- 7) 広域的な保護又は管理における生息地の保護及び整備に関する事項
- 8) 広域的な保護又は管理における被害防除対策
- 9) 広域的な保護又は管理におけるモニタリング及びフィードバック
- 10) その他広域的な保護又は管理のために必要な事項（①広域的な実施体制（広域協議会の体制等）、②特定計画及び都道府県協議会について、③普及啓発、④その他）

（注）下線は当省が付した。

（指定管理鳥獣等の広域的な管理に向けた体制整備）

環境省は、地方支分部局である地方環境事務所（現在は地方環境局）での鳥獣対策等の充実に向けた体制を強化するため、令和8年度からクマ対策専門官（計5人）及び広域鳥獣対策専門官（計10人）を増員しており、今後、同局での指定管理鳥獣等の広域的な管理に関する地方公共団体への支援等の取組を更に推進することとしている。

（指定管理鳥獣の捕獲等に関する制度）

鳥獣保護管理法第8条では、指定管理鳥獣を含む鳥獣の捕獲等を原則として禁止しており、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する許可捕獲、第11条第1項に規定する狩猟鳥獣の狩猟（登録狩猟）及び第14条の2に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合などに限って捕獲等が可能となる。また、鳥獣保護管理法第34条の2に基づき、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合、一定の条件（人命等への危害を防止するため緊急に対応が必要であること、銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること等）を満たした場合に限り、市町村長の判断により緊急銃猟が実施可能となる（表1-(1)-7）。

表1-(1)-7 鳥獣の捕獲等の枠組み

分類	狩猟 (登録狩猟)	許可捕獲			指定管理鳥獣 捕獲等事業	緊急銃猟
		学術 研究等	鳥獣の管理			
			被害防止	個体数調整		
目的	－	学術 研究等	生活環境、農林水産 業又は生態系に係る 被害防止	生息数又は 生息範囲の抑制		人の生命又は 身体に対する 危害防止
法的根拠	第 11 条	第 9 条			第 14 条の 2	第 34 条の 2
実施時期	狩猟期間	許可期間（通年可能）			事業実施期間	－
実施区域	鳥獣保護区等 の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域 (鳥獣保護区も可)			事業実施区域 (鳥獣保護区も可)	住居等又は その付近
実施主体	狩猟者	許可 申請者	市町村等	都道府県等	都道府県、 国の機関	市町村
主な担い手	－	－	鳥獣被害対策 実施隊等	事業受託者 (認定鳥獣捕獲等事業者、 捕獲団体等) 等		受託者（捕獲 等の技術を有す る者）、地方 公共団体職員 等

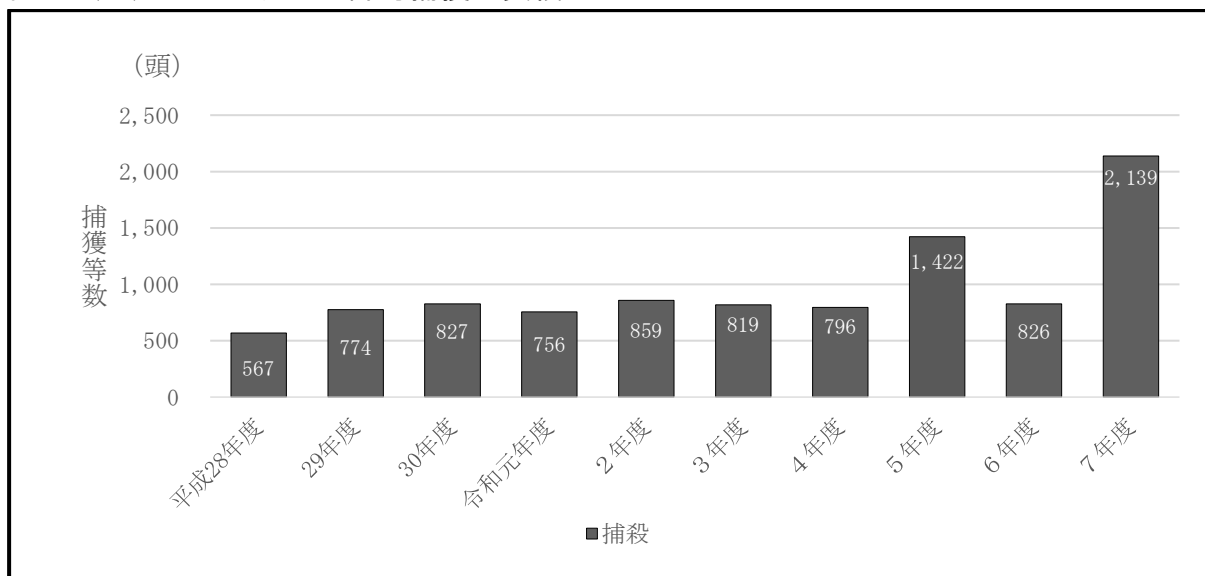
（注）1 農林水産省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「法的根拠」欄は、鳥獣保護管理法の条項を示す。

（指定管理鳥獣の捕獲等の実績）

クマの許可捕獲の実績をみると、北海道に生息するヒグマについては令和6年度が例年並みとなっており、7年度については増加している。また、本州以南に生息するツキノワグマについては、令和6年度の許可捕獲の実績は大量出没のあった5年度の6割程度にとどまったものの、7年度については5年度を超えて過去最多となっている（図1-(1)-8、9）。

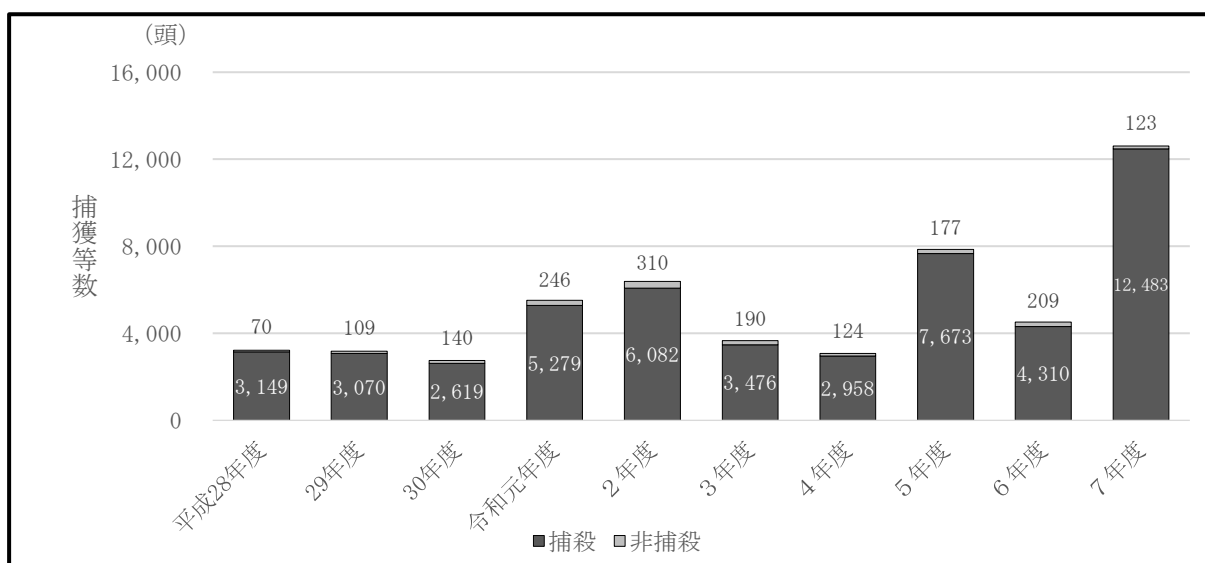
図 1-(1)-8 ヒグマの許可捕獲の実績



(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 非捕殺数は各年度で0件である。

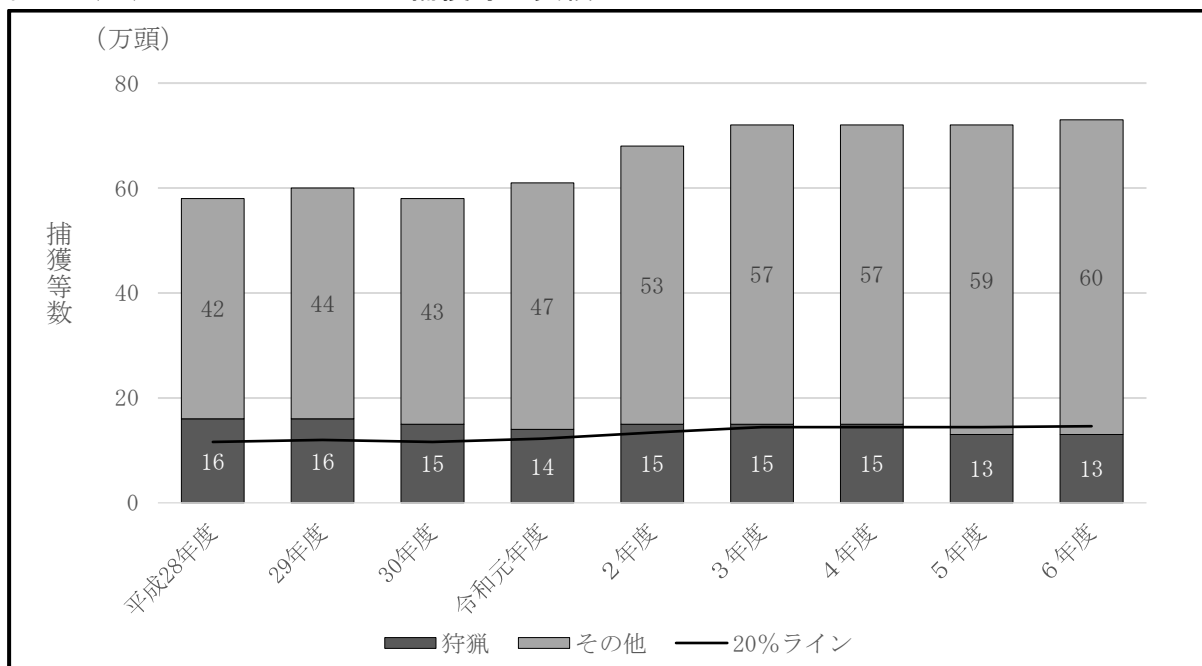
図 1-(1)-9 ツキノワグマの許可捕獲の実績



(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

次に、ニホンジカの捕獲等の実績をみると、令和3年度以降、72万頭程度で横ばいとなっており、このうち狩猟による捕獲が毎年20%程度を占めている（図1-(1)-10）。

図 1-(1)-10 ニホンジカの捕獲等の実績

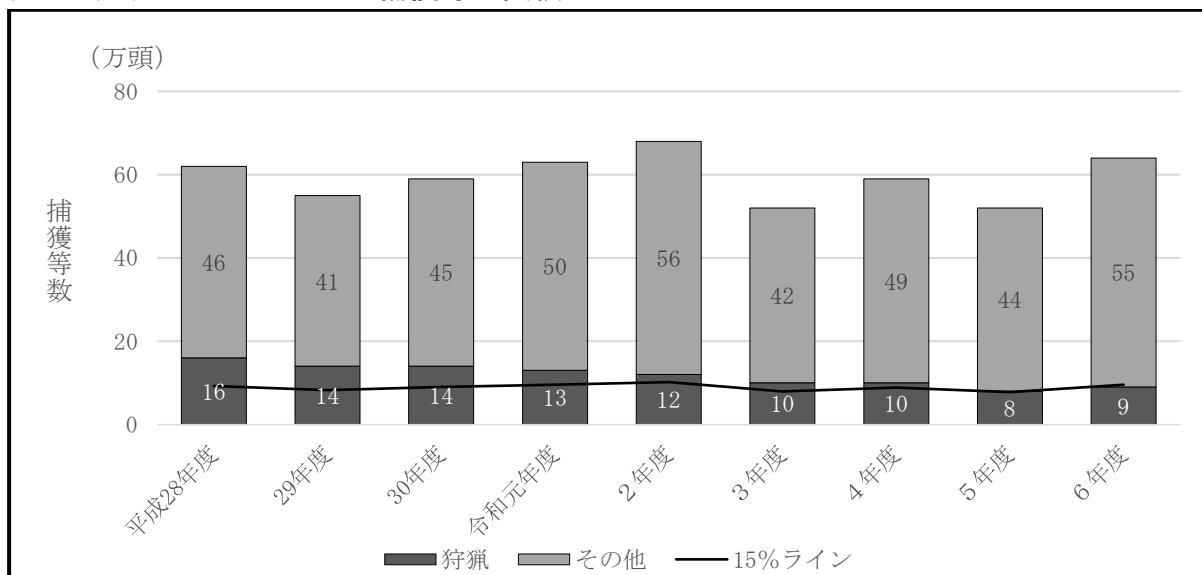


(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「その他」は、環境省及び地方公共団体による許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業の実績である。

次に、イノシシの捕獲等実績をみると、令和3年度以降、50万頭から60万頭前後の実績となっており、このうち狩猟による捕獲が毎年15%程度を占めている(図1-(1)-11)。

図 1-(1)-11 イノシシの捕獲等の実績



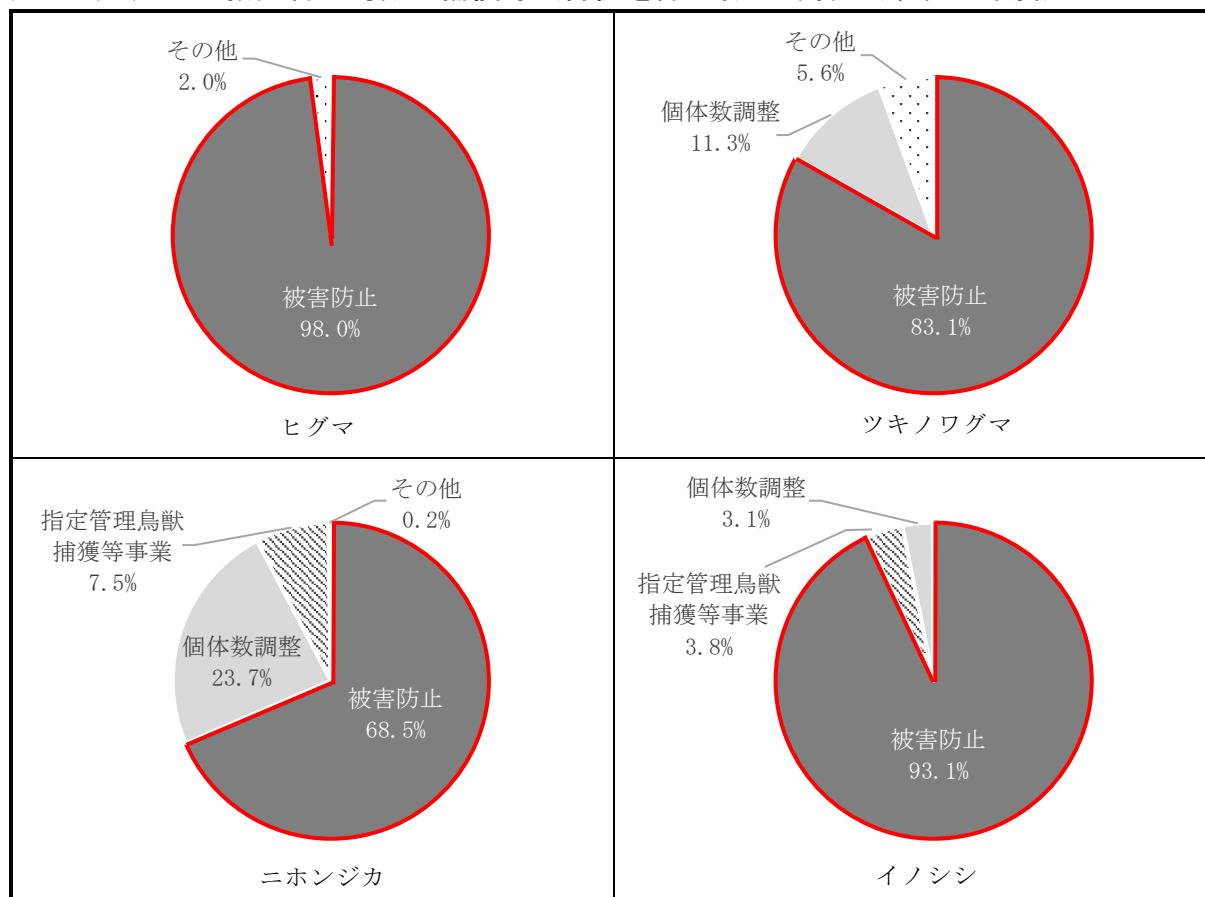
(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「その他」は、環境省及び地方公共団体による許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業の実績である。

（指定管理鳥獣の捕獲等の割合）

各指定管理鳥獣の捕獲等の割合（狩猟を除く。）をみると、全ての鳥獣において、「被害防止」のための許可捕獲が最も高い。獣種別にみると、①ヒグマについては98%、②ツキノワグマについては約83%、③ニホンジカについては約69%、④イノシシについては約93%を占める（図1-(1)-12）。

図1-(1)-12 指定管理鳥獣の捕獲等（狩猟を除く。）の割合（令和3年度）



（注）1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 図中の割合は、小数第二位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

3 「被害防止」とは、鳥獣関係統計における「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止」を指す。

4 「個体数調整」とは、鳥獣関係統計における「第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整」を指す。

イ 指定管理鳥獣の捕獲従事者等の動向

鳥獣保護管理法第39条の規定に基づき、狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならないとされており、狩猟免許は、使用できる猟具によって、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に区分されている（表1-(1)-8）。

なお、鳥獣保護管理法基本指針で定められた捕獲等の許可基準では、許可対象者として「原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空

気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合においては網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること」とされている。これは、目的が特定計画に基づく鳥獣の数の調整の場合も鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の場合も同一である。都道府県及び市町村が主体となった公的な捕獲等の実施に当たっては、捕獲団体等の狩猟免許所持者が中心となって進められている。

表 1-(1)-8 狩猟免許の種類

狩猟免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな） ※ 囲いわなは農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く。
第一種銃猟免許	装薬銃
第二種銃猟免許	空気銃 ※コルクを発射するものを除く。

（注）環境省の資料による。

また、主に公的な捕獲等の事業において安全を確保しつつ効果的な捕獲等を行い、円滑な業務を実施できる担い手を育成・確保するため、平成 26 年の鳥獣保護管理法改正により認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されている。

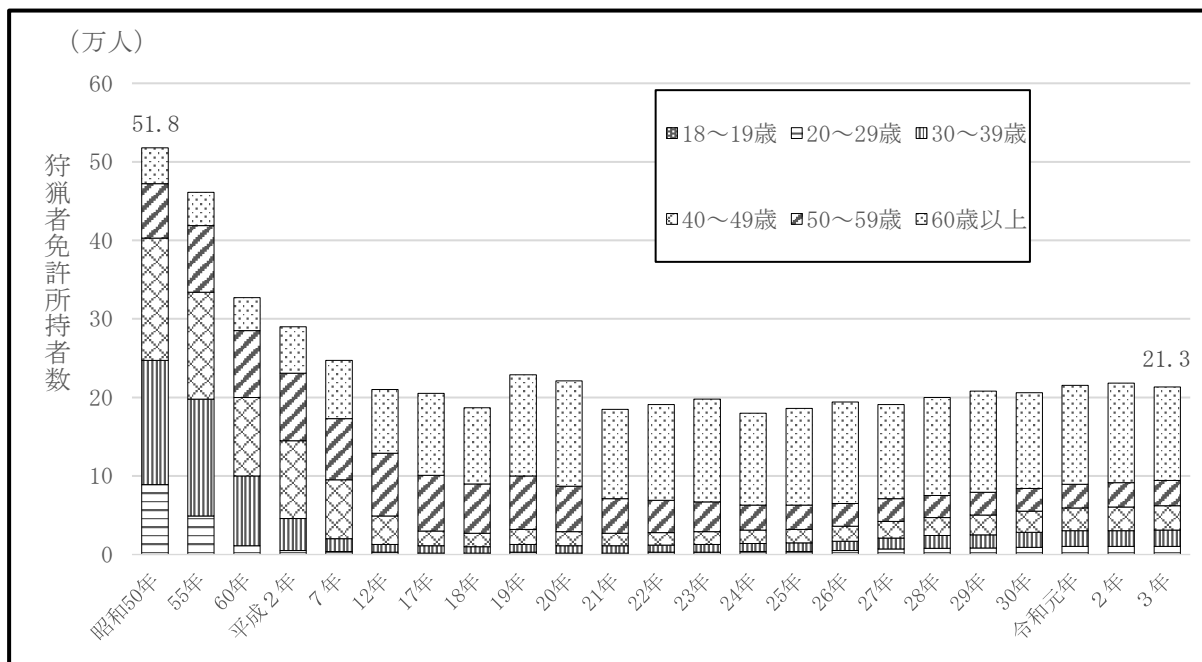
同制度では、鳥獣保護管理法第 18 条の 2 等の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業者（鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者）が、組織に関する基準、安全管理体制に関する基準、鳥獣捕獲等事業に従事する者（以下「事業従事者」という。）の技能及び知識に関する基準、事業従事者への研修の内容に関する基準、鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準等に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができるとされている。

加えて、鳥獣保護管理法基本指針において、山林の奥地等、これまで捕獲圧が十分ではなかった地域において、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲体制を構築する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者の活用も含めて、その場所に最適な捕獲方法の検討・選択及び体制の構築を行う必要があるとされており、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として個体群管理・生息環境管理・被害防除対策等の多岐にわたる鳥獣の保護及び管理の担い手となることが期待されている。

（狩猟免許所持者数の推移）

狩猟免許所持者数の推移をみると、昭和 50 年の約 51.8 万人から約 21.3 万人まで減少しているが、平成 28 年以降は横ばいとなっている。ただし、年齢階級別の割合に着目すると、60 歳以上が占める割合が昭和 50 年の約 9 %から令和 3 年の約 56%と大きく増加しており、地方公共団体による指定管理鳥獣の捕獲等に当たって高齢の捕獲従事者に頼る構造となっていることがうかがえる（図 1-(1)-13）。

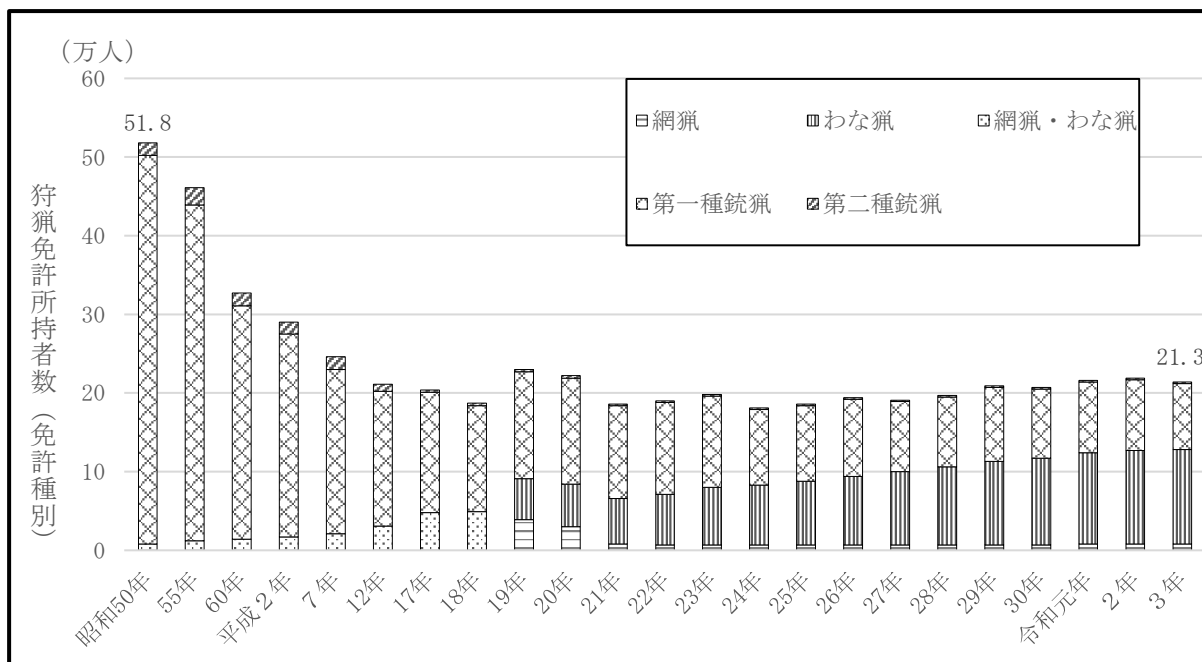
図 1-(1)-13 狩猟免許所持者数の推移（年齢階級別）



(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

また、狩猟免許所持者数の推移（免許種別）をみると、昭和50年には第一種銃猟免許所持者が約49.4万人で免許所持者全体の約95%を占めていたものの、令和3年には8.4万人となり全体の約39%まで減少している一方、わな猟免許所持者数及び全体に占める割合は増加傾向にある（図1-(1)-14）。

図 1-(1)-14 狩猟免許所持者数の推移（免許種別）

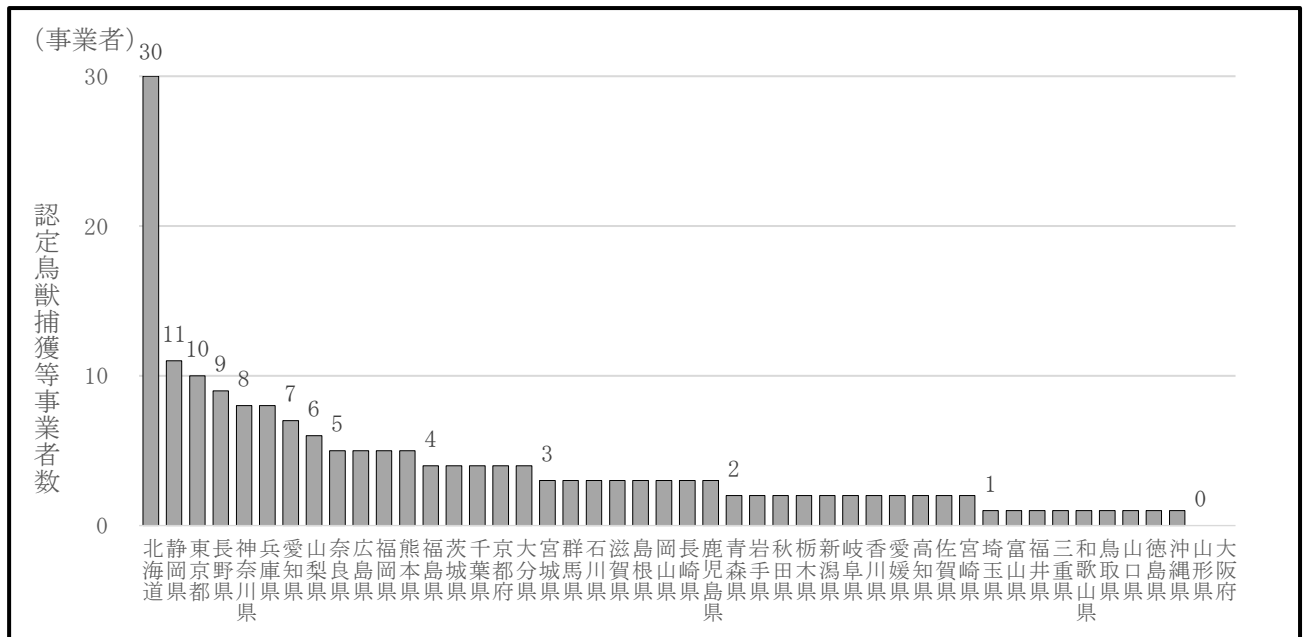


(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

（認定鳥獣捕獲等事業者数の推移）

認定鳥獣捕獲等事業者は、令和8年5月現在、全国で184事業者となっている。また、都道府県別の認定状況をみると、北海道が全国最多の30事業者となっている一方、9都道府県では1事業者のみであり、山形県及び大阪府では認定されていない（図1-(1)-15）。

図1-(1)-15 都道府県別の認定鳥獣捕獲等事業者数



（注）環境省の資料に基づき、当省が作成した。

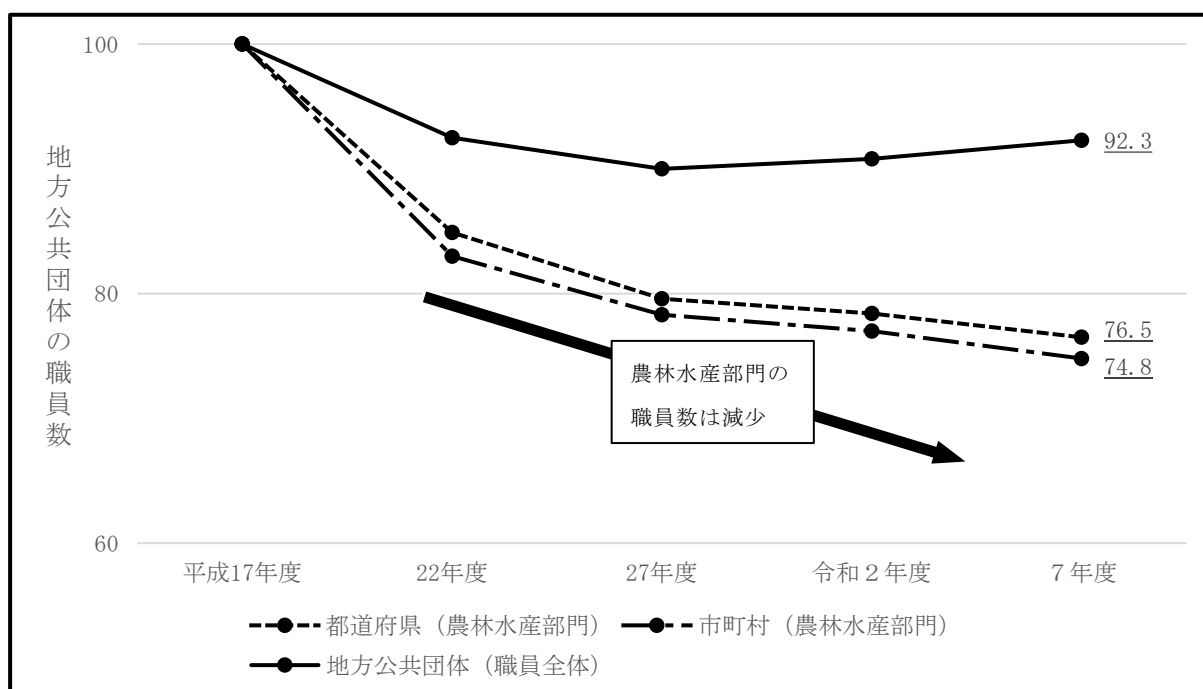
ウ 指定管理鳥獣の管理等における地方公共団体の体制

地方公共団体における指定管理鳥獣の管理施策を担う部局をみると、各地方公共団体により体制は異なるものの、都道府県では環境分野の施策・事業を担う部局と農林水産分野の施策・事業を担う部局が連携して対策を進めることが一般的である。また、市町村においては、主に農林水産分野の施策・事業を担う部局が指定管理鳥獣の管理に関する施策・事業を担っているケースが多い。

（指定管理鳥獣の管理に関する市町村の体制）

総務省自治行政局が毎年調査している「地方公共団体定員管理調査」における、市町村での農林水産部門の職員数の推移をみると、平成17年度以降で減少傾向となっている。その減少幅は、地方公共団体の職員全体より大きく、令和7年度では平成17年度比で約2割減となっている。また、例えばニホンジカの推定個体数は平成17年度比で約1.7倍に急増している状況であり、各市町村では限られた体制の中で、増加する指定管理鳥獣の管理に関する施策・事業に対応していることがうかがえる（図1-(1)-3、16）。

図 1-(1)-16 地方公共団体における農林水産部門の職員数の推移

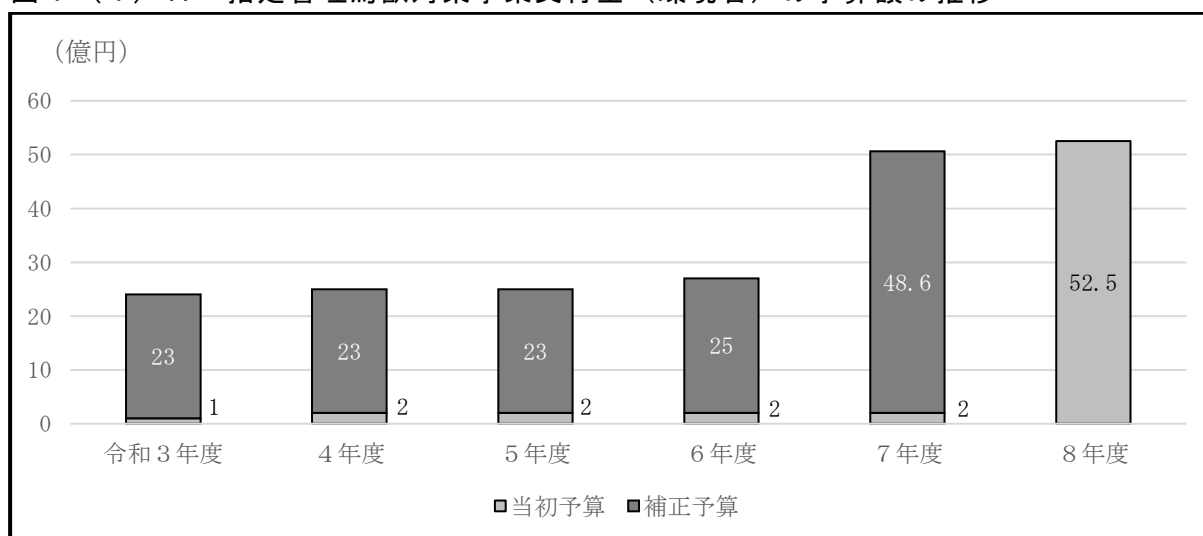


- (注) 1 「地方公共団体定員管理調査」(総務省自治行政局)に基づき、当省(行政評価局)が作成した。
 2 地方公共団体職員の職員数は平成17年度の職員数を100とした場合の指数を示す。

エ 指定管理鳥獣の管理等に関する各種交付金

環境省では、都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣の捕獲や被害対策等に対する交付金により、半減目標達成に向けた捕獲等事業及びクマによる被害防止に向けて行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援している(図1-(1)-17、表1-(1)-9)。

図 1-(1)-17 指定管理鳥獣対策事業交付金(環境省)の予算額の推移



- (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 令和8年4月現在である。

表 1-(1)-9 指定管理鳥獣対策事業交付金（環境省）における主な支援事業

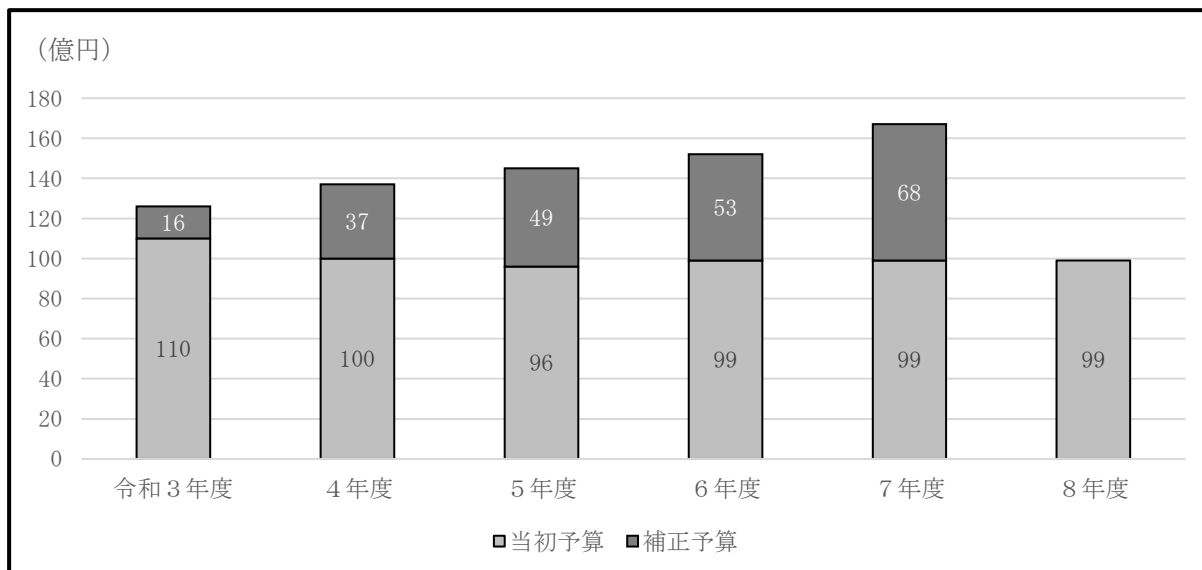
事業名		支援内容等
クマ類総合対策事業	計画策定・調査等事業	- 都道府県は事業費 5,000 千円を上限とする定額、協議会は事業費 10,000 千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は 1 / 2 以内） - 都道府県の交付上限額は 12,500 千円、協議会の交付上限額は 15,000 千円
	捕獲等事業	- 事業費の 1 / 2 以内 - 都道府県から市町村へ間接交付を行う場合は国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以上
ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業	都道府県は事業費 5,000 千円を上限とする定額、協議会は事業費 10,000 千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は 1 / 2 以内）
	指定管理鳥獣捕獲等事業	事業費の 1 / 2 以内（高密度地域を捕獲実施区域に含むニホンジカの捕獲等については事業費の 2 / 3 以内）
	効果的捕獲促進事業	「効果的捕獲モデル・技術開発タイプ」「市町村連携タイプ」「広域連携タイプ」それぞれ 10,000 千円を上限とする定額 ただし、協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に 10,000 千円を乗じた額を上限とする定額
鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業	認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	定額（2,000 千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は 1 / 2 以内）
	指定管理鳥獣管理専門人材の配置	定額（10,000 千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は 1 / 2 以内）
	緊急銃猟対応等実務者の育成	定額（2,000 千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は 1 / 2 以内、定額を超える事業費分について都道府県から市町村へ間接交付する場合は国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以上）

（注） 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 令和 8 年 4 月現在である。

また、農林水産省では、鳥獣被害防止総合対策交付金により、市町村が作成する「被害防止計画」に基づく鳥獣の捕獲等や被害防除、生息環境管理等の取組を総合的に支援している（図 1-(1)-18、表 1-(1)-10）。

図 1-(1)-18 鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）の予算額推移



(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 令和 8 年 4 月現在である。

表 1-(1)-10 鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）における主な支援事業

事業名	支援内容等
鳥獣被害防止総合支援事業	市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等を実施する事業
鳥獣被害防止都道府県活動支援事業	市町村が作成する被害防止計画に基づき、都道府県が主導して行う農地周辺等における広域捕獲活動、鳥獣被害対策実施隊員確保のための人材育成活動等を実施する事業
都道府県広域捕獲活動支援事業	市町村からの要請を受けて林地奥等で実施する広域的に分布又は移動するイノシシ、シカによる農林水産業被害の防止を目的とした広域な捕獲活動等を実施する事業
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払を実施する事業
シカ・クマ特別対策等事業	- シカ等の生息分布域の拡大に対応するため、個体数を減らすための捕獲対策等を実施する事業 - 農業被害や農業者の人身被害低減のため、農地周辺等におけるクマの捕獲対策等を実施する事業

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 令和 8 年 4 月現在である。

(2) 調査の視点及び報告の構成

このように、クマをはじめとする指定管理鳥獣の生息分布域は拡大し、人身被害等の各種被害が増加又は高止まりしていることから、これらへの管理施策を強化する必要がある中で、管理等の施策を担う地方公共団体の職員の減少や捕獲活動に従事する狩猟免許（銃猟）所持者の減少・高齢化などに加え、今後の日本国内の人口減

少により更に被害が深刻化するおそれがある。

これらの状況を踏まえ、本調査では、指定管理鳥獣に対する管理強化を図る観点から、国及び地方公共団体における鳥獣被害対策への取組状況等を調査し、その課題を明らかにするとともに、課題への対応策（国による支援の余地）を検討した。

具体的には、まず、指定管理鳥獣のうち、都道府県境をまたいだ移動が指摘されるクマ及びニホンジカの管理強化に向けた関係都道府県間の連携による広域での管理への取組の実態等を調査し、項目２及び３に整理した。

また、地方公共団体等での限られた人員・体制での効果的な指定管理鳥獣の管理等を着実に推進する観点から、鳥獣の捕獲等に係る許可手続や鳥獣保護区制度等での捕獲等の実施状況、地方公共団体及び捕獲従事者の負担軽減に向けた見直しの余地等について調査し、項目４に整理した。

(3) その他

(実地調査対象とした地方公共団体の選定の考え方)

今回、実地調査の対象とした地方公共団体は、指定管理鳥獣の生息状況や捕獲等の実績等を踏まえ、本州以南の 20 都道府県及び 25 市町村を対象とした。

なお、指定管理鳥獣の生息状況、各種対策の処理主体等を踏まえ、各項細目別に調査対象とする機関を選定しており、その内容は次表のとおりである（表 1-(3)-1）。

表 1-(3)-1 各項細目別の調査対象機関数

項細目名	都道府県数	市町村数
1 制度概要	—	—
2 クマの管理強化に向けた取組		
(1) 広域的な個体群管理の推進		
ア 個体数推定等の取組状況	16	—
イ 個体群管理に関する目標の設定状況等	16	—
(2) ゾーニング管理等の実施状況		
ア ゾーニング管理	16	24
イ 緩衝帯整備等の実施	16	24
(3) 過度な苦情等への対応状況	16	24
3 ニホンジカの広域的な個体群管理の推進	19	—
4 指定管理鳥獣の捕獲等の着実な実施		
(1) 指定管理鳥獣の捕獲等の実態	20	25
(2) 鳥獣保護区制度の適切な運用	20	25
(3) ニホンジカ等の捕獲従事者に対する補償	—	25
(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の活用状況	20	—
(5) 指定管理鳥獣の捕獲等に関する手続		
ア ニホンジカ等の捕獲許可手続	20	25
イ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定・更新手続	20	—

(注) 本表で記載した調査対象機関のほか、意見等を聴取している場合がある。

(本調査結果の事前の情報提供)

内閣官房内閣人事局及び環境省では、令和８年度定員要求・審査手続において、クマをはじめとする指定管理鳥獣等の広域的な管理等に関する地方公共団体への支援を充実させる観点から、地方環境事務所（現在は地方環境局）での支援体制について検討を進めることとしていた。このため、当省調査結果が両機関でのこれらの検討に有効活用されるよう、内閣人事局からの要請に応じて、令和７年１１月に調査結果の一部について情報提供を行った。

また、調査途上であった令和７年度には、クマの出没増加により被害者数及び死亡者数が過去最多を更新するなど、国民の安全安心を脅かす深刻な事態となったことから、環境省をはじめとする関係省庁では、クマ被害対策パッケージ等を策定し、対策の実施に着手している。さらに、令和８年４月以降も例年同時期と比較してクマの出没が多い状況であることなどを踏まえ、関係省庁による更なる効果的な対策を推進する観点から、環境省からの要請に応じて、本調査結果の公表（令和８年７月）に先立ち、調査情報について事前提供を行った（表１-(３)-２）。

表１-(３)-２ 調査情報の事前提供の状況

年月	提供先	内容
令和７年１１月	内閣人事局、 環境省	調査対象都道府県等におけるクマをはじめとする指定管理鳥獣の広域的な個体群管理への取組状況や取組を推進する上の課題等（項目２（１）及び項目３）
８年６月	環境省	調査対象都道府県等におけるクマの広域的な個体群管理を推進する上の課題や国に対する要望等（項目２（１））

2 クマの管理強化に向けた取組

(1) 広域的な個体群管理の推進

ア 個体数推定等の取組状況

【制度の概要等】

(保護管理ユニットの設定及び広域的な管理の推進)

クマは、行動圏が広く、多くの地域個体群が都道府県境をまたいで広域的に分布しており、地域個体群ごとに関係する都道府県が連携して保護・管理の方針を決定し、継続的なモニタリングの結果に基づく施策を実施していくことが重要とされている。このため、環境省では、クマの地域個体群について、既存の地域個体群の分布境界をもとに、行政界、交通網、河川、山塊等を考慮して、広域的な保護・管理を行うための行政単位となる「保護管理ユニット」を設定するとともに、保護管理ユニットの生息状況を示す指標である個体数水準を示している（表2-(1)-1、2）。

また、同省は、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版」（令和4年3月環境省。以下「クマガイドライン」という。）等において、クマを適切に保護・管理していくために、①同一の保護管理ユニットの関係行政機関が連携・協力して十分な規模のモニタリングを実施し、生息状況に応じた保護・管理すること、②近年は数年に一度、ツキノワグマの大量出没が発生し捕獲数が増加していることから、同一の保護管理ユニットに属する都道府県が協議・調整し、管理等の方向性について共通認識をもった上で計画的に管理等を進めることが必要としている。

表2-(1)-1 クマの保護管理ユニット

対象種	保護管理ユニット		関係行政機関	個体数水準
ヒグマ	1	渡島半島地域	後志総合振興局の一部、渡島総合振興局全域、檜山振興局全域	4
	2	積丹・恵庭地域	石狩振興局の一部、後志総合振興局の一部、胆振総合振興局の一部	3
	3	天塩・増毛地域	空知総合振興局の一部、石狩振興局の一部、上川総合振興局の一部、留萌振興局全域	3
	4	道東・宗谷地域	上川総合振興局の一部、宗谷総合振興局の一部、オホーツク総合振興局全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局全域、根室振興局全域	4
	5	日高・夕張地域	空知総合振興局の一部、胆振総合振興局の一部、日高振興局全域、上川総合振興局の一部、十勝総合振興局の一部	4

ツキノ ワグマ	1	下北半島	青森県	2
	2	白神山地	青森県、秋田県	4
	3	北上山地	青森県、岩手県、宮城県	4
	4	北奥羽	青森県、岩手県、秋田県	4
	5	鳥海山地	秋田県、山形県	4
	6	月山・朝日飯豊	山形県、福島県、新潟県	4
	7	南奥羽	宮城県、山形県、福島県	4
	8	越後三国	福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	4
	9	北アルプス	新潟県、富山県、長野県、岐阜県	4
	10	白山・奥美濃	富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県	4
	11	関東山地	群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県	4
	12	富士・丹沢	神奈川県、山梨県、静岡県	2
	13	中央・南アルプス	山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	4
	14	近畿北部	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県	4
	15	東中国	兵庫県、鳥取県、岡山県	3
	16	西中国	島根県、広島県、山口県	4
	17	紀伊半島	三重県、奈良県、和歌山県	2
	18	四国	徳島県、愛媛県、高知県	1

(注) 環境省の資料による。

表 2-(1)-2 保護管理ユニットにおける個体数水準の考え方

	内容等
個体数水準 1	【総個体数】 150 頭以下 (成獣個体数：100 頭以下)
個体数水準 2	【総個体数】 150－600 頭未満 (成獣個体数：100－400 頭未満)
個体数水準 3	【総個体数】 600－1,200 頭程度 (成獣個体数：400－800 頭程度)
個体数水準 4	【総個体数】 1,200 頭以上 (成獣個体数：800 頭以上)

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「総個体数」とは、都道府県単体ではなく保護管理ユニット全体の総個体数を示す。

(クマの個体数推定)

クマガイドラインでは、地域個体群の安定的な維持を図るためには、各保護管理ユニットにおいて、①適切な調査設計の下で個体数推定を行い、適正な捕獲上限数を設定すること、②特定計画の期間の中で総捕獲数の管理を行うために少なくとも数年に一度の頻度で個体数の推定を行う必要があること、③個体数推定を実施しない年度においても捕獲等の影響を図るために、経年的な生息動向を把握することが重要とされている。

環境省は、クマの個体数推定に当たり、「クマ類の個体数を調べる ヘア・トラップ法とカメラトラップ法の手引き (統合版)」(平成 24 年 3 月環境研究総合推進

費 クマ類の個体数推定法の開発に関する研究チーム。以下「クマの個体数推定手引き」という。)を策定し、カメラトラップ調査やヘア・トラップ調査等の手法を紹介している。都道府県等では、これらの手法により生息状況を把握し、クマの個体数推定を行っている(表2-(1)-3)。

表2-(1)-3 クマの個体数推定の調査手法

方法	調査方法
住民やハンターへの聞き取り調査法	市町村単位などの推定生息数のアンケート調査から推定する。
捕獲数と繁殖に基づく方法	捕獲数と繁殖個体数が釣り合っているとの仮定に基づき、捕獲数統計から全体の個体数を推定する。
個体群指標分析法	捕獲個体の年齢構成、繁殖状況の分析あるいは生け捕り調査などから、死亡率や繁殖率を推定し、それに基づき個体数あるいはその動向を推定する。
直接観察法	残雪期など見通しのよい条件の下で、直接観察により個体数を数える。
カメラトラップ法	自動撮影カメラによる撮影個体から、生息数を推定する。
標識再捕獲法	生け捕りワナで捕獲し、標識をつけて放逐し、その個体の再捕獲率から個体数を推定する。
痕跡調査法	食跡、フン、クマ棚など生活痕跡の存在状況から生息状況を推定する。足跡の大きさ測定、フンのDNA分析など様々なバリエーションがある。
ヘア・トラップ法	有刺鉄線のワナを設置し、採取された体毛のDNA個体識別に基づき生息数を推定する。

(注) クマの個体数推定手引きによる。

(令和7年対策パッケージの策定)

令和7年度においては、クマの出没増加により被害者数及び死亡者数が過去最多を更新し、本来の生息分布域である森林に近い環境だけでなく、多くの地域で人里に侵入し、人身被害が増大・多様化・広域化するなど、国民の安全安心を脅かす深刻な事態となった。このため、環境省をはじめとする関係省庁は、緊急的な対策を含めた総合的な施策を取りまとめた令和7年対策パッケージを策定した。

令和7年対策パッケージでは、「中期的に取り組むこと」の中で、①「クマの個体数管理の強化」として、適切な個体数管理の水準を判断するために必要となるクマの個体数について、環境省が都道府県と連携しながら全国統一的な手法で地域個体群ごとに推定する、②「人材育成・確保」として、各都道府県のクマ対策について広域的な観点から支援し、県境をまたがるクマの個体数管理を推進するため、地方環境事務所(現在は地方環境局)におけるクマ対策の専門的職員の配置を強化するとしている。環境省は、令和8年度からクマを含めた指定管理鳥獣等の広域的な管理等に関する地方公共団体への支援を担う地方環境局の職員の体制を強化することとしている。

(クマガイドラインの改定)

環境省は、クマガイドラインについて、上記、令和7年度の状況に対応した記載を充実させることで、都道府県による効果的な鳥獣保護管理事業の推進を図ることとし、8年4月に改定・公表している。

改定内容をみると、①クマの個体数と分布域の適正な管理を推進することで人との^{あつれき}軋轢を軽減しつつ、地域個体群の安定的な存続を目指す、②保護管理ユニットごとの広域管理、個体数水準及びゾーニング管理を基本として、個体群管理（捕獲等）、生息環境管理（里山の管理等）、被害防除対策（誘引物管理等）、出沒対応、普及啓発及びモニタリングに関する基本的な考え方を整理、③都道府県と国が協力して広域協議会の設立を推進して保護管理ユニット単位での広域的な管理等を進めることや都道府県と連携して全国統一的な手法で保護管理ユニットごとに個体数推定を実施するなどとされ、クマの管理等に対して国が積極的に関与していくとしている（表2-(1)-4）。

表2-(1)-4 改定後のクマガイドライン＜抜粋＞

Ⅲ. クマの保護・管理の基本事項

2. クマの保護・管理の基本的な考え方

(3) 基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）

1) 個体群管理

クマの個体群管理は、「問題個体の管理」と「個体数管理」の2つの目的で実施する。なお、個体数管理は個体数を減少させることと同義ではなく、一定の個体数に保つことも含まれる。(略)

個体群管理は、捕獲による個体群への影響（個体数の増減、性別や年齢構成などの個体群の構成の変化等）、人との軋轢の状況（出沒や被害の変化等）をモニタリングしながら、捕獲の効果を検証・評価して、順応的に実施することが重要である。なお、現時点では軋轢の低減につながる個体数は地域の状況によって異なるため目標個体数の設定が難しい地域も多いと思われる。その場合は、過去の個体数を参照にして目標個体数を設定し、目標に向かって捕獲を進めると同時に被害の状況をモニタリングし、その結果を踏まえて捕獲数を順応的に変化させながら軋轢の低減につながる目標個体数を導き出すという進め方も可能である。そのため、管理を目的とする保護管理ユニットでは、上記を踏まえて目標個体数を設定し、問題個体の管理と個体数管理を進めていく。(略)

Ⅳ. 特定計画の運用

1. クマの保護・管理の階層

(1) 広域の保護・管理方針の決定

クマの保護・管理は、「保護管理ユニット」単位での広域的な保護・管理と、特定計画による都道府県単位での保護・管理の2つの空間スケールにより進めていく。広域的な保護・管理では、保護管理ユニット内の都道府県が環境省と協力して広域協議会を設立する。広域協議会では、都道府県のモニタリングデータを共有し、保護管理ユニット全体の保護・管理の方針（個体群を縮小させるか、維持・増大させるか等）や、広域保護管理指針等を作成するとともに、行政界を跨って存在する奥山やクマの元来の生息域等の情報から、広域的な「コア生息地」の検

討・確保を行う。さらに、個体数水準3及び4の保護管理ユニットでは、保護・管理の方針をもとに目標個体数を設定する。(略)

(2) 特定計画の策定

都道府県は、保護管理ユニットの方針に基づき、特定計画を策定する。特定計画では、保護・管理の目標(以下、「計画目標」とする。)を設定した上で、計画目標を達成するために必要な、ゾーニング管理(略)及び基本的な施策(個体群管理、生息環境管理、被害防除対策)(略)に加え、これらの施策を適切に運用するための体制整備や普及啓発に関する事項を定める。計画目標と施策は、随時モニタリングによる状況分析を行い、次期計画の改定時には施策の実施状況及び計画目標の達成状況を評価して、計画の見直しを図る。さらに、保護管理ユニット内の都道府県の計画目標の状況、クマの生息状況、軋轢の状況について広域協議会で整理を行い、保護管理ユニットの保護・管理の方針の見直しにつなげる。(略)

3. 特定計画の運用のポイント

(2) 個体群管理

3) 目標個体数の設定

管理を目的とする保護管理ユニットでは、人とクマの軋轢を軽減するために、第二種管理計画で目標個体数を定めて捕獲を実施する。(略) なお、これまでは都道府県ごとに個体数推定を行っていたことから、推定個体数がわからない保護管理ユニットがあったことや、同一の保護管理ユニット内でも調査方法等が異なっている状況がみられた。そのため、環境省では都道府県と連携して全国統一的な手法で保護管理ユニットごとに個体数推定を実施する。第二種管理計画で定める目標個体数は、保護管理ユニットの個体数推定の結果も踏まえ、広域協議会で定める保護管理ユニットの目標個体数と調整を図った上で設定する。環境省による全国統一的な手法による調査に加え、実態に即した保護管理を実施していくためには、都道府県においても環境省と連携して個体数推定や密度等の調査を行っていくことが望ましい。(略)

(注) 下線は当省が付した。

(クマ被害対策ロードマップ)

環境省をはじめとする関係省庁では、2030年度(令和12年度)まで、都道府県や市町村等と連携しつつ、関係省庁が一体となって政策資源を総動員し、令和7年対策パッケージに含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図ることを目的に、クマ被害対策ロードマップを策定している。

同ロードマップでは、個体数管理の強化の観点から、令和8年度中に東北地方で、9年度以降に全国で「個体数調査・推定」を実施することとしている。また、令和8年度以降に「個体群単位で広域管理を検討する場の構築(広域協議会等の設置)」や「個体数調査や推定を踏まえた広域的な管理方針の検討」を行うこととしている(図2-(1)-1)。

図2-(1)-1 クマ被害対策ロードマップ＜抜粋＞



(注) 赤枠(点線)は当省が付した。

【調査結果】

（調査対象 16 都道府県における個体数推定の実施状況）

調査対象 16 都道府県におけるクマの個体数推定の取組状況をみると、全ての都道府県（100％）で実施していた。

また、調査対象都道府県の個体数推定に関する意見をみると、個体数推定結果に比べて、明らかに捕獲等実績が多すぎるケースがあるとするもの、精度向上のために更に調査範囲を広げる必要があるとするものなど、個体数推定の精度に関する課題についての意見が聴かれた（表 2-(1)-5）。

表 2-(1)-5 調査対象 16 都道府県におけるクマの個体数推定の精度に関する課題があるとする意見

主な意見等
・ 個体数推定について、推定結果の 4 割程度を捕獲する年度があるなど<u>推定結果と捕獲等実績のつじつまが合わないケースが発生</u>しており、労力やコストをかけながらも精度に問題のある推定結果しか得られない状況に対して、有識者からモニタリングの目的等について指摘されるなど、手法を見直す必要があった。しかし、推定の精度を向上させるためには多大なコストを要し、他の対策に要する費用を削減する必要があることなどから、<u>限られた予算の範囲内で生息頭数の増減傾向の把握に重点を置いた調査手法に見直すとともに、個体数推定の実施を取りやめる予定である。</u> ・ 近年の捕獲等数や調査で生息状況を把握できる範囲が狭いことを踏まえると、実際の生息数は推定数よりも多いかもしれないが、クマの正確な生息数は不明であり、<u>推定結果が実態とかい離しているかどうかの判断は難しい。</u> ・ <u>正確な生息状況を把握するためには、調査を取りやめた生息低密度地域など都道府県全体で調査範囲を広げる必要があると認識している。</u>

（注）当省の調査結果による。

（個体数推定のための生息状況調査の手法の採用状況）

調査対象 16 都道府県におけるクマの個体数推定に活用する生息状況調査の手法の採用状況を調査したところ、カメラトラップ法が 10 都道府県（62.5％）と最も多く、次いでヘア・トラップ法又は標識再捕獲法が 3 都道府県（18.8％）となっているなど、都道府県により調査手法が異なっている状況がみられた（表 2-(1)-6）。

なお、一部の都道府県では、複数の調査手法を組み合わせることで個体数を推定している状況もみられた。

表 2-(1)-6 調査対象 16 都道府県におけるクマの生息状況調査の手法の採用状況
（単位：都道府県、％）

調査手法	都道府県数
カメラトラップ法	10 (62.5)
ヘア・トラップ法	3 (18.8)

標識再捕獲法	3 (18.8)
自動撮影カメラの活用	2 (12.5)
痕跡調査法	1 (6.3)
直接観察法	1 (6.3)
その他	2 (12.5)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 ()内は、調査対象 16 都道府県に対する構成比である。
3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。
4 複数の区分に計上している都道府県がある。

(都道府県境をまたぐ広域的な個体群管理の取組状況)

調査対象 16 都道府県における都道府県境をまたぐ広域的な管理のうち、個体群管理に関する取組（以下「広域的な個体群管理」という。）状況をみると、都道府県内に複数所在する全ての保護管理ユニットで個体数推定を実施するなど、広域的な個体群管理に取り組むものが 6 都道府県（37.5%）、都道府県内に複数所在する一部の保護管理ユニットで個体数推定を実施又は実施を予定など、一部の保護管理ユニットで広域的な個体群管理に取り組むものが 2 都道府県（12.5%）、都道府県内の全ての保護管理ユニットで広域での個体数推定が未実施であるなど、広域的な個体群管理に取り組んでいないものが 8 都道府県（50.0%）みられた（表 2-(1)-7）。

表 2-(1)-7 調査対象 16 都道府県における都道府県境をまたぐ広域的な個体群管理の取組状況（都道府県）

(単位：都道府県、%)

区分	都道府県数
広域的な個体群管理に取り組むもの	6 (37.5)
一部の保護管理ユニットで広域的な個体群管理に取り組むもの	2 (12.5)
広域的な個体群管理に取り組んでいないもの	8 (50.0)
合計	16 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 ()内は、調査対象 16 都道府県に対する構成比である。

また、上記の表 2-(1)-7 について、調査対象 16 都道府県に所在する 14 保護管理ユニット⁷単位での取組状況をみると、関係都道府県の連携により広域での個体数推定を実施又は実施を予定しているなど、広域的な個体群管理に取り組んでいるものが 4 ユニット（28.6%）であった（表 2-(1)-8）。

⁷ いずれの保護管理ユニットも複数都道府県にまたがるユニットである。

表 2-(1)-8 調査対象 16 都道府県に所在する 14 保護管理ユニットにおける広域的な
個体群管理への取組状況（保護管理ユニット）

（単位：保護管理ユニット、％）

区分	保護管理ユニット数
広域的な個体群管理に取り組むもの	4 (28.6)
広域的な個体群管理に取り組んでいないもの	10 (71.4)
合計	14 (100)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、14 保護管理ユニットに対する構成比である。

3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

次に、都道府県をまたぐ広域での個体数推定等に取り組んでいる 4 ユニットの
における個体群管理の取組内容を調査したところ、環境省による保護管理ユニット
全域を対象とした個体数推定の実施を契機として関係都道府県が自らの発案によ
り広域協議会を設置し個体数推定等を含めた広域的な個体群管理に向けた検討・
取組が進んでいる例、平成 10 年代から関係都道府県が連携して継続的に個体数推
定や生息動向の把握等の取組を進めている例など、的確に生息状況を把握するた
めに効果的に取り組んでいる状況がみられた（表 2-(1)-9）。

表 2-(1)-9 4 保護管理ユニットにおける広域的な個体群管理の取組内容

保護管理ユニット	取組内容
ユニット A	保護管理ユニットに所在する各都道府県では、<u>従前、それぞれ 手法や時期が異なる生息状況調査に基づく個体数推定を実施して いたことから、各都道府県で算出した推定値の積み上げではユニ ット全体で精度の高い個体数推定の結果を得られず、個体群管理 等を進めるための適切な目標設定が困難であった。</u>しかし、環境 省による当該ユニット全体を対象とした個体数推定の実施により <u>精度の高い推定結果等が得られたことを契機として、関係都道府 県間で広域的な管理に向けた連携の必要性に関する議論が進み、 一部の都道府県の提案により広域協議会を設置</u>している。 今後、広域的な個体群管理等に向けた統一的な管理方針を策定 して、関係都道府県による連携した管理等に取り組むとともに、 広域協議会を核としてユニット全体での個体数推定等に取り組む こととしている。
ユニット B	保護管理ユニットに所在する各都道府県では、従前、それぞれ 手法や時期が異なる生息状況調査に基づく個体数推定を実施して いたことから、各都道府県で算出した推定値の積み上げでは精度 の高い推定結果を得られず、適切な目標設定が困難であった。 このため、関係都道府県間での情報共有にとどまっていた広域 協議会を核とした広域的な管理に着手することとし、令和 7 年度 から保護管理ユニット全体の生息状況調査や個体数推定を実施す

	ることとしている。
ユニットC	当該ユニットでは、平成 30 年度に関係都道府県により広域協議会が設置されており、<u>参加する各都道府県でのクマの管理業務から得られるモニタリングデータ</u>（捕獲個体情報、錯誤捕獲個体の放獣記録、捕獲個体の放獣及び殺処分記録、狩猟による捕獲、事故死等の人為的な死亡記録など）や地域住民等からのクマの目撃・痕跡情報（通報者、日時、場所、環境、誘引物、頭数、大きさ、クマの行動、注意喚起等その後の対応、痕跡状況など）<u>を協議会が管理運営しているシステムへ各都道府県が登録することにより、関係機関間でモニタリングデータ共有を図るとともに、ユニット全体での個体数推定に活用</u>している。
ユニットD	当該ユニットでは、関係都道府県が連携して平成 10 年度から 5 年に一度の頻度で個体数推定を実施しており、<u>16 年度にはこれらの都道府県で広域協議会を設置し、継続的にユニット全体での生息状況の調査や個体数推定を実施</u>している。 広域協議会に参加する一部の都道府県からは、隣接する保護管理ユニットと生息分布域の連続性が確認される場合には、保護管理ユニットをまたいだ広域での個体数推定が必要になるとの意見が聴かれた。

（注）当省の調査結果による。

（広域的な個体群管理が未実施となっている理由等）

調査対象 16 都道府県のうち、一部の保護管理ユニットで広域的な個体群管理に取り組む 2 都道府県及び広域的な個体群管理に取り組んでいない 8 都道府県の計 10 都道府県における、広域的な個体群管理が未実施となっている理由について調査したところ、広域協議会の設置・運営の負担⁸が大きいなど体制上の制約を挙げるものが 5 都道府県（50.0%）、個体数推定に活用する生息状況に関するデータの収集方法や時期に差異があることや関係機関間で広域的な個体群管理について検討する場がないこと、特定計画の策定主体が各都道府県単位となっていることを挙げるものがそれぞれ 2 都道府県（20.0%）みられたほか、保護管理ユニットでの管理に取り組むことによる効果が不明確とするものや都道府県単位での管理等で支障がないことを挙げるものもみられた（表 2-(1)-10）。

⁸ 広域協議会の運営の中核となる事務局では、協議会規約の作成や総会の開催、各種交付金事務（計画策定、交付申請、実績報告等）、協議会による捕獲等事業等の設計や発注、施工管理、許認可等関係機関との調整や財産管理等を担うことが一般的である。

表 2-(1)-10 広域的な個体群管理が未実施となっている理由

(単位：都道府県、%)

区分	主な理由	都道府県数
広域協議会の設置・運営の負担が大きいなど体制上の制約があるため	・ 単独都道府県としての指定管理鳥獣の管理等に関する業務が増加している中で、<u>関係都道府県による広域協議会設置に向けた調整や協議会設置後の事務局運営に関する業務負担が大きい</u>ため。 ・ クマ出没時の対応等の業務負担が大きい状況で、自都道府県内の全ての保護管理ユニットについて<u>一律に広域的な個体群管理を進めることは体制的に困難</u>であるため。 ・ 都道府県内のクマの生息密度が高く、<u>自都道府県内の対応で手一杯</u>であるため。	5 (50.0)
個体数推定に活用する生息状況に関するデータの収集方法や時期に差異があるため	近隣の都道府県とは個体数推定に活用する生息データの収集方法（調査手法や調査対象地区の設定方法等）が異なっており、 <u>関係都道府県が同一手法で都道府県境地域等の生息状況調査を実施した場合、これまで蓄積した自都道府県内の生息データとの接続が困難となるおそれがある</u> ため。	2 (20.0)
関係機関間で広域的な個体群管理について検討する場がないため	これまで関係都道府県の担当者が集まって広域的な個体群管理等の必要性を議論する場がないため。	2 (20.0)
特定計画の策定主体が各都道府県単位となっているため	都道府県単位で特定計画を策定することとされていることから、 <u>国の積極的な関与なく都道府県任せであれば必然的に都道府県単位での取組にとどまってしまう</u> ため。	2 (20.0)
保護管理ユニットでの管理に取り組むことによる効果が不明確であるため	国が示す「保護管理ユニット」という考えは理解しているが、それを基本として個体数や生息状況を把握することが、 <u>実際の個体数管理や被害軽減などの対策にどれだけ効果があるのか不明確</u> であるため。	2 (20.0)
都道府県単位での管理等で支障がないため	自都道府県内では、個体数が安定した個体群で増減傾向を把握しておけばよいことから、 <u>都道府県ごとの対応でも問題ない</u> と考えているため。	2 (20.0)
捕獲等の優先順位が高いため	保護管理ユニット内に何頭生息しているかを正確に把握することよりも、クマが出没している状況に対して、 <u>捕獲等に注力するなどの対応の優先度が高い</u> ため。	1 (10.0)

クマの移動範囲等 が不明であるため	保護管理ユニットは、地形も踏まえクマが移動する範囲で線引きしたものと承知しているが、 <u>実際にクマがどのように移動するかは不明であることに加え、同一ユニット内でも、餌となる果樹等の分布によりクマの分布に濃淡があることから、各都道府県の実態に合った政策を進めるのがよいと考えているため。</u>	1 (10.0)
隣接都道府県から 要望等がないため	他の都道府県から広域連携に関する要望はなく、広域的に連携しないことによる支障もないため。	1 (10.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、一部の保護管理ユニットで広域的な個体群管理に取り組む2都道府県及び広域的な個体群管理に取り組んでいない8都道府県に対する構成比である。

3 複数の区分に計上している都道府県がある。

(広域的な個体群管理に向けて国に求める支援等)

調査対象16都道府県のうち、一部の保護管理ユニットで広域的な個体群管理に取り組む2都道府県及び広域的な個体群管理に取り組んでいない8都道府県の計10都道府県に対して、これらの取組を進めるために必要な国の支援に関する要望等を調査したところ、各都道府県によって個体数推定に活用する生息状況調査の手法等が異なっている現状を踏まえ、共通の推定手法や調査のフォーマット等を統一的に示すなどの技術的支援を求めるものが5都道府県(50.0%)、令和7年対策パッケージにおいて取り組むこととされている国による全国的な生息状況の把握・推定等を求めるものが4都道府県(40.0%)、広域的な個体群管理の必要性等を関係都道府県で検討する場の設定を求めるものや都道府県等における指定管理鳥獣等の管理に関する各種業務が増大している現状から協議会等事務局の設置・運営に関する支援による都道府県の負担軽減を求めるものがそれぞれ3都道府県(30.0%)みられたほか、広域協議会の設置に向けた国による関係都道府県間の調整等への積極的な関与を求めるものが2都道府県(20.0%)みられた(表2-(1)-11)。

表2-(1)-11 広域的な個体群管理に向けて国に求める支援等

(単位：都道府県、%)

区分	主な意見等	都道府県数
個体数推定の手法統一化等の技術的支援	関係都道府県が連携した個体数推定を推進するため、共通の推定方法や調査のフォーマットを統一的に示すことが必要	5 (50.0)
国による全国的な生息状況の把握・推定等	全国のクマの生息状況等を国が示すことが必要	4 (40.0)
関係都道府県が広域的な個体群管理について検討する場の設定	関係都道府県が集まって広域での個体群管理等の必要性や方向性について検討する場の設定が必要	3 (30.0)
広域協議会の設置・運営	広域的な管理のために設置する協議会等	3 (30.0)

に関する支援	事務局の設置・運営に関する支援	
広域的な個体群管理に向けた関係都道府県間の調整への積極的な関与	広域的な個体群管理に向けた取組を進めるに当たっての関係都道府県間の調整等に対して、国が積極的に関与すべき。	2 (20.0)
広域的な個体群管理の必要性の明確化	クマの管理について、保護管理ユニット単位で管理する必要性について、環境省として見解を示すこと。	2 (20.0)
その他	- 都道府県側の体制上の制約がある中で優先的に広域的な管理に着手すべき保護管理ユニットを示すことが必要 - 保護管理ユニットの設定に当たって、同一都道府県内で複数のユニットに分割されていることで、県としての管理が煩雑になるためできる限り避けるべき。	2 (20.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、一部の保護管理ユニットで広域的な個体群管理に取り組む2都道府県及び広域的な個体群管理に取り組んでいない8都道府県に対する構成比である。

3 複数の区分に計上している都道府県がある。

なお、広域的な個体群管理に関する国からの必要な支援に関して、既に広域的な個体群管理に取り組む1都道府県からも、クマをはじめとする指定管理鳥獣等による被害の増加等を背景に単独都道府県での管理等に関する業務が増加しており、広域協議会の運営を担う事務局の運営に関する事務負担が大きいことから、協議会設置に当たって国から関係都道府県との調整等に関する支援や協議会事務局の運営に関する支援があれば、協議会設置等の取組がより円滑に進むのではないかとの意見が聴かれた。

また、都道府県内の一部の保護管理ユニットで広域的な個体群管理に取り組む2都道府県からは、都道府県での体制に限りがある中で協議会事務局の運営に関する事務負担の大きさから継続的な運営が困難となる可能性を危惧する意見も聴かれた。

イ 個体群管理に関する目標の設定状況等

【制度の概要等】

(クマの維持・回復から個体数の抑制削減に向けた目標個体数の設定)

クマガイドラインでは、個体群管理の目標を設定することとされ、従前、クマの地域個体群の長期にわたる安定的な維持のため、保護管理ユニットの個体数水準に応じた捕獲上限割合を定め、捕獲上限数以下に総捕獲数を抑える「総捕獲数管理」⁹による個体数維持又は回復が目的とされていた。

⁹ 保護管理ユニットの個体数水準に応じた捕獲上限割合から総捕獲数の上限を設定し、捕獲数を捕獲上限数以下に抑えること。

その後、環境省は、令和5年度に東北地方を中心に人身被害件数が過去最多（当時）となった状況等を踏まえ、新たに「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料」（令和6年9月環境省。以下「クマ補足資料」という。）を策定し、クマの保護・管理の目的を達成するため、新たに、個体群の安定的な維持及び人との軋轢軽減を図ることができる個体数（以下「目標個体数」という。）に管理することとした。これにより、クマの個体数や人との軋轢が増加している保護管理ユニットでは、個体数を目標個体数まで減少させるため、保護管理ユニットごとに目標個体数を設定し、目標個体数に向けた総捕獲数を設定する必要があるとされた。

また、環境省は、クマ補足資料では目標個体数の具体的な設定手法等は示していない一方、令和7年対策パッケージでは「中期的に取り組むこと」の一つとして、クマの個体数管理の強化の観点から「個体数の抑制・削減に関する目標設定の考え方の明確化」を挙げ、クマガイドラインを改定して個体数の抑制・削減を図るべき個体数水準を新たに設定し、適切な個体数管理のための目標設定に関する考え方を示すとしている（表2-(1)-12）。

表2-(1)-12 令和7年対策パッケージ＜抜粋＞

3. 中期的に取り組むこと ③ クマの個体数管理の強化 ○ 全国的な個体数調査・推計の実施【環境省】 ・ 適切な個体数管理の水準を判断するために必要なクマの個体数について、都道府県と連携しながら全国統一的な手法で地域個体群毎に推計する。 ・ 個体数推定に関する技術向上等に関する調査研究を進める。 ○ <u>個体数の抑制・削減に関する目標設定の考え方の明確化【環境省】</u> ・ 「特定鳥獣保護・管理計画策定のためのガイドライン（クマ類編）」を改定し、<u>個体数の抑制・削減を図るべき個体数水準を新たに設定し、適切な個体数管理のための目標設定に関する考え方を示す。</u> ○ クマの個体数管理のための支援【環境省、農林水産省】【再掲】 (略)

(注) 下線は当省が付した。

（クマガイドラインの改定による目標個体数の設定）

クマガイドラインの改定では、保護管理ユニット単位での広域的な保護・管理と、特定計画による都道府県単位での保護・管理の2つの空間スケールにより進めていくこととされた。広域的な保護・管理では、保護管理ユニット内の都道府県が環境省と協力して広域協議会を設立することとされている。

また、同協議会においては、都道府県のモニタリングデータを共有し、保護管理ユニット全体の保護・管理の方針（個体群を縮小させるか、維持・増大させるか等）や、広域保護管理指針等を作成するとともに、個体数水準3及び4など管理を目的とする保護管理ユニットでは、人とクマとの軋轢の低減を目的として目標個体数を設定し、目標個体数に向けた捕獲等による個体数管理を進めることが必要とされた。

なお、目標個体数については、人とクマとの軋轢の低減につながる個体数は地域の状況によって異なり設定が難しい地域もあることから、過去の個体数を参照して目標個体数を設定し、目標に向かって捕獲を進めると同時に被害の状況をモニタリングし、その結果を踏まえて捕獲数を順応的に変化させながら軋轢の低減につながる目標個体数を導き出すことも可能としている（表2-(1)-13）。

表2-(1)-13 改定後のクマガイドライン＜抜粋＞【一部再掲】

Ⅲ. クマの保護・管理の基本事項

2. クマの保護・管理の基本的な考え方

(3) 基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）

1) 個体群管理

クマの個体群管理は、「問題個体の管理」と「個体数管理」の2つの目的で実施する。なお、個体数管理は個体数を減少させることと同義ではなく、一定の個体数に保つことも含まれる。（略）

個体群管理は、捕獲による個体群への影響（個体数の増減、性別や年齢構成などの個体群の構成の変化等）、人との軋轢の状況（出没や被害の変化等）をモニタリングしながら、捕獲の効果を検証・評価して、順応的に実施することが重要である。なお、現時点では軋轢の低減につながる個体数は地域の状況によって異なるため目標個体数の設定が難しい地域も多いと思われる。その場合は、過去の個体数を参照にして目標個体数を設定し、目標に向かって捕獲を進めると同時に被害の状況をモニタリングし、その結果を踏まえて捕獲数を順応的に変化させながら軋轢の低減につながる目標個体数を導き出すという進め方も可能である。そのため、管理を目的とする保護管理ユニットでは、上記を踏まえて目標個体数を設定し、問題個体の管理と個体数管理を進めていく。（略）

Ⅳ. 特定計画の運用

1. クマの保護・管理の階層

(1) 広域の保護・管理方針の決定

クマの保護・管理は、「保護管理ユニット」単位での広域的な保護・管理と、特定計画による都道府県単位での保護・管理の2つの空間スケールにより進めていく。広域的な保護・管理では、保護管理ユニット内の都道府県が環境省と協力して広域協議会を設立する。広域協議会では、都道府県のモニタリングデータを共有し、保護管理ユニット全体の保護・管理の方針（個体群を縮小させるか、維持・増大させるか等）や、広域保護管理指針等を作成するとともに、行政界を跨って存在する奥山やクマの元来の生息域等の情報から、広域的な「コア生息地」の検討・確保を行う。さらに、個体数水準3及び4の保護管理ユニットでは、保護・管理の方針をもとに目標個体数を設定する。（略）

(2) 特定計画の策定

都道府県は、保護管理ユニットの方針に基づき、特定計画を策定する。特定計画では、保護・管理の目標（以下、「計画目標」とする。）を設定した上で、計画目標を達成するために必要な、ゾーニング管理（略）及び基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）（略）に加え、これらの施策を適切に運用するための体制整備や普及啓発に関する事項を定める。計画目標と施策は、随時モニタリングによる状況分析を行い、次期計画の改定時には施策の実施状況及び計画目標の達成状況を評価して、計画の見直しを図る。さらに、保護管

理ユニット内の都道府県の計画目標の状況、クマの生息状況、軋轢の状況について広域協議会で整理を行い、保護管理ユニットの保護・管理の方針の見直しにつなげる。(略)

3. 特定計画の運用のポイント

(2) 個体群管理

1) 保護管理ユニットの個体数水準と個体群管理の方針

(略) 個体数水準3及び4など管理を目的とする保護管理ユニットでは、軋轢の低減を目的として目標個体数を設定し、目標個体数に向けた捕獲を実施する。その場合は、問題個体の管理に加えて、目標個体数に向けて個体数管理を進めることが必要である。(略)

3) 目標個体数の設定

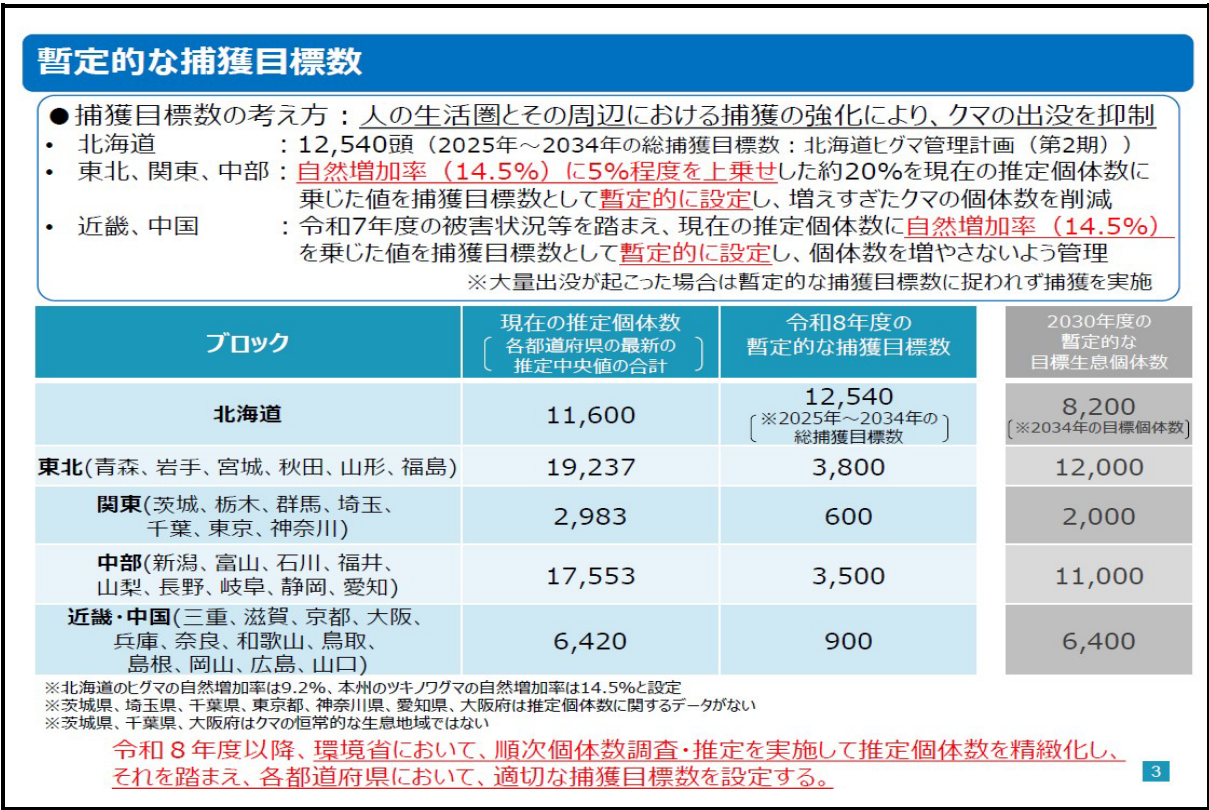
管理を目的とする保護管理ユニットでは、人とクマの軋轢を軽減するために、第二種管理計画で目標個体数を定めて捕獲を実施する。(略) なお、これまでは都道府県ごとに個体数推定を行っていたことから、推定個体数がわからない保護管理ユニットがあったことや、同一の保護管理ユニット内でも調査方法等が異なっている状況がみられた。そのため、環境省では都道府県と連携して全国統一的な手法で保護管理ユニットごとに個体数推定を実施する。第二種管理計画で定める目標個体数は、保護管理ユニットの個体数推定の結果も踏まえ、広域協議会で定める保護管理ユニットの目標個体数と調整を図った上で設定する。環境省による全国統一的な手法による調査に加え、実態に即した保護管理を実施していくためには、都道府県においても環境省と連携して個体数推定や密度等の調査を行っていくことが望ましい。(略)

(注) 下線は当省が付した。

(クマ被害対策ロードマップ)

クマ被害対策ロードマップでは、各保護管理ユニットにおける目標個体数の設定に関して、人の生活圏とその周辺における捕獲の強化により、クマの出没を抑制するため、各都道府県の最新の生息個体数推定結果から現在の全国ブロックごとの推定個体数を算出し、令和8年度における暫定的な捕獲目標数を設定するとともに、2030年度(令和12年度)における暫定的な目標生息個体数(目標個体数)を設定している。また、上述のとおり、令和8年度以降、環境省において、順次個体数調査・推定を実施して推定個体数を精緻化することとしており、その結果を踏まえて各都道府県において、適切な捕獲目標数を設定することとしている(図2-(1)-2)。

図 2-(1)-2 クマ被害対策ロードマップ＜抜粋＞



(目標個体数又は捕獲上限数が未設定の 12 都道府県における未設定の理由)

また、目標個体数が未設定及び捕獲上限数を設定している 10 都道府県並びに目標個体数及び捕獲上限数が未設定の 2 都道府県の計 12 都道府県におけるその理由をみると、環境省においてクマの個体群管理に関する方針等を変更したものの、具体的な目標個体数の設定方法や基準等を示しておらず、都道府県が自ら目標個体数の設定を行うことが困難とするものが 7 都道府県 (58.3%)、目標個体数を設定するには現状の都道府県が単独で行う個体数推定値よりも精度の高い推定値が必要とするものが 3 都道府県 (25.0%) などとなっている (表 2-(1)-15)。

表 2-(1)-15 目標個体数又は捕獲上限数が未設定の 12 都道府県における未設定の理由
(単位：都道府県、%)

区分	主な理由	都道府県数
環境省からクマ補足資料により管理方針が示されたものの、目標個体数等の具体的な設定方法が示されていないため	- 環境省はクマ補足資料で管理方針を示しているが、目標個体数等の具体的な設定手法を示していないため。 - 環境省が示す「人との軋轢がない個体数」について、あるべき姿が分からないため。 - 生息状況調査は飽くまで推定値であり、実際にどのくらいの頭数まで捕獲しても絶滅のリスクがないのか都道府県として判断できないため。 - 人身・農業被害が出ない頭数が何頭なのか不明であり、目標設定が困難であるため。	7 (58.3)
目標設定に当たって必要となる精度の高い個体数推定結果を得ることが困難であるため	クマ補足資料に基づく目標個体数を設定した上で、総捕獲数(個体群からの除去数)を管理する方法へ転換していくには、保護管理ユニットごとのより正確な(今よりも精度が高い)生息数を把握する必要があるため。	3 (25.0)
目標設定の優先順位が低いため	目標設定の基となる個体数推定値には幅があるため、管理する目標の設定に労力をかけるよりも、人里での被害防止対策に力を入れた方がよいという現状にあるため。	1 (8.3)
その他	- クマ補足資料での個体群管理の方針転換に当たって国から特に説明は受けていないため。 - 捕獲上限数については、生息数を正確に把握できない状況において、捕獲数(出没数)の年次変動が大きく、適切な上限値の設定が困難であり、さらには、大量出没時の対応にも支障を来すおそれがあるため。 - 安定個体群にあると考えられるため。ただし、市町村による許可捕獲が増加した場合に狩猟の	3 (25.0)

	自肅を要請するための基準は設定している。	
--	----------------------	--

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 ()内は、目標個体数が未設定となっている12都道府県に対する構成比である。
- 3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。
- 4 複数の区分に計上している都道府県がある。

(目標個体数の設定に向けた国に対する意見・要望等)

調査対象 16 都道府県における目標個体数の設定に向けて国に求める支援等について調査したところ、目標個体数の算出方法や必要となるデータを示すことなど目標設定に関する技術的支援を求めるものが6都道府県(37.5%)みられたほか、目標個体数の設定に当たっては精度の高い個体数推定結果が必要になることから国による推定実施を求めるものが3都道府県(18.8%)となっている(表2-(1)-16)。

表2-(1)-16 目標個体数の設定に当たって国に求める支援等

(単位：都道府県、%)

区分	主な意見等	都道府県数
目標個体数の算出に関する技術的支援	- 環境省が示す「人との軋轢がない個体数」について、あるべき姿が曖昧かつ不明であることから、<u>クマとの軋轢軽減を図ることができる個体数の算出方法等</u>を示してほしい。 - 次期特定計画の策定に向けて個体群管理の目標数を検討するに当たり、<u>どういった情報を集めることで、検討のためのデータとして活用できるか</u>示してもらえれば参考になる。	6 (37.5)
国による個体数推定等の実施	<u>国がクマの広域的な生息状況調査を実施し、地域個体群の絶滅を防ぐ捕獲数の目安となるデータを提供してもらうことで、絶滅を防ぎながら人里での捕獲を強化することができるのではないか。</u> - 環境省がニホンジカやイノシシと同様にクマでも各都道府県での生息状況や生息密度等を提示してもらえれば、基礎資料とすることができる。さらに、保護管理ユニット単位での対策をしていくとなった場合にも円滑に進むのではないかな。 <u>目標設定に必要な精度の高い個体数推定結果を得るためには同一ユニットに属する関係都道府県が同時期かつ同一の手法で生息状況調査を行うことが望ましいことから国等が主体的に実施してもらいたい。</u>	3 (18.8)
その他	クマガイドラインでは、個体数水準の基準を成獣の個体数としているが、当該個体数は全国统一の取扱いであり各ユニットの事情が反映されていないため、各	1 (6.3)

	ユニットの生息状況に応じた成獣個体数の基準を示してほしい。	
--	-------------------------------	--

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 ()内は、調査対象 16 都道府県に対する構成比である。
- 3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。
- 4 複数の区分に計上している都道府県がある。

(目標個体数及び捕獲上限数を設定している 4 都道府県における目標設定に係る意見)

さらに、目標個体数及び捕獲上限数を設定している 4 都道府県における目標設定に係る意見をみると、2 都道府県からクマガイラインに沿った従来の考え方に基づく目標をそのまま目標個体数として適用しているものであり、設定に苦慮しているといった意見のほか、現在のクマの生息状況等と勘案して妥当なのか疑問視する指摘があるといった意見が聴かれるなど、目標個体数の設定に当たって苦慮している状況がうかがわれた(表 2-(1)-17)。

表 2-(1)-17 目標個体数の設定に当たっての課題等

主な意見等
- 環境省から具体的な設定手法が示されておらず、<u>従来の考え方に基づく目標をそのまま目標個体数として適用しているものであり、設定に苦慮している。</u> - クマガイラインで示された個体数水準の目標を参考に設定しているものであるが、<u>現在のクマの生息状況等と勘案して妥当なのか疑問視する指摘がある。</u>

- (注) 当省の調査結果による。

(保護管理ユニットにおける個体群管理目標の設定状況等)

調査対象 16 都道府県に所在する 14 保護管理ユニットのうち、広域的な個体群管理に取り組む 4 ユニットにおけるクマの個体群管理目標(目標個体数及び捕獲上限数)の設定状況をみると、目標個体数及び捕獲上限数を設定しているものが 1 ユニット(25.0%)、目標個体数が未設定及び捕獲上限数を設定しているものが 1 ユニット(25.0%)、目標個体数及び捕獲上限数が未設定となっているものが 2 ユニット(50.0%)みられた(表 2-(1)-18)。

表 2-(1)-18 個体群管理に関する目標の設定状況

(単位：保護管理ユニット、%)

個体群管理目標設定状況		保護管理ユニット数
目標個体数	捕獲上限数	
○	○	1 (25.0)
×	○	1 (25.0)
×	×	2 (50.0)
合計		4 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 ()内は、4 保護管理ユニットに対する構成比である。

(広域的な個体群管理に取り組む4ユニットが所在する6都道府県における個体群管理目標の設定に係る課題)

調査対象16都道府県に所在する14保護管理ユニットのうち、広域的な個体群管理に取り組む4ユニットにおける個体群管理に関する目標設定等への取組状況をみると、保護管理ユニットでの広域的な管理等の方針である広域指針等を定めているものの、個体群管理に関する目標のうち捕獲上限数の設定について、関係都道府県間で算定に用いる捕獲上限割合が異なるなどの状況がみられた(表2-(1)-19)。

表2-(1)-19 関係都道府県間で捕獲上限数の設定手法が異なっている事例

区分	事例の概要等
関係都道府県間で捕獲上限割合が異なるもの	同一の保護管理ユニット内に所在する2都道府県は、互いに隣接しており、生息する個体が都道府県境を行き来していることが確認されているものの、 <u>都道府県におけるクマの捕獲等に関する方針等の違いから、異なる捕獲上限割合により捕獲上限数を設定</u> している。
関係都道府県間で捕獲上限数の算定に活用する個体数推定値の範囲が異なるもの	同一の保護管理ユニット内に所在する複数の都道府県では、それぞれ同一の捕獲上限割合を使用して目標値(捕獲上限数)を設定しているが、 <u>捕獲上限数の算定に活用する個体数推定値を「保護管理ユニット全域の生息数」とする都道府県がある一方、「自都道府県内に生息する生息数」を使用して算出する都道府県があるなど、捕獲上限数の設定手法が異なっている。</u>

(注) 当省の調査結果による。

また、関係都道府県間で鳥獣保護管理法第11条に規定する狩猟可否の取扱いが異なっている例もみられるなど、同一の保護管理ユニットを管理する関係都道府県間で統一的な個体群管理目標の設定等が困難となっている状況がみられた(表2-(1)-20)。

表2-(1)-20 関係都道府県間で狩猟可否の取扱いが異なっている事例

区分	事例の概要等
関係都道府県間で狩猟可否の取扱いが異なるもの	同一の保護管理ユニット内に所在・隣接する都道府県では、 <u>生息する個体が都道府県境を行き来していることが確認されているが、一方の都道府県では狩猟が認められるが、他方の都道府県では狩猟禁止となっている</u> など、狩猟可否の取扱いが異なっている。

(注) 当省の調査結果による。

さらに、同一の保護管理ユニットを管理する関係都道府県間で統一的な個体群管理目標の設定等が困難となっている状況について、これらの都道府県境の近郊

地域に所在する一部の市町村においても課題として認識されており、クマが出没した際の当該市町村での対応に当たって隣接都道府県側で積極的な捕獲等が行われることにより当該市町村における捕獲等に係る都道府県での許可に係る判断が抑制的になると感じる場合があります、迅速な捕獲等の対応を取ることが困難となるケースがあったとしている（表２-(１)-21）。

表２-(１)-21 同一ユニットを管理する関係都道府県間で統一的な個体群管理目標の設定等が困難となっている状況に対する都道府県境近郊に所在する市町村の意見

意見の概要等
同一ユニットに所在する関係都道府県の捕獲等の方針が異なり、統一的な個体群管理目標の設定等となっていないことについては市町村議会からも指摘を受けており、課題であると捉えている。当市町村が所在する都道府県では、捕獲上限数の設定に当たってユニット全域での生息個体数を活用しているが、ユニット全域での捕獲等実績等を参考にユニット全体の捕獲等数が上限数を超えないよう捕獲許可の可否を判断しているようであり、<u>隣接する都道府県側で積極的に捕獲等が行われることにより、自都道府県での捕獲等の許可判断が抑制的になっているように感じる</u>ことがあり、<u>自市町村区域内でクマが出没した場合でも、迅速に捕獲等の対応を進めることが困難となるケースがあった。</u>

（注）当省の調査結果による。

（統一的な個体群管理目標の設定等が困難となっている理由等）

同一の保護管理ユニットを管理する関係都道府県間で統一的な個体群管理目標の設定等が困難となっている状況について、これらの保護管理ユニットに所在する都道府県にその理由・意見等を調査したところ、隣接都道府県との捕獲等の方針や個体群管理目標の違いは認識しているものの、自都道府県内での人身被害等が発生している状況を踏まえ対応してきた経緯があり、隣接都道府県の方針や目標に沿った対応に切り替えることに対して自都道府県内の市町村から理解を得ることができず困難とする意見が聴かれた。また、特定計画の策定等が各都道府県の事務とされていることから、特定計画の策定等の取扱いが関係都道府県ごとに区々となっていることはやむを得ないが、都道府県をまたぐ個体群管理を進めるに当たって個体群管理目標の設定等の取扱いが区々とならないよう国の関与による調整が必要といった意見等が聴かれた（表２-(１)-22）。

表 2-(1)-22 同一ユニットに所在する関係都道府県間で統一的な個体群管理目標の設定等が困難となっている状況に対する関係都道府県の意見等

区分	意見の概要等
捕獲等の方針の違いに関する意見等	・ 同一の保護管理ユニットに所在する隣接都道府県と個体群管理に関する目標や捕獲等の方針が異なることは承知しているものの、<u>人身被害等の発生状況を踏まえて取り組んできた経緯があり、隣接都道府県の方針に沿った対応に切り替えることは自都道府県内の市町村等の理解が得られず困難</u>と考えている。 ・ 現行法令では特定計画の策定等が各都道府県の事務とされていることから、これらの取扱いが都道府県ごとに区々となっていることはやむを得ないとするが、<u>都道府県をまたぐ個体群の管理を進めるに当たって管理に関する方針が区々とならないよう、国の関与による調整がなされるなど制度改正等の検討が必要</u>
捕獲上限数の設定に関する意見等	・ クマは広域的に移動、分布することから、<u>都道府県単位でなく地域個体群での個体数管理が必要であるとの考えから保護管理ユニット全体の推定個体数に基づく捕獲上限数を設定・運用</u>している。 ・ <u>捕獲上限数は狩猟解禁可否の判断基準として活用しているのみであり、捕獲数が上限に達しても必要であれば捕獲等を行っている。</u>

(注) 当省の調査結果による。

(まとめ)

環境省は、鳥獣保護管理法基本指針やクマガイドライン等において、国内に生息するクマの管理等に当たって、同一の保護管理ユニットに属する都道府県が協議・調整し、保護・管理の方向性について共通認識をもった上で計画的に管理等を進めることを求めてきた。

調査対象 16 都道府県におけるクマの個体群管理への取組状況をみると、都道府県境をまたぐ広域的な個体群管理の方向性等を検討していくために必要な基礎データとなる個体数推定に取り組んでいる保護管理ユニットは約 3 割となっていた。これらの保護管理ユニットを管理する関係都道府県では、個体数推定だけでなくユニット全体を対象とした継続的なモニタリングによる生息動向の把握等に取り組んでいる事例もみられた。

他方で、広域的な個体群管理が未実施となっている都道府県では、これらの取組を進めることが困難となっている状況がみられた。その理由として、クマをはじめとする指定管理鳥獣等の生息区域拡大や生息個体数の高止まりなどを背景に単独都道府県としての鳥獣管理等の業務が増加している中で、関係都道府県間での広域協議会設置を含めた広域的な個体群管理に向けた調整や協議会設置後の事務局運営に関する負担の大きさ、関係都道府県間で生息状況に関するデータの調査・収集方法や時期に差異があることなどが挙げられた。また、都道府県単位での管理等で支障がないと考えているなどの理由から、広域的な個体群管理の必要性を感じていないとする都道府県もみられた。

調査で把握したこれらの課題に関して、環境省では、各地方環境局における地

方公共団体に対する広域的な個体群管理等に対する支援体制を強化するとともに、令和7年対策パッケージ及び改定後のクマガイドラインにおいて、都道府県と連携した広域協議会の設置や全国統一的な手法で保護管理ユニットごとに個体数推定を進めることとしている。これらの積極的な国の支援がクマ被害対策ロードマップに沿って拡充されることにより、都道府県境をまたぐ広域的な個体群管理に取り組むことが困難となっている都道府県における取組が進捗するものと考えられる。加えて、環境省による保護管理ユニットの個体数推定の実施を契機として、広域的な個体群管理に取り組むこととした事例もみられたことなどを踏まえると、広域的な個体群管理の必要性を感じていないとする都道府県についても、環境省による個体数推定や保護管理ユニット単位での広域協議会の設置に向けた働き掛けなどを契機としてこれらの取組が徐々に進捗するものと考えられる。

また、既に広域協議会の設置等により広域的な個体群管理に取り組む都道府県では、保護管理ユニット全体での個体数推定や継続的なモニタリングによる生息動向の把握等に取り組んでいるものの、一部の関係都道府県間で個体群管理に関する目標等の統一化を図ることが困難となっており、クマ出没時の市町村での捕獲等の迅速な対応に影響を与えているとするなどのケースもあり、これらの課題解決のためには、広域的な個体群管理に取り組む都道府県等に対しても国の積極的な関与や技術的な支援が求められている状況がみられた。さらに、クマをはじめとする指定管理鳥獣等の管理等における業務が増加している状況で広域協議会事務局の運営に関する事務負担が大きく、広域協議会を通じた取組に着手したものの、継続的な協議会運営に不安を感じているなどの意見も聴かれた。このため、新たに広域協議会を設置する都道府県に対する支援に加え、既に広域協議会を設置している都道府県等に対しても、関係都道府県間で異なる個体群管理に係る方針の統一化や目標個体数等の目標設定に向けた積極的支援、協議会事務局の運営業務に係る都道府県の負担軽減等の支援が重要と考えられる。

これらの調査情報については、項目1(3)で触れているとおり、今後のクマ被害対策ロードマップに沿った取組を進めていく上で必要な情報と考えられることから、令和8年6月に先行して環境省に情報提供を行っており、同省では、今後の更なる効果的な支援の検討に活用することとしている。

(2) ゾーニング管理等の実施状況

ア ゾーニング管理

【制度の概要等】

鳥獣保護管理法基本指針では、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理¹⁰及び被害防除対策¹¹の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進の必要性を指摘している。

改定後のクマガイドラインでは、野生動物の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と動物のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し（ゾーニング）、各ゾーンの目的の下で施策等を実施していくことを野生動物に対する「ゾーニング管理」といい、クマの保護・管理では、人身被害及び農林水産被害などの軋轢を軽減しつつ、地域個体群を保全していくことを目的にゾーニング管理を行うこととしている（表2-(2)-1）。

表2-(2)-1 クマのゾーニング管理におけるゾーン区分、目的、定義、区分の考え

区分	目的	定義	区分の考え (注2)
排除エリア	人身被害等の発生 や経済的損失の防 止	人の安全や生産活動を最優先させる ゾーン。市街地等や集落、農地に加え、 市街地等の中に位置する河川・河畔林 等を含む。	設定
管理強化 エリア	クマの定着や排除 エリアへのクマの 侵入の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの 侵入を防止するために、積極的に対策 (捕獲等・生息環境管理・被害防除対 策)を実施するゾーン	設定
緩衝地帯	人間活動とクマの 生息の両立	コア生息地を除くクマの生息域とな るゾーン ※ 緩衝地帯の中にも排除エリアと 管理強化エリアが設定可能	確保
コア生息地	クマにとって良好 な生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るた め、クマにとって良好な生息環境を保 全するゾーン ※ コア生息地の中にも排除エリア と管理強化エリアが設定可能	確保

(注) 1 改定後のクマガイドラインに基づき、当省が作成した。

2 線引きするゾーンを「設定」、線引きの有無は必須ではなく概念や当該場所のイメージを関係者
で共有するゾーンを「確保」としている。

¹⁰ 鳥獣保護管理法基本指針では、人と鳥獣とのすみ分けを図るための里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施することとされており、緩衝帯の設置等を挙げている。

¹¹ 鳥獣保護管理法基本指針では、具体の取組として、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を挙げている。

(ゾーニング管理の導入)

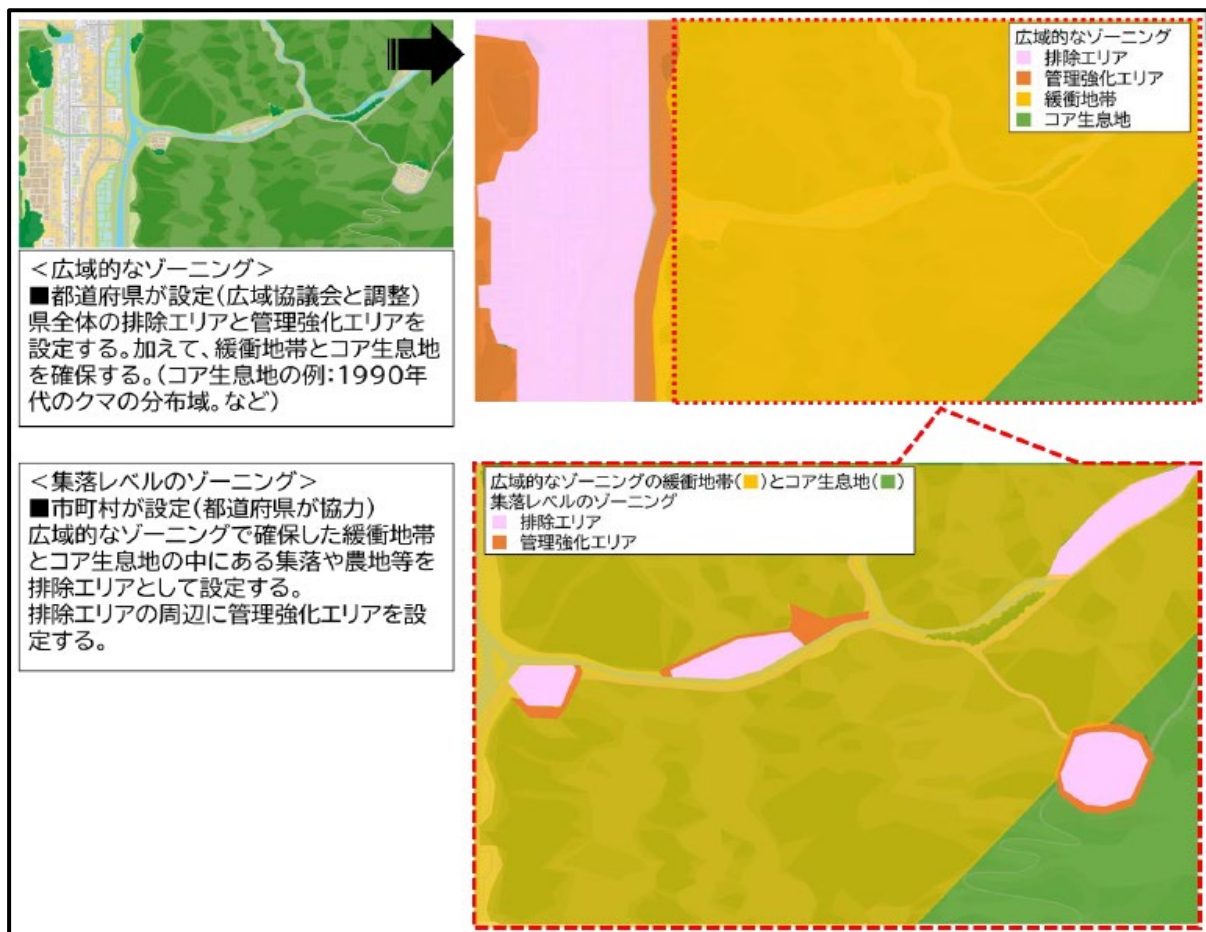
改定後のクマガイドラインでは、ゾーニング管理は「広域的なゾーニング」と「集落レベルでのゾーニング」の2つの空間スケールに分けて考えることとしている。

広域的なゾーニングは、都道府県内のクマの分布域を管理する目的で行うこととされ、保護管理ユニットで検討した「コア生息地」及び「緩衝地帯」に加え、都道府県内の大規模な市街地や農地等が連続する地域を「排除エリア」、排除エリアの周辺部に「管理強化エリア」を設定するといった、クマの分布域の管理に向けた方針を都道府県が決定することとしている。

また、集落レベルのゾーニングでは、広域的なゾーニングにおいて確保された「コア生息地」及び「緩衝地帯」の中に存在する集落や農地などを「排除エリア」、「排除エリア」の周辺を「管理強化エリア」として設定し、「管理強化エリア」では排除エリアへのクマの侵入や周辺部での定着の防止を目的とした積極的な対策を行うこととされている。

なお、集落レベルのゾーニングは、市町村が地域の関係者と連携して設定することとされ、都道府県は集落レベルのゾーニングが設定されるよう支援することとしている（図2-(2)-1）。

図2-(2)-1 広域的なゾーニングと集落レベルでのゾーニングのイメージ



(注) 改定後のクマガイドラインによる。

(クマ被害対策ロードマップにおける取組方針)

クマ被害対策ロードマップでは、2030 年度（令和 12 年度）までに達成する指標として、「恒常生息域の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる（自治体のゾーニング管理計画策定率：100%）」を目指すこととしている。

また、当該目標の達成に向け、環境省は、ゾーニング管理計画の優良事例・モデル提示や作成支援ツールを提供することなどにより地方公共団体でのゾーニング計画作成を支援することとしている（表 2-(2)-2）。

表 2-(2)-2 クマ被害対策ロードマップ＜抜粋＞

● <u>ロードマップ全体の評価</u> （アウトプット目標と指標）
（略）
3. 恒常生息域の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる（自治体のゾーニング管理計画策定率：100%）
（略）
② <u>人の生活圏への出没防止</u>
（略）
4. 自治体のゾーニング管理計画作成支援（環境省）
● ゾーニング管理計画の優良事例・モデル提示や作成支援ツール開発
【2026 年度～2027 年度】
● 自治体のゾーニング管理計画の作成支援【2027 年度～2030 年度】
● 計画策定遅延自治体を集中支援【2028 年度～2030 年度】

（注）クマ被害対策ロードマップに基づき、当省が作成した。

【調査結果】

（調査対象 16 都道府県におけるゾーニング管理への取組状況）

調査対象 16 都道府県におけるゾーニング管理への取組状況を調査したところ、特定計画等でゾーニング管理の方針を定めているものが 14 都道府県（87.5%）、方針を定めていないものが 2 都道府県（12.5%）みられた。

なお、方針を定めていない 2 都道府県のうち、1 都道府県では次期特定計画で定める予定としており、1 都道府県では、緩衝帯整備を行うことがゾーニング管理の一環になっているとしている（表 2-(2)-3）。

表 2-(2)-3 調査対象 16 都道府県におけるゾーニング管理への取組状況

（単位：都道府県、%）

区分	都道府県数
特定計画等でゾーニング管理の方針を定めているもの	14 (87.5)
特定計画等でゾーニング管理の方針を定めていないもの	2 (12.5)
合計	16 (100)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、調査対象 16 都道府県に対する構成比である。

(ゾーニング管理の方針を定める 14 都道府県における効果等に関する意見)

調査対象 16 都道府県のうち、特定計画等でゾーニング管理の方針を定めている 14 都道府県に対してゾーニング管理に取り組むことの効果等を調査したところ、設定した各エリアでの個体群管理の方針を明確にすることができたとするものが 5 都道府県 (35.7%)、生息環境管理等の出没防止対策の内容や実施場所等を整理することができたとするものが 2 都道府県 (14.3%) みられた (表 2-(2)-4)。

表 2-(2)-4 ゾーニング管理の方針を定める 14 都道府県におけるゾーニング管理による効果等に関する意見

(単位：都道府県、%)

区分	都道府県数
設定した各エリアでの個体群管理の方針を明確にすることができたとするもの	5 (35.7)
生息環境管理等の出没防止対策の内容や実施場所等を整理することができたとするもの	2 (14.3)
クマの目撃があった際に、どのような対策を取るか判断する目安になったとするもの	1 (7.1)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、特定計画等でゾーニング管理の方針を定めている 14 都道府県に対する構成比である。

3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

また、特定計画等でゾーニング管理の方針を定めている 14 都道府県における具体的な取組状況をみると、クマの出没防止対策等の各種施策の検討に活用している例やクマの個体群管理における対応方針の検討に活用している例、クマの錯誤捕獲個体の取扱い等を決定する際の根拠として活用している例などがみられた (表 2-(2)-5)。

表 2-(2)-5 ゾーニング管理の方針を定める 14 都道府県におけるゾーニング管理への取組状況

区分	主な取組事例
クマの出没対策等の各種施策の検討に活用している例	- 対象地域内における目撃情報の分析等により、森林と市街地との境でのクマの生息状況や市街地への移動経路として利用され得る地域等を把握した結果を踏まえゾーン区分を設定しており、<u>クマの移動経路となるやぶの刈払 (緩衝帯整備) や、捕獲、普及啓発等、各種施策の整理、調整等に活用している。</u> - 都道府県内の各地域に対して具体的なゾーン区分を示していないが、特定計画においてゾーニング管理の方針を示しており、行政担当者や関係機関の間では、<u>当該方針を基に各種対策実施の方針を検討する等、認識を統一</u>することに役立っている。

クマの個体群管理における対応方針の検討に活用している例	生活環境被害（精神的被害や人身被害等）を防止するため、人家周辺等（人家、農地（果樹園を含む。）、公共施設（学校、公民館、社会福祉施設等）、 <u>日常的に歩行者が利用する生活道路から一定の距離の範囲内</u> ）のエリアで同被害が予測される場合に事前に捕獲等を認める「 <u>予察捕獲</u> 」を実施。当該運用をゾーニングによる管理としており、クマの個体群管理に寄与している。
クマの錯誤捕獲個体の取扱い等を決定する際の根拠として活用している例	- 都道府県区域の地図上に設定したゾーン区分等により錯誤捕獲された個体の取扱いを判断することにしており、クマの管理等に対する様々な意見がある中で<u>個体群管理に関する地域住民や関係団体から一定の理解を得ることが可能</u>となっている。 - 都道府県内の各地域に対して具体的なゾーン区分を示していないが、<u>クマの錯誤捕獲が発生した場合に当該地域がゾーニング管理上のいずれの区分に該当するかを踏まえて対応方針を決定</u>している。

（注）当省の調査結果による。

（調査対象 16 都道府県におけるゾーニング管理に当たっての課題）

調査対象 16 都道府県におけるゾーニング管理に当たっての課題を調査したところ、ゾーニング管理を導入しても各地域での生息環境管理等の担い手不足により継続的な取組が困難であり導入の効果が薄いと思われることから具体的な取組に至らないこと、取組に当たって市町村等の関係機関との調整が困難であることを挙げるものがそれぞれ 3 都道府県（18.8%）みられた（表 2-（2）-6）。

表 2-（2）-6 調査対象 16 都道府県におけるゾーニング管理に当たっての課題

（単位：都道府県、%）

区分	主な理由	都道府県数
各地域での生息環境管理等の担い手不足により具体的な取組に至らないとするもの	クマへの対策が必要となる中山間地域（ゾーニング管理の導入が必要となる地域）では <u>過疎化が進んでおり、ゾーニング管理を導入したとしても、ゾーニングに基づく生息環境管理等を実施する住民がおらず、導入の効果が薄い</u> と思われることから、具体的な取組に至らない。	3 (18.8)
取組に当たり、市町村等の関係機関との調整が困難とするもの	- ゾーニング管理は、<u>地元住民や市町村の意見を基に導入を進めていくことが必要</u>であるが、<u>それらの調整が困難</u>であり、具体的な取組につなげることが困難 - 生息環境管理等は、ゾーニング管理を導入しなくても実施可能であり、<u>導入による明確な利点が不明であることから、市町村等も導入に対して積極的になりづらい。</u>	3 (18.8)

その他	・ 奥山にも民家が点在している地域の特性上、明確なゾーニングを行うことが困難 ・ 導入のために、都道府県内におけるクマの生息状況等を調査する必要があるものの、調査費用が不足しており導入に至らない。	2 (12.5)
-----	---	----------

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 16 都道府県に対する構成比である。

3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

4 複数の区分に計上している都道府県がある。

(調査対象市町村におけるゾーニング管理への取組状況)

調査対象 24 市町村のうち、都道府県が策定した方針等に基づきゾーニング管理に取り組む 3 市町村を除外した 21 市町村におけるゾーニング管理の取組状況をみると、市町村が主体となりゾーニング管理を導入しているものが 1 市町村 (4.8%)、市町村主体で取り組んでいないものが 20 市町村 (95.2%) みられた (表 2-(2)-7)。

表 2-(2)-7 調査対象市町村におけるゾーニング管理への取組状況

(単位：市町村、%)

区分	市町村数	主な取組
市町村主体で取り組んでいるもの	1 (4.8)	集落のうち防除する地域と捕獲圧を高める地域を整理した集落ごとの「集落地図」を作成し、集落の住民自らが緩衝帯整備（草刈り、木の伐採等）を実施
市町村主体で取り組んでいないもの	20 (95.2)	
合計	21 (100)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 24 市町村のうち、都道府県が策定した方針等に基づきゾーニング管理に取り組む 3 市町村を除外した 21 市町村に対する構成比である。

3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

(市町村主体でゾーニング管理に取り組んでいない理由等)

調査対象 24 市町村のうち、市町村主体でゾーニング管理に取り組んでいない 20 市町村に対して、その理由等を調査したところ、既に都道府県の方針に従いゾーニング管理が運用されていると認識しており、市町村独自にゾーニング管理に取り組む必要性を感じていないとするものが 6 市町村 (30.0%)、市町村内の地理的特性からゾーニング設定が困難であるとするものが 4 市町村 (20.0%)、ゾーニング管理のための予算や市町村側の体制の不足を挙げるものが 3 市町村 (15.0%) みられた (表 2-(2)-8)。

表 2-(2)-8 市町村主体でゾーニング管理に取り組んでいない理由等

(単位：市町村、%)

区分	主な理由等	市町村数
既に都道府県の方針に従いゾーニング管理が運用されていると認識しており、市町村独自にゾーニング管理に取り組む必要性を感じていないため	都道府県からは、域内の各市町村で具体的なゾーニング設定を求められていない。 <u>クマの錯誤捕獲等が発生した場合、その都度捕獲等のエリアがどのゾーニング区分に該当するか判定して取扱いを決定することで足りる。</u>	6 (30.0)
地理的特性からゾーニング設定が困難であるため	市町村内には、クマが出没する <u>山間部と集落が完全に接している地域があり、明確なゾーニングには適さないと考えている</u> ことから、導入に至っていない。	4 (20.0)
ゾーニング管理のための予算や市町村側の体制が不足しているため	・ ゾーニング管理の必要性は感じているものの、<u>導入のために必要な生息状況調査等を実施する予算がなく</u>、導入に至っていない。 ・ 導入を行う場合、集落等の意見聴取等を実施する必要があるが、<u>職員が少なく、余力がないことから実施が困難</u>であり、導入に至っていない。	3 (15.0)
ゾーニング管理の概念や効果等が分かりづらいため	ゾーニング管理を <u>導入することによる効果や利点が分かりづらい</u> ことから、導入に向けた検討を行ったこともない。	2 (10.0)
取組の必要性を感じていないため		2 (10.0)
その他	・ ゾーニング管理は各地区で自主的に導入するものと認識しているため、導入に向けた検討を行ったことがない。仮に導入に向けた支援について要望があれば対応するが、要望がなく、導入に至っていない。 ・ 都道府県での導入状況を注視していることから、市町村としては導入に至っていない。	3 (15.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、市町村主体でゾーニング管理に取り組んでいない 20 市町村に対する構成比である。

3 複数の区分に計上している市町村がある。

(調査対象 40 機関におけるゾーニング管理に関する国への要望等)

調査対象 16 都道府県及び 24 市町村の計 40 機関に対してゾーニング管理の取組に関する国への要望を調査したところ、ゾーニング管理に関する好事例の更なる展開を求めるものや、財政的支援や技術的支援を求める意見が聴かれた (表 2-(2)-9)。

表 2-(2)-9 調査対象 40 機関におけるゾーニング管理に係る国への要望

(単位：機関、%)

区分	主な要望	機関数
ゾーニング管理に関する好事例の更なる展開を求めるもの	市町村側の体制に余力がなく、市町村内の集落ごとに意見を聴取して導入を進めることは困難な状況であり、 <u>国から好事例を展開してもらえればそれを参考にすることで導入に要する時間等の削減が期待される。</u>	5 (12.5)
財政的支援を求めるもの	ゾーニング管理を導入するために、 <u>クマの生息状況調査等を実施したいが、予算が不足しており実施に至らないので、国からの財政的支援を求める。</u>	4 (10.0)
技術的支援を求めるもの	<u>市町村内は居住地と山間部の距離が近く、ゾーニング設定が難しいことから、設定に向け国から助言してもらいたい。</u>	3 (7.5)
河川敷での緩衝帯整備等の実施を求めるもの	市町村内でゾーニング管理を導入しても国管理の河川敷からクマが侵入してくるので、河川敷での緩衝帯整備等を実施してほしい。	2 (5.0)
域内のクマの個体数に関するデータの提供を求めるもの	導入のためには域内におけるクマの個体数の把握が必要なので、個体数のデータを提供してほしい。	1 (2.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 40 機関に対する構成比である。

3 複数の区分に計上している機関がある。

イ 緩衝帯整備等の実施

【制度の概要等】

「クマ類の出没対応マニュアル改訂版」(令和3年3月環境省自然環境局)では、クマを人の生活圏に近づけないために、クマの生息域と人の生活圏が接する林縁部等の下草や灌木^{かんぼく}の下刈り、刈払を実施することや、住宅や通学路、農地に接している山林や道路のり面等も見通しを良くすることで、クマがその場を利用しづらくなるため、出没を抑制するには、クマの生息域と人の生活圏にある緩衝帯を、クマが利用しづらい、隠れにくい環境にすること(以下「緩衝帯整備」という。)が重要とされている。

また、住宅の周辺にある、カキやクリなどが実った果樹(以下「誘引木」という。)も、クマへの非意図的な餌付けを引き起こし、出没につながるおそれがあることから、伐採等の対応が必要とされている(以下、緩衝帯整備及び誘引木伐採を総称して「緩衝帯整備等」という。)

なお、北海道東北地方知事会からは、地方公共団体において誘引木の伐採が円

滑に実施できるよう所有者不明土地管理制度¹²の弾力的な運用を求める旨、緊急要望がなされている（表2-(2)-10）。

表2-(2)-10 クマ類の管理及び被害防止対策等への支援の強化等にかかる緊急要望（令和7年11月13日北海道東北地方知事会）＜抜粋＞

5. 放任果樹の伐採にかかる制度について

人の日常生活圏への緊急的な侵入抑制対策として、クマ類を誘引するおそれのある放任果樹の伐採について、所有者不明土地管理制度などの弾力的な運用について検討すること。

（注）下線は当省が付した。

【調査結果】

（調査対象 40 機関における緩衝帯整備等の実施状況）

令和5年度及び6年度における、16都道府県及び24市町村の計40機関での緩衝帯整備等の実施状況を調査したところ、5年度から6年度までの間に緩衝帯整備等を実施しているものは23機関（57.5%）であった（表2-(2)-11）。

表2-(2)-11 調査対象 40 機関における緩衝帯整備等の実施状況

（単位：機関、%）

区分	機関数
令和5年度から6年度までの間に緩衝帯整備等を実施したもの	23(57.5)
令和5年度から6年度までの間に緩衝帯整備等を実施しなかったもの	17(42.5)
合計	40(100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、調査対象40機関に対する構成比である。

3 令和5年度から6年度までの間に緩衝帯整備等を実施したものには、都道府県が市町村に対して補助金等の財政的支援を実施したものも含む。

（調査対象 40 機関における緩衝帯整備等を実施するに当たっての課題）

調査対象16都道府県及び24市町村の計40機関に対し、緩衝帯整備等を実施するに当たっての課題について調査したところ、誘引木等の所有者が不明なことで事業の実施が妨げられたとするものが13機関（32.5%）みられたほか、人口減少等により緩衝帯整備等の担い手が減っていることから実施が困難とするものが5機関（12.5%）みられた（表2-(2)-12）。

なお、所有者が不明な誘引木や土地等における緩衝帯整備等については、上述のとおり、所有者不明土地管理制度を利用し、管理人を選任した上で実施することが可能と考えられるが、手続の煩雑さなどから、当該制度を利用して緩衝帯整備等を行っている例はみられなかった。

¹² 所有者やその所在を知ることができない土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることにより、その土地・建物の管理を行う管理人を選任し、保存行為や財産の性質を変えない範囲内の利用・改良行為を行うことのほか、裁判所の許可を得て、対象財産の処分（売却、建物の取壊し等）をすることも可能となる制度（法務省パンフレット）

表 2-(2)-12 調査対象 40 機関における緩衝帯整備等の実施に当たっての課題

(単位：機関、%)

区分	主な理由	機関数
誘引木等の所有者が不明であることから実施が困難とするもの	緩衝帯整備等に当たって、 <u>整備が困難な一部の所有者不明土地等がクマの侵入経路となるなど、事業実施の効果を十分に得られず困っている。</u>	13 (32.5)
緩衝帯整備等の担い手減少により実施が困難とするもの	緩衝帯整備等には、農地周辺の集落全体で取り組む必要がある一方、 <u>地域住民の高齢化が進んでおり、緩衝帯整備等を行う人員が確保できない。</u>	5 (12.5)
対象エリアが広範囲となることから実施場所の選定や継続的な実施が困難とするもの	管理対象区域において、 <u>緩衝帯整備等を実施すべき箇所は広域にわたるものの限られた場所ではしか実施できないことから、実施場所の選定が困難である。</u>	4 (10.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 40 機関に対する構成比である。

3 複数の区分に計上している機関がある。

(調査対象 40 機関における緩衝帯整備等に係る国への要望)

調査対象 16 都道府県及び 24 市町村の計 40 機関における緩衝帯整備等に係る国への要望を調査したところ、緩衝帯整備等の継続的な実施に向けた方策の提示などの技術的支援を求めるものが 5 機関 (12.5%)、財政的支援を求めるものが 4 機関 (10.0%) のほか、国有林野等、他機関が管理する場所での緩衝帯整備等の実施を求めるものが 4 機関 (10.0%) みられた (表 2-(2)-13)。

表 2-(2)-13 調査対象 40 機関における緩衝帯整備等に係る国への要望

(単位：機関、%)

区分	主な要望等	機関数
技術的支援を求めるもの	山と集落が接している地域など <u>対策に苦慮する地域があることから、適切な方策を示してほしい。</u>	5 (12.5)
財政的支援を求めるもの	土地等の所有者が不明な場合や境界が定まっていないなどの場合、 <u>事前に所有者や境界の調査等を行う必要があるが、当該手続には費用を要することから緩衝帯整備等の事業費が割かれ、実施できる区域が制限されることがあったため、財政的支援を求める。</u>	4 (10.0)
他機関が管理する場所での緩衝帯整備等の実施を求めるもの	- 国有林野から侵入する鳥獣による農業被害が発生しているため、国有林野での緩衝帯整備等を行ってほしい。 - 国管理の河川の河川敷からクマが侵	4 (10.0)

	入するため、河川敷での緩衝帯整備等を行ってほしい。	
所有者不明の土地や誘引木等を適正に管理するための制度整備を求めるもの	整備されない所有者不明の耕作放棄地や誘引木等があることによって鳥獣の出没を誘引している。国において、所有者不明の土地や誘引木等の対策が容易になる制度や、それらの適正管理を進めるための制度を創設してほしい。	2 (5.0)
その他	廃業した果樹園が放置され、これらの果樹が鳥獣を誘引しているため、国による財政支援の対象範囲を拡大することにより放置された果樹園の整備を実施できるようにしてほしい。	4 (10.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 40 機関に対する構成比である。

3 複数の区分に計上している機関がある。

(まとめ)

環境省では、クマ等の指定管理鳥獣による人身被害及び農林水産被害などの軋轢を軽減しつつ、地域個体群を保全していくことを目的に、生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と動物のすみ分けを図るために地域を区分し、各ゾーンの目的の下で施策等を実施していくゾーニング管理を行うことを求めている。

調査対象 16 都道府県におけるゾーニング管理への取組状況をみると、多くの都道府県が特定計画等にゾーニング管理の方針を定めて取り組んでおり、各エリアでの個体群管理の方針を明確にすることができたとするものや、出没防止対策の内容や実施場所等を整理することができたとする意見が聴かれた。

他方で、これらの都道府県からは、ゾーニング管理に取り組むものの、生息環境管理等の担い手不足により継続的な取組が困難となっており導入効果の低さを指摘するものや、市町村等の関係者との調整が困難とする意見が聴かれた。また、調査対象 21 市町村のうち、市町村主体でのゾーニング管理に取り組んでいない 20 市町村からは、地理的特性からゾーニング設定が困難であるとするものや、ゾーニング管理のための予算や市町村側の体制の不足を指摘する意見が聴かれた。これらの都道府県及び市町村からは、国に対して、ゾーニング管理に関する好事例の更なる展開や、財政面及び技術面での支援を求める意見が聴かれた。なお、緩衝帯整備等においても所有者が不明となっている土地や誘引木の存在、担い手不足等による取組の難しさを指摘する地方公共団体もみられた。

環境省では、クマ被害対策ロードマップにおいて、恒常生息域の地方公共団体においてゾーニング計画が策定され、計画に基づく管理が有効となることを目指し、ゾーニング管理計画の優良事例・モデル提示や作成支援ツールを提供することなどにより地方公共団体を支援していくこととしている。これらの支援拡充により、地方公共団体においてゾーニング管理の取組が着実に進捗していくことが期待される。

(3) 過度な苦情等への対応状況

【制度の概要等】

令和7年対策パッケージでは、地方公共団体等によるクマ対策実施の理解醸成として、クマの駆除に対する過度な苦情等（クレーム）が行政の対応を委縮させるおそれがあることから、環境大臣談話等により、国民に対して冷静な行動を呼び掛けるとともに、毅然とした対応を取ることで苦情等の抑制に効果のあった事例の共有を図るとしている（表2-(3)-1）。これに基づき、環境省は、カスタマーハラスメント対策事例として、秋田県横手市の取組事例について、現場の状況を説明した上で、駆除への理解を深め、さらに対応方針を示す内容となっているとして、ウェブサイト等で紹介している（図2-(3)-1）。

また、令和8年3月、環境省は、クマ被害対策ロードマップにおいて、「⑥情報の発信等」として、クマ対策の実施について理解の醸成・過度な意見に対する自治体の適切な対応への支援を行うこととしている（表2-(3)-2）。

表2-(3)-1 令和7年対策パッケージ＜抜粋＞

1. 緊急に対応すること

⑤ 情報の発信等

○ 自治体等によるクマ対策実施の理解醸成【環境省】

- ・ クマの駆除に対する過剰なクレームが行政の対応を委縮させるおそれがあることから、環境大臣談話（令和7年10月17日）等により、国民に対して冷静な行動を呼びかけるとともに、毅然とした対応を取ることでクレーム抑制に効果のあった事例の共有を図る（令和7年11月14日）。

（注）下線は当省が付した。

図2-(3)-1 環境省がカスタマーハラスメント対策事例として紹介した秋田県横手市における過度な苦情等への対応事例





(注) 環境省の資料による。

表 2-(3)-2 クマ被害対策ロードマップ<抜粋>

⑥情報の発信等

(略)

3. 国民等に向けたクマへの対応の情報発信 (環境省)

(略)

- クマ対策の実施について理解の醸成・過度な意見に対する自治体の適切な対応への支援【2025 年度～2030 年度】

(注) クマ被害対策ロードマップに基づき、当省が作成した。

【調査結果】

(調査対象 40 機関におけるクマの管理等に対する苦情等の対応状況)

調査対象 16 都道府県及び 24 市町村の計 40 機関におけるクマの管理に関する国民からの過度な苦情等の対応状況を調査したところ、対応に長時間を要するなどの理由から業務の実施に支障が発生したことがあるとするものが 17 機関 (42.5%)、支

障が発生したことはないとするものが 23 機関（57.5%）みられた。

特に、令和 5 年度及び 7 年度にクマの大量出没がみられた東北地方に所在する 10 機関における対応状況をみると、業務の実施に支障が発生したことがあるとするものが 9 機関（90.0%）となっており、他の地域と比べて高い割合となっている（表 2-(3)-3）。

表 2-(3)-3 調査対象 40 機関（東北地方 10 機関）における過度な苦情等対応での支障の発生状況

（単位：機関、%）

区分	機関数
業務の実施に支障が発生したことがある	17 (42.5)
	うち、東北地方 9 <90.0>
業務の実施に支障が発生したことはない	23 (57.5)
	うち、東北地方 1 <10.0>
合計	40 (100)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、調査対象 40 機関に対する構成比である。

3 < >内は、東北地方の 10 機関に対する構成比である。

4 令和 5 年度以降の発生状況を調査した。

また、過度な苦情等への対応により業務の実施に支障が発生したことがあるとする 17 機関における苦情等の内容については、クマの保護又は管理に関する自身の主張に基づく対応を強要するものが 17 機関全て（100%）でみられた。苦情等への対応状況については、1 時間を超える電話など長時間に及ぶ対応を要したとするものが 10 機関（58.8%）となっている（表 2-(3)-4、5）。

表 2-(3)-4 業務の実施に支障が発生したことがあるとする 17 機関における過度な苦情等の内容

（単位：機関、%）

区分	機関数
クマの保護又は管理に関する自身の主張に基づく対応を強要するもの	17 (100)
「絶対にクマを殺すな」など、威圧的な言動等への対応に苦慮したとするもの	8 (47.1)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、過度な苦情等対応によって業務の実施に支障が発生したことがあるとした 17 機関に対する構成比である。

3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

4 複数の区分に計上している機関がある。

表 2-(3)-5 業務の実施に支障が発生したことがあるとする 17 機関における過度な苦情等への対応状況

(単位：機関、%)

区分	機関数
1 時間を超える電話など長時間に及ぶ対応を要したとするもの	10 (58. 8)
1 日当たり 10 件など、多数の過度な苦情等に対応する必要があったとするもの	5 (29. 4)
その他（来庁者が対応の様子を無断撮影し、当該撮影物がインターネットに投稿されたものや「知事を出せ」などの上司による対応を要求するもの）	6 (35. 3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、過度な苦情等対応によって業務の実施に支障が発生したことがあるとした 17 機関に対する構成比である。

3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

4 複数の区分に計上している機関がある。

さらに、業務の実施に支障が発生したことがあるとする 17 機関における過度な苦情の内容や対応状況について、具体的な対応事例をみると、1 日 2 件から 3 件程度の威圧的な言動を伴った最大 1 時間を超える過度な苦情等の対応により業務に支障が生じたとするもののほか、緊急銃猟を実施した後の 1 週間で 50 件以上の過度な苦情等を受け付け、業務が停滞したとするもの、来庁者への対応の様子を無断撮影され、インターネット上に投稿されたことで職員に精神的負担が生じたとするものなどがみられた（表 2-(3)-6）。

表 2-(3)-6 業務の実施に支障が発生したことがあるとする 17 機関における過度な苦情等への主な対応事例

主な対応事例
- クマの大量出沒があった令和 5 年度は、都道府県外からの電話が多く、<u>1 日 2 件から 3 件程度の威圧的な言動を伴う電話が長時間（1 時間以上）に及んだため、対応に苦慮した。</u>また、令和 7 年度に発生したクマによる人身被害に関する報道後には、<u>電話やウェブサイト上に設置している受付フォームに 20 件以上の過度な苦情等が寄せられ業務に支障が生じた。</u> - 職員 3 人で対応に当たる中、市街地に出沒したクマを放獣した際には、「なぜ殺処分しないのか」という内容の電話が殺到した。威圧的な言動を伴うものであり、対応の打切りが困難であったことから、対応に 1 時間以上を要した。 - 電話やメール、首長への手紙により過度な苦情等が寄せられている。通常時であれば、過度な苦情等の件数は 1 週間に 1 件から 2 件だが、クマの大量出沒があった令和 5 年度は、<u>特に出沒が多かった 9 月から 11 月までに過度な苦情等が集中した。</u>また、<u>令和 7 年度に緊急銃猟を実施した後の 1 週間で 50 件以上の過度な苦情等が寄せられ、業務が停滞した。</u>なお、50 件以上の過度な苦情等の内容をみると、クマの管理に否定的なものと、肯定的なものがおよそ半分ずつであった。

- ・ 過去にクマが住宅に居座った事件が発生した際は、50 件以上の過度な苦情等が寄せられた。令和 7 年度に人身被害が発生した際は、10 件程度の過度な苦情等が寄せられた。これらの苦情等の中には、1 時間を超える電話に対応するケースもあり、業務がひっ迫することが多々発生していた。
- ・ クマの大量出沒があった令和 5 年度は、10 月に電話 29 件、メール及び FAX 9 件、11 月に電話 21 件、メール及び FAX 18 件を受け付けた。特にメール及び FAX は、内部で決裁等の手続を経た上で回答を行う必要があることから、1 件の処理に 1 時間程度の時間を要し、業務がひっ迫した。
- ・ クマの保護を主張する者から、電話や対面で、クマの管理に対する過度な苦情等を月に 1 回程度受け付けている。対面での対応を行っている際に、対応する職員の様子を無断撮影され、職員の顔が分かる状態でインターネット上に投稿されたことがあり、職員の精神的負担になっている。
- ・ 通常時であれば、電話による過度な苦情等は 1 週間に 1 件程度であるが、人身被害等が発生した際は、1 日に 2 件から 3 件程度寄せられる。対応を打ち切っても、同一人物から何度も電話があり、「知事を出せ」と要求されることもある。職員 1 人で対応しているため、業務に支障が生じた。

(注) 当省の調査結果による。

(調査対象 40 機関における苦情等の受付に係る国への要望)

調査対象 16 都道府県及び 24 市町村の計 40 機関における過度な苦情等への受付に係る国への要望等を調査したところ、対応方針を策定することで職員の負担軽減が期待できるなどの理由から、苦情等への対応方針の策定を求めるものが 8 機関 (20.0%) みられたほか、クマの生態等に関する情報発信による理解醸成を求めるものや、地方公共団体において過度な苦情等に対応するための経験が不足していることから、これらの対応のための技術的支援を求めるものがみられた。また、過度な苦情等への対応が重なれば緊急時の対応が遅れることも考えられることから、苦情等を控えるべき旨の情報発信をしてほしいとする意見も聴かれた (表 2-(3)-7)。

表 2-(3)-7 調査対象 40 機関における苦情等の受付に係る国への要望

(単位：機関、%)

区分	主な要望等	機関数
苦情等への対応方針の策定を求めるもの	・ 現状では、たとえ地方公共団体の主張が正しくても、相手が怒っていれば謝る必要があると感じる。国から「このような場合は対応を打ち切って構わない」という対応方針を示してもらえると職員の負担軽減となる。 ・ 都道府県内の市町村における苦情等への対応方針を決めることは、都道府県の一担当者として業務上与えられた権限を越える行為に思われ、困難であるため、国に対応方針を定めてほしい。	8 (20.0)

過度な苦情等への対応に関する技術的支援を求めるもの	- 国による研修等の技術的支援があれば有り難い。 - 苦情等への回答には、鳥獣の保護及び管理に関する知識が必要であり、地方公共団体における適切な苦情等への対応のため、国からの支援を求める。 <u>市町村では、過度な苦情等に対応するための技術等が不足していると思われるため、国において対応方法を検討し、市町村に提供してほしい。</u>	3 (7.5)
クマの生態等に関する情報発信による理解醸成を求めるもの	- 国において、<u>クマが人の生活圏に出没した際の捕獲の必要性、クマの生態、現場の状況や背景について、情報の発信を強化し、広く社会の理解を求めていくことが必要</u> - クマの出没や捕獲等に関する報道等により、過度に恐怖心がおおられていることから、国が科学的根拠に基づき、正しく恐れるための啓発を実施してほしい。	4 (10.0)
クマに関する苦情等を一括して受け付ける窓口の設置を求めるもの	- 同趣旨の苦情等を何度も受け付けていることから、国において、クマの苦情等に対応する窓口を設けてほしい。 - クマの捕獲等に関する報道があると、全国各地の方々から苦情等が寄せられ通常業務がひっ迫するので、国において、クマに関する苦情等を引き受ける窓口を設けてほしい。	3 (7.5)
電話機の自動音声機能や録音機能の導入促進に向けた財政支援を求めるもの	- 電話機の自動音声による対応が可能になれば対応の負担は軽減されるので、導入を支援してほしい。 - 電話機の録音機能が導入されれば苦情等の件数は減少すると思われるので、導入を支援してほしい。	3 (7.5)
その他	- 地方公共団体は、住民の安全を第一に考え、業務に従事している一方、過度な苦情等への対応が重なれば、緊急時の対応が遅れることも考えられることから、苦情等を控えるべき旨の情報発信をしてほしい。 - 市街地に出没したクマを追ひ払おうとしたところ、クマを撮影しに来た報道機関が市街地に向かって追いかけることがあるため、撮影の仕方などを留意してもらえるように働き掛けてほしい。	5 (12.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 40 機関に対する構成比である。

3 複数の区分に計上している機関がある。

（まとめ）

地方公共団体におけるクマの管理等に関する過度な苦情等への対応状況等について調査した結果、約半数の地方公共団体で、クマの保護又は管理に関する自身の主張に基づく対応を強要するものや威圧的な言動を伴う苦情等を受け付けており、さらに、これらの苦情等への対応に長時間を要するなどによって業務の実施に支障が発生している状況がみられた。

環境省では、令和7年対策パッケージに基づき、環境大臣談話の発表やカスタマーハラスメントへの先進的な取組事例を周知するとともに、引き続き国民に向けたクマへの対応に関する情報発信に取り組むこととしており、これらの対策を進めることによって、国民のクマの管理等に対する理解が徐々に醸成されることが期待される。

また、行政機関に対する過度な苦情等への対応に当たっては、秋田県横手市のように、全庁的な取組としてカスタマーハラスメントに関する対応方針を策定して対応する地方公共団体もみられることを踏まえると、今回調査したクマの管理等を担う部局だけにとどまらない全庁的な対策として、対応方針の策定や過度な苦情等への対応に関する研修の実施等に取り組むことにより、クマをはじめとする指定管理鳥獣の管理等に関する業務を担う職員の負担軽減が望まれる。

3 ニホンジカの広域的な個体群管理の推進

【制度の概要等】

(ニホンジカの個体群管理)

環境省が都道府県向けに策定した「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）改定第2版」（令和8年3月環境省。以下「シカガイドライン」という。）では、ニホンジカの広域的な管理について個体の分布域が都府県の行政界を越えて分布する場合は、①関係都府県間で整合のとれた対象地域を定めることのできるよう、関係都府県間で協議・調整を行うこと、②地域個体群の範囲は、調査の結果等をもとに、季節移動により地形や行政界を超える場合も考慮して設定することとされている（表3-(1)-1）。

表3-(1)-1 シカガイドライン＜抜粋＞

Ⅲ 計画立案編

2 特定計画の記載項目

(4) 管理が行われるべき区域

1) 特定計画の対象区域

特定計画の対象区域は、ニホンジカが分布する地域全域、あるいは生息する可能性のある地域を包含するよう定める。対象区域は市町村界等の行政界や明確な地形界を区域線として設定し、その区域名と区域線を記載する。

① 対象区域内の地域区分

地域区分を行っている場合は、各地域区分についても記載する。地域区分には様々なスケールや考え方があがるが、地域区分を行うことで、政策の優先順位を検討しやすくなる。

② 対象区域を超えた広域管理の範囲

ニホンジカの分布域が都府県の行政界を越えて分布する場合は、関係都府県間で協議・調整を行い、対象地域を定める。地域個体群の範囲は、調査の結果等をもとに、季節移動により地形や行政界を超える場合も考慮して設定する。

(12) その他管理のために必要な事項

2) 各主体の役割分担と連携

① 国の役割

ア. 鳥獣行政の方向性の提示

国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、鳥獣の保護及び管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術ガイドラインを整備する。

イ. 人材の育成

国際的、全国的な鳥獣の管理の見地から、特定鳥獣の保護・管理に関する都道府県担当者の専門的な知識を向上させるための研修会の開催等を通じて、適切な管理のための人材の育成を行う。

ウ. 鳥獣の管理に関する技術の開発と普及（略）

エ. 広域的な管理の推進

複数の都府県にまたがって広域的にニホンジカが分布する場合、必要に応じて、都府県と連携して広域指針の作成に努める。また、国立公園、国指定鳥獣保護区等において、国の機関がニホンジカの管理を実施する場合には、関係都府県・機関と協力・連携を図る。

② 都道府県の役割

ア. 特定計画の策定と運用

都道府県は、特定計画を策定し、都道府県全体のニホンジカ管理に関する方針を示す。特定計画は、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の3つの管理とモニタリングから構成されるが、個体群管理（捕獲）は鳥獣行政部署、被害防除対策や生息環境管理については農林行政担当部署が担っている都道府県も多いことから、それぞれの部署の役割分担と連携を図る。

ウ. 関係機関との連携

ニホンジカの分布域が、都府県境にまたがる場合には、隣接する都府県及び関連市町村と広域的な管理を実施するため、隣接する都府県及び関連市町村、国の関係機関と協力・連携を図る。（略）

（注）下線は当省が付した。

【調査結果】

（調査対象 19 都道府県におけるニホンジカの生息動向の把握状況）

調査対象 19 都道府県におけるニホンジカの生息動向の把握状況を調査したところ、自ら実施する調査等により把握が 18 都道府県（94.7%）、他機関から提供される情報を活用して把握が 1 都道府県（5.3%）となっている（表 3-(1)-2）。

表 3-(1)-2 調査対象 19 都道府県におけるニホンジカの生息動向の把握状況

（単位：都道府県、%）

区分	都道府県数
自ら実施する調査等により把握	18(94.7)
他機関から提供される情報を活用して把握	1(5.3)
合計	19(100)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、調査対象 19 都道府県に対する構成比である。

3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

また、調査対象 19 都道府県におけるニホンジカの個体数推定の実施状況を調査したところ、実施しているものが 16 都道府県（84.2%）、未実施が 3 都道府県（15.8%）となっている（表 3-(1)-3）。未実施の 3 都道府県におけるその理由は、ニホンジカの生息密度が他の都道府県と比べて低い状態にあるためなどであった。

表 3-(1)-3 調査対象 19 都道府県におけるニホンジカの個体数推定の実施状況

(単位：都道府県、%)

区分	都道府県数
実施	16 (84.2)
未実施	3 (15.8)
合計	19 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、調査対象 19 都道府県に対する構成比である。
 3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

(ニホンジカの広域的な個体群管理の実施状況)

調査対象 19 都道府県におけるニホンジカの都道府県境をまたぐ広域的な個体群管理の実施状況を調査したところ、実施が 7 都道府県 (36.8%)、未実施が 12 都道府県 (63.2%) となっている (表 3-(1)-4)。

表 3-(1)-4 調査対象 19 都道府県におけるニホンジカの広域的な個体群管理の実施状況

(単位：都道府県、%)

区分	都道府県数
実施	7 (36.8)
未実施	12 (63.2)
合計	19 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、調査対象 19 都道府県に対する構成比である。
 3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

(ニホンジカの広域的な個体群管理に取り組んでいる事例)

広域的な個体群管理を実施している 7 都道府県における取組状況をみると、次のように、広域協議会を設置して戦略的な捕獲等や対策を進めているなどの事例がみられた (表 3-(1)-5)。

- ・ 環境省 (地方環境局) が広域協議会を設置・運営し、捕獲困難地の生息頭数の高密度化の課題に対応している事例
- ・ 都道府県が自ら広域協議会を設置・運営し、ニホンジカの侵入初期段階にある都道府県境地域を対象とした生息状況等の把握や生息区域の拡大防止に向けた捕獲等の対策を実施している事例

表 3-(1)-5 ニホンジカの広域的な個体群管理に取り組んでいる事例

区分	事例の概要
環境省が設置・運営する広域協議	(広域協議会の概要) 関係都道府県 (6 都道府県) にまたがる管理対象区域 (山間部エ

会で継続的なモニタリングに基づく戦略的な捕獲等を展開している事例	リア)での広域的な連携による適切なニホンジカ個体群の管理及びその他の必要な対策を実施することにより、生物多様性の回復及び農林業等被害の抑制による被害の大幅な軽減等を図ることを目的に、環境省（地方環境局）からの働き掛けにより都道府県等の関係行政機関が参加して運営（協議会の事務局は環境省が運営） （継続的なモニタリング等の取組） 管理対象区域では、<u>近年、高標高域等の捕獲困難地におけるニホンジカの高密度化が課題</u>になっており、<u>都道府県境エリアのりょう線部や生息密度の高い地域に自動撮影カメラを設置して継続的にニホンジカの出現頻度等の変化を調査するとともに、協議会に参加する関係都道府県から提供される SPUE、糞塊^{ふんかい}密度、目撃密度、捕獲数、自動カメラでの撮影頻度等のモニタリング結果を活用して個体数の推定を実施</u>している。 （事務局が中核となった戦略的な捕獲等の展開） 管理対象区域での継続的なニホンジカ対策の結果、捕獲困難地域（高標高域やアクセス困難地）及び行政境界付近でのニホンジカの生息密度が増加傾向であり、低密度地域への供給源となるおそれがあるものの、効果的な対策を講じることが容易ではない状況であった。このため、<u>協議会事務局では、捕獲困難地域での管理対象範囲を明確化して効果的かつ効率的な管理を推進する観点から、りょう線部での管理ユニットの導入を提案している。また、一部の都道府県での捕獲等の取組強化により隣接都道府県にニホンジカ個体が逃げ込んでいる可能性も示唆されており、捕獲事業の結果として忌避効果にも着目し効果検証への活用を検討するとともに、関係都道府県には連携捕獲事業の実施について働き掛け・調整等を進めている。</u>
都道府県が設置・運営する広域協議会で侵入初期段階にある区域での対策を進めている事例	（広域協議会の概要） 関係都道府県（3都道府県）にまたがる県境地域では、近年、ニホンジカの生息が確認され、近隣エリアでの農林業被害が危惧されるだけでなく、自然植生が被害を受ける可能性があったことから、一部都道府県の提案により広域協議会を設置・運営 （侵入初期段階にある区域での対策） 関係都道府県がそれぞれ把握した<u>都道府県境地域でのニホンジカの生息状況に関する情報の集約・分析を実施</u>。その際、<u>対策の中心となる地域だけでなく、その周辺地域まで含めた都道府県境をまたぐ広範囲でのモニタリングにより分布拡大の推移等を把握</u>している。 また、モニタリング結果の活用により、ニホンジカの分布拡大を抑制するため、3都道府県単独の取組では対応困難となる3都道府県境地域での捕獲に取り組んでいる。

（注）当省の調査結果による。

なお、環境省地方環境局では、上記のほか、国立公園や国指定鳥獣保護区でのニホンジカからの植生等の保護を目的とした会議体を設置しており、関係行政機関の参画も得つつ国立公園等のエリアを対象とした取組を実施している。

(広域的な個体群管理が未実施となっている理由等)

ニホンジカの広域的な個体群管理が未実施となっている調査対象 12 都道府県に対してその理由を調査したところ、広域的な個体群管理に要する都道府県での予算上の制約を挙げるものが 4 都道府県 (33.3%) みられたほか、都道府県での体制上の制約がある、隣接する都道府県の協力を得られないなどとするものがそれぞれ 2 都道府県 (16.7%) みられた (表 3-(1)-6)。

表 3-(1)-6 広域的な個体群管理が未実施となっている理由

(単位:都道府県、%)

区分	主な理由等	都道府県数
都道府県での予算上の制約があるため	- 被害防止や予防のために関係都道府県の連携が必要だというのは理解しており、正しい考えだと思うが、そのための<u>予算確保が課題であり、現実的には大きな被害が生じなければ連携という話にはならない可能性が高い</u> - 他の都道府県との連携による<u>都道府県境での捕獲等の事業を増やす予算や体制の余力がない</u>ため、既存の事業を充実させる方に力を注ぎたいと考えている。	4 (33.3)
都道府県での体制上の制約があるため	<u>関係都道府県との連携に向けた調整等の取組が必要となるが、職員の体制上の制約等からハードルは高い</u> - 他の都道府県との連携による都道府県境での捕獲等の事業を増やす予算や体制の余力がないため、既存の事業を充実させる方に力を注ぎたいと考えている。	2 (16.7)
隣接する都道府県の協力を得ることが困難であるため	<u>都道府県境を超える個体の侵入を防止するためには侵入個体が生息している侵入元の都道府県の協力が必要となるが、侵入元の都道府県にとっては取り組むメリットが小さいと考えられることから協力を得ることができないため。</u>	2 (16.7)
広域的な個体群管理等について関係機関で検討する場がないため	- 広域的な管理に向けて関係都道府県担当者同士の個別の意見交換というレベルではなく、オフィシャルな形で意見交換、検討できるような場がないため。 - 関係都道府県による広域的な個体群管理等を	2 (16.7)

	検討する必要性を判断する情報共有が不十分であるため。	
都道府県単独の管理でも支障がないため	・ 広域での連携した個体群管理に取り組まなくても支障が発生していない。 ・ 他の都道府県において連携しつつ調査し対策している事例があることは承知しているが、被害が明らかな特定エリアに限定された取組であると理解しているため。	2 (16.7)
広域的な個体群管理のメリットが不明確であるため	連携することのメリットが現時点では不明確であるため。	2 (16.7)
その他	・ 関係都道府県との連携した個体数推定等の取組よりも捕獲等を優先して取り組む必要がある。 ・ 連携した調査を実施した場合に既存データとの接続など技術的な問題をどうクリアすればいいのか不明である。 ・ 都道府県同士が連携して、共同で調査を委託する上でのスキームが不明確であるため。	3 (25.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、広域的な個体群管理が未実施となっている 12 都道府県に対する構成比である。

3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

4 複数の区分に計上している都道府県がある。

(ニホンジカの侵入初期段階にある 2 都道府県における広域的な個体群管理に向けた意見等)

特に、上記の広域的な個体群管理について隣接都道府県の協力を得ることが困難とする 2 都道府県の対応状況をみると、当該都道府県内の区域がニホンジカの侵入初期段階にあり、将来的に生息分布域の拡大が懸念される都道府県となっている。当該都道府県においては、侵入元の隣接都道府県は被害が発生する地域での対策を優先して都道府県境での対策にメリットがないことから連携した対策が進まないとしており、広域的な個体群管理への国の関与等の支援を求める意見がみられた (表 3-(1)-7)。

表 3-(1)-7 ニホンジカの侵入初期段階にある 2 都道府県における対策の現状及び広域的連携に向けた意見

	対策の現状、意見の概要
意見 1	(対策の現状) 当該都道府県では、現在、ニホンジカの侵入初期段階にあると考えられ、近年、隣接する都道府県との行政境界付近でニホンジカが目撃されている状況にあるものの、<u>侵入する可能性がある個体が生息している隣接する複数都道府県では、既に自都道府県内での農業被害等が発生していることから被害が発生している地域での捕獲等の対策の優先度が高く、他の都道府県への分布拡大防止に取り組むメリットは小さいと考えられることから、これらの都道府県が連携した広域的な個体群管理に関する取組に向けた検討は未実施</u>の状況となっている。 このため、当該都道府県では<u>隣接する都道府県からのニホンジカ侵入を確認した後に捕獲等の取組を進めていかざるを得ず、現状では、自都道府県内地域での生息状況調査や都道府県境付近での目撃情報の収集など、都道府県単独で実施可能な取組にとどまっている状況にある。</u> (広域的連携に向けた意見) 環境省が主導して<u>都道府県をまたぐ地域での生息状況等のモニタリング情報の集約・分析、これらの分析結果に基づく関係都道府県での対応方針の検討や調整など、広域的な個体群管理に関する連携に向けた国の関与</u>がなければ対策の実施が困難である。
意見 2	(対策の現状) 当該都道府県では、ニホンジカが都道府県内の一部地域での生息にとどまる状況の中、<u>ニホンジカの生息数が増加している隣接都道府県との行政境界付近の市町村での農林業等の被害が増加傾向</u>にあり、これらの地域を対象とした指定管理鳥獣捕獲等事業や市町村による許可捕獲等の対策を実施している状況となっている。 現在の状況について、当該都道府県及び都道府県境の近隣の市町村では、<u>個体の侵入元となる隣接都道府県側でも捕獲等の取組を強化する必要があると考えているものの、連携のための広域協議会設立や運営に関する事務負担が大きいことから、個体群管理に関する取組は生息状況等の情報交換にとどまっている状況</u>となっている。 (広域的連携に向けた意見) <u>隣接都道府県との都道府県境地域での生息状況の把握や関係都道府県をまたぐニホンジカ個体群全体を管理するための共同目標の設定等の取組を進めていくため、関係都道府県間やその他の関係行政機関との調整等については国が主導してほしい。</u>

(注) 当省の調査結果による。

（まとめ）

上述（項目 1（1））のとおり、半減目標等を踏まえた全国的な捕獲等の取組強化によって、ニホンジカについては全国での捕獲等実績が年間 70 万頭超を維持している一方で、国内での個体数はピーク時より微減傾向にあるものの引き続き高い水準となっている。また、生息分布域が拡大し続けている中で農林業被害や生態系への被害を軽減するためには、科学的なデータに基づく計画的な捕獲等の取組が不可欠となっている。

調査結果のとおり、ニホンジカに関して調査対象 19 都道府県のうち 18 都道府県でこれらの生息動向を自ら把握するとともに、16 都道府県では個体数を推定するなど、自都道府県でのモニタリング等の取組が進められている。また、広域的に分布又は移動する個体群の管理の観点から、環境省及び都道府県の取組状況をみると、鳥獣保護管理法基本指針で定められた広域指針の作成や広域協議会の設置・運営等を通じた都道府県をまたぐ区域でのモニタリング実施など、環境省が都道府県におけるニホンジカの広域的な個体群管理を支援する取組が一部地域でみられた。

他方で、隣接都道府県からのニホンジカ侵入によって生息分布域拡大等のおそれがある 2 都道府県では、隣接都道府県との連携した個体群管理に関する取組が進んでおらず、環境省が主導して都道府県をまたぐ地域での生息状況等の情報集約・分析や、当該分析結果に基づく関係都道府県での対応方針の検討など、広域的な個体群管理のための関係都道府県の連携に向けた国の関与を求める意見がみられた。

上述（項目 1（1））のとおり、環境省では、令和 8 年度から地方環境局での鳥獣対策等の充実を図るための体制を強化し、地方公共団体での指定管理鳥獣等の広域的な管理に関する取組への支援を拡充することによって、これらの取組を更に推進することとしている。このため、隣接都道府県からのニホンジカ侵入による生息分布域拡大のおそれがある都道府県及び当該隣接都道府県が連携した個体群管理の実施など、広域的な対策が求められているものの単独都道府県のみでは取組が困難となっている地域において、広域協議会の設置・運営等を含めた広域的な生息動向の把握・分析や、分析結果に基づく対応方針の策定、捕獲等の実施に向けた調整など、これらの地域に所在する関係都道府県に対する支援を拡充していくことがこれらの課題解決のための方策の一つと考えられる。

【所見】

したがって、環境省は、ニホンジカの広域的な個体群管理による被害防止対策を推進する観点から、隣接都道府県からの侵入による生息分布域拡大のおそれがある地域における広域での生息動向の把握・分析等や捕獲等の実施に向けた調整など、関係都道府県の連携促進に向けた支援を行う必要がある。

4 指定管理鳥獣の捕獲等の着実な実施

(1) 指定管理鳥獣の捕獲等の実態

【制度の概要等】

上述（項目1（1））のとおり、ニホンジカやイノシシ等の急速な生息数の増加や分布域の拡大により、農林水産業や生活環境の被害、生態系への深刻な影響が続いたことから、環境省及び農林水産省では、半減目標を掲げ、現在は「シカ・イノシシの生息頭数を令和10年度までに半減し、捕獲圧を維持」することとされている。

しかしながら、地方公共団体による指定管理鳥獣の捕獲等の担い手となる狩猟免許所持者数の年齢階級別推移をみると、60歳以上が占める割合が昭和50年の約9%から令和3年の約56%と大きく増加しており、地方公共団体における指定管理鳥獣の捕獲等に当たって高齢の捕獲従事者に頼る構造となっている。また、狩猟免許所持者数の免許種別推移をみると、昭和50年には第一種銃猟免許所持者が約49.4万人で免許所持者全体の9割超を占めていたものの、令和3年には8.4万人となり全体の4割程度まで減少している。

さらに、市町村で指定管理鳥獣の管理施策を担うことが一般的である農林水産部門の職員数の推移をみると、平成17年度以降で減少傾向となっており、令和7年度では17年比で約2割減となっている一方、例えばニホンジカの推定個体数は約1.7倍に急増しており、各市町村では限られた体制の中で増加する指定管理鳥獣の管理等に対応していることがうかがえる。

なお、指定管理鳥獣に対する捕獲等に関して、「令和5年度ニホンジカ保護及び管理に関する検討会」（令和6年2月19日開催）において、検討委員から「県境に高密度地帯が形成されるのは、低標高域で捕獲をして追い散らしてしまったこと、アプローチが厳しく捕獲圧が薄いことが原因」、「県境部分の高密度化は隣接都道府県での連携が進んでいないことが課題である。各都道府県も手が回らないところがあるため、国からバックアップしていく事が重要」などと指摘されている（表4-(1)-1）。

表4-(1)-1 令和5年度ニホンジカ保護及び管理に関する検討会（議事概要）＜抜粋＞

(2) ニホンジカ保護及び管理における課題と今後の対応

(略)

(小泉委員)

(前略) 次に「科学的」について、ここ10年で全国的に捕獲圧を高めたことで、シカの警戒心が高まり、シカの生態学的研究、特に生体捕獲に関わる研究が困難になったことを懸念している。データを収集、解析した人を交えてWGを立ち上げ、捕獲戦略に関し議論できるようにするべき。(略)

→ 環境省による高密度地域調査では、県境や高標高域など、捕獲圧が薄く、捕獲しにくい場所に集まっていることが明らかになった。捕獲しやすい場所に誘導するような戦略が必要と感じた。(環境省)

→ 県境に高密度地帯が形成されるのは、低標高域で捕獲をして追い散らしてしまったこと、アプローチが厳しく捕獲圧が薄いことが原因。農林業被害としての問題はないが、健全な生態系の保持という意味では重要な課題である。認定鳥獣捕獲等事業者が捕獲を進めていくべきで、環境省がどうサポートするか検討すべき。(小泉委

員)

(後略)

(濱崎委員)

(前略) シカの行動特性に応じた捕獲戦略が不足している。シカの行動特性は人との関わりの中で徐々に変化しており、現況を把握して捕獲戦略を修正していく必要がある。県境部分の高密度化は隣接都道府県での連携が進んでいないことが課題である。各都道府県も手が回らないところがあるため、国からバックアップしていく事が重要。

(後略)

(注) 環境省の資料による。

【調査結果】

(指定管理鳥獣に対する捕獲圧の現状等)

調査対象 20 都道府県及び 25 市町村の計 45 機関における指定管理鳥獣に対する今後の指定管理鳥獣に対する捕獲圧の維持・強化などの取組方針等を調査したところ、将来的に捕獲圧を強化することは困難とするものが 44 機関 (97.8%)、捕獲圧を現状より強化することは可能とするものが 1 機関 (2.2%) となっている。

また、これらの理由をみると、捕獲圧を現状より強化することは困難とする機関においては、①アクセスが困難な高標高域や都道府県境等における重点的な捕獲等が困難であるほか、捕獲等の担い手が減少しているため、②捕獲従事者の高齢化や従事者数の確保が課題となっていることなどを背景に、農地等に出没する個体の捕獲等で精一杯であり、指定管理鳥獣に対する捕獲圧を現状より強化することは困難であるためなどとしている。これらの地方公共団体の中には、可能な限りの捕獲等を進めているものの、農林業被害が減少しているとは感じないとの意見も聴かれた(表 4-(1)-2)。

表 4-(1)-2 調査対象 45 機関における指定管理鳥獣に対する今後の捕獲圧の維持・強化などの取組方針等

(単位：機関、%)

区分	主な理由	機関数
将来的に捕獲圧を強化することは困難とするもの	・ 捕獲圧の強化に伴って生息数が減った地域がある一方、<u>アクセスが困難な高標高域や都道府県境等における重点的な捕獲等が困難であるほか、捕獲等の担い手が減少しているため。</u> ・ <u>捕獲従事者の高齢化や従事者数の確保が課題となっていることなどを背景に、農地等に出没する個体の捕獲等で精一杯であり、指定管理鳥獣に対する捕獲圧を現状より強化することは困難であるため。</u> ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域を見直すなど捕獲圧を高めるため工夫しているが、<u>鳥獣被害対策実施隊が捕獲等を担えなくなった地域や見回りが難しくなった地域などが発生してい</u>	44 (97.8)

	るため。 ・ <u>高齢化等を背景として、これ以上捕獲圧を強化することは困難</u>であり、近年、狩猟免許の取得に向けた支援を行っている。ただし、①免許取得後、すぐに最前線で鳥獣の捕獲等を担うことは困難であり、技術の向上が課題、②<u>わな猟免許の取得が中心であり、抜本的に捕獲従事者を増加させることは困難</u>であるため。 ・ 現時点では、捕獲従事者を確保できているが、<u>今後、銃猟が可能な者が減少することが想定され、将来的な捕獲圧の低下を懸念</u>しているため。 ・ 仕事の都合により、緊急時に捕獲等できる者が少ないなどの課題はあるものの、現在、近隣の市町村に比べ、鳥獣被害対策実施隊の隊員数が多い状況である。今後5年程度は現在の捕獲体制を維持できると想定しているが、<u>高齢化等の影響もあり、今後の人口減少等を踏まえると、将来的には体制の維持は困難になると認識</u>しているため。 ・ 捕獲体制に余裕がある地域と余裕がない地域があるが、今後、いずれの地域においても継続して捕獲体制を維持することは難しいと認識しているため。	
捕獲圧を現状より強化することは可能とするもの	豚熱発生以前は、現在より多く捕獲等していたことから、その数を増加させることは可能と認識しているため。	1 (2.2)
合計		45 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 45 機関に対する構成比である。

3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

次に、調査対象 20 都道府県及び 25 市町村の計 45 機関における捕獲従事者不足に対応するための取組状況を調査したところ、①狩猟によりニホンジカやイノシシを捕獲等した場合に奨励金等を支給している事例、②捕獲従事者が不足する近隣市町村に対して自市町村内の捕獲従事者を派遣している事例、③捕獲圧が低下する都道府県境、市町村境における重点的な捕獲等を検討している事例など、捕獲従事者の不足に対応するための取組がみられた (表 4-(1)-3)。

表 4-(1)-3 捕獲従事者不足に対応するための取組事例

区分	取組事例
狩猟によりニホンジカやイノシシ	地方公共団体による捕獲等を補う観点から、狩猟によるニホンジカやイノシシへの捕獲圧を強化、農林業被害を軽減するため、許可

シを捕獲等した場合に奨励金等を支給している事例	捕獲と異なり狩猟は奨励金等が支給されないことが一般的であるものの、<u>狩猟によりニホンジカやイノシシを捕獲等した場合に奨励金等を支給</u>している。 ※ 地方公共団体により取扱いは異なるが、調査対象とした地方公共団体においては、例えば、狩猟期間中に捕獲等した頭数ごと又は一定以上の頭数を捕獲等した場合、4千から1万3千円を支給する例あり
捕獲従事者が不足する近隣市町村に対して自市町村内の捕獲従事者を派遣している事例	近隣の2市町村では、捕獲従事者の高齢化や不足により、市町村境でのニホンジカの十分な捕獲等が実施できていない状況となっていた。このため、本市町村では、<u>近隣の2市町村とともに協議会を設けて情報共有や狩猟者育成のほか、ニホンジカの生息密度を低減するため、市町村境における捕獲等を実施</u>している。令和6年度については、<u>本市町村から捕獲従事者を近隣2市町村に2回派遣し、捕獲等を実施した</u>（参加した捕獲従事者は最大50人程度）。
捕獲圧が低下する都道府県境、市町村境における重点的な捕獲等を検討している事例	- 近隣市町村から、「市町村境でニホンジカの捕獲等が多く、生息地になっているのではないか」との問題提起があったことを契機として、令和7年夏から、ニホンジカ及びクマの市町村境付近での出没に係る情報共有、市町村境をまたいだ捕獲等についての協議を行っている。 - 具体的には、近隣市町村において、目撃、捕獲等の情報を整理しており、出没場所に調査用カメラを設置しているほか、両市町村における担当者の連絡先を交換し、出没等の際に連絡し合うなどの体制構築、市町村境におけるわなの設置場所等を協議している。今後は、本市町村及び近隣市町村以外の市町村にも声をかけ、ニホンジカの生息域拡大等に対応していく必要があると認識している。 - 都道府県境の市町村において、ニホンジカが目撃されたことを契機として、近隣都道府県から協力して捕獲等を進めることについて打診があった。現在、具体的な内容について検討を進めており、令和8年度以降に開始する予定としている。

（注）当省の調査結果による。

（指定管理鳥獣の捕獲個体の処理に関する課題等）

調査対象20都道府県及び25市町村の計45機関における指定管理鳥獣の捕獲個体の処理状況について調査したところ、全ての地方公共団体（100%）において、主に埋設、焼却によって処理を行っていた。

また、埋設に当たっての課題をみると、①ニホンジカ及びイノシシについては、捕獲従事者に埋設の作業負担が発生、②クマについては埋設処理が中心となっているが、埋設場所の確保が困難などの課題がみられた。さらに、焼却に当たっての課題をみると、①ニホンジカ及びイノシシについては、捕獲従事者に捕獲等した場所からの搬出に当たって作業負担が発生、②クマについては、焼却炉の性能上、一定の大きさまで解体する必要がある、高齢の捕獲従事者に大きな負担が発生しているなど、捕獲従事者の高齢化等を背景に、埋設や焼却に当たって、作業負担が大きい状況となっている（表4-(1)-4）。

表 4-(1)-4 指定管理鳥獣の捕獲個体の処理に関する課題等

区分		概要
埋設	ニホンジカ及びイノシシ	・ 捕獲従事者に埋設の作業負担が発生（土が硬い場合や捕獲従事者が高齢である場合においては、特に負担が大きい状況） ・ 埋設場所の確保が困難 ・ 捕獲個体について、管理主体の許可が得られないことから埋設できず苦慮
	クマ	・ 焼却に当たっては捕獲個体の解体が求められるなど制約があることから、埋設処理が中心となっているが、埋設場所の確保が困難 ・ 集合埋設場所が整備されれば、負担軽減につながる。
焼却	ニホンジカ及びイノシシ	・ 捕獲従事者に捕獲等した場所からの搬出に当たって作業負担が発生（捕獲場所が山間部等の奥地で搬出が難しい場合や捕獲従事者が高齢である場合においては、特に負担が大きい状況） ・ 専用の焼却施設がない。 ・ 既存の焼却施設の利用であっても個体の切断作業を求められ捕獲従事者に負担が発生（既存の焼却施設に捕獲個体をそのまま投入すると、燃え残りが発生する可能性があるため、捕獲個体を事前に切断する必要がある場合が多く、捕獲従事者が切断作業まで負担するケースが多い状況） ・ 焼却施設が遠方にある場合、円滑な捕獲等の実施に支障 ・ 現有の焼却施設の火力では対応できず、仮に焼却するとしても燃料代が高額（1頭当たり3万円程度）である上、5から6頭程度が一日の処理限界
	クマ	・ 焼却炉の性能上、一定の大きさまで解体する必要があるため、高齢の捕獲従事者に大きな負担 ・ 捕獲後の個体処理は都道府県職員が実施しており、個体を細分化（1断片10kg）しなければならないため、大きな負担 ・ 焼却炉の性能上、焼却できる個体数に限りがあることから、焼却までに2週間程度保管を強いられたケースあり ・ 捕獲個体の焼却施設までの運搬が、高齢の捕獲従事者にとって大きな負担 ・ 焼却施設へ持ち込む場合、解体作業のほか、搬入のタイミングまでどのように保管するかが課題
減容化施設 ¹³ に関する課題	クマ	・ 減容化施設の設置も検討しているが、周辺環境への影響を心配する地域住民の理解を得ることが厳しいため、設置は困難な状況 ・ 市町村によっては減容化施設を整備しているが、元々はイノシシを想定したもので、クマの受入れはできない施設もある。
解体作業に係る課題	クマ	・ 捕獲等の数が過去に比べ多くなっており、解体作業に係る負担が大きく、人手が足りない状況であり、特に高齢の捕獲従事者に大きな負担が発生 ・ ニホンジカやイノシシより作業負担が大きい上、解体できる者も限られている。

（注）当省の調査結果による。

¹³ 家畜のふん尿や木質チップ等から作成する菌床に捕獲個体を投入し、微生物が有機物を分解することで減容化又は軟化する施設である。

(2) 鳥獣保護区制度の適切な運用

【制度の概要】

(鳥獣保護区制度の概要)

鳥獣保護管理法第 28 条第 1 項の規定に基づき、環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、①環境大臣は、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域（以下「国指定鳥獣保護区」という。）、②都道府県知事は、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であって、国指定鳥獣保護区以外の区域（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）を鳥獣保護区として指定することができる（表 4-(2)-1）。

また、鳥獣保護区では、鳥獣保護管理法第 9 条に規定する許可捕獲は認められているが、鳥獣保護管理法第 11 条に規定する狩猟は禁止されている。

表 4-(2)-1 鳥獣保護管理法＜抜粋＞

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第 9 条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一～三 (略)

(狩猟鳥獣の捕獲等)

第 11 条 次に掲げる場合には、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区、第 34 条第 1 項に規定する休猟区（第 14 条第 1 項の規定により指定された区域¹⁴がある場合は、その区域を除く。）その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域¹⁵以外の区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第 14 条第 2 項の規定により延長されている場合はその期間とする。）内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、狩猟鳥獣（第 14 条第 1 項の規定により指定された区域においてはその区域に係る第二種特定鳥獣に限り、同条第 2 項の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る第二種特定鳥獣に限る。）の捕獲等をすることができる。

一、二 (略)

(鳥獣保護区)

第 28 条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案し

¹⁴ 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、第 34 条第 1 項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、当該第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定することができる（略）。

¹⁵ 公道、寺社境内等が定められている。

て当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域

(注) 下線は当省が付した。

(鳥獣保護区制度の見直しに関する検討状況)

旧法は、平成 26 年に改正され、その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置が位置付けられた。すなわち、法の題目、目的に鳥獣の「管理」を加え、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護管理法)となった。これにより、例えば、都道府県知事が定める「鳥獣保護事業計画」が「鳥獣保護管理事業計画」に改められるなど管理のための施策が強化されているが、これらの観点から鳥獣保護区制度についての制度変更等は行われていない。

なお、鳥獣保護管理法基本指針では、狩猟は狩猟者登録を行った者の自由な意志で行われる一方で、鳥獣の計画的な管理に貢献し得るものとされているため、計画的な管理の観点から、従前、鳥獣保護区内で狩猟ができるようにするなど、その見直しについて議論された実績はあるものの、制度の見直しは見送られている。

具体的には、①鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会¹⁶(平成 25 年 6 月 10 日環境省)における一部の都道府県の提言では、許可捕獲だけでは捕獲圧が弱いため、狩猟においても捕獲等することで個体数を減少させるため、特定計画を策定している地域では、鳥獣保護区内でもニホンジカ及びイノシシを狩猟で捕獲等できる制度とするよう、②平成 28 年の地方分権改革に関する提案募集では、一部の都道府県から、鳥獣保護区内における農林業被害の防止等を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認める時は鳥獣保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できる制度とするようそれぞれ提案が行われている。しかし、上記①は、許可捕獲等の実施が可能であること、上記②は、許可捕獲等と異なり、狩猟者の行動を把握・制御することが不可能となり、鳥獣保護区内で営巣する鳥類の営巣放棄につながること等、鳥獣保護区が本来果たすべき鳥獣の保護に重大な支障を及ぼす懸念があることなどから制度の改正等は見送られている(表 4-(2)-2、3)。

¹⁶ 中央環境審議会議事運営規則(平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定)第 8 条の規定に基づき、中央環境審議会自然環境部会に、鳥獣保護管理のあり方検討小委員会が置かれている。

表 4-(2)-2 鳥獣保護管理法基本指針＜抜粋＞

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項 第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施 4 狩猟の適正化 登録狩猟は、許可による捕獲や鳥獣捕獲等事業による捕獲とは異なり、狩猟者登録を行った者の自由な意思で行われる。その一方で、<u>狩猟制度に基づく捕獲が、鳥獣の計画的な管理に貢献し得るものであることを踏まえ、登録狩猟の意義を社会で広く共有することが期待される。</u>また、狩猟者は、今後も鳥獣保護管理事業の重要な担い手として社会から信頼を得て、市民の理解を得ていくことが必要である。

(注) 下線は当省が付した。

表 4-(2)-3 鳥獣保護区制度の見直しに関する地方公共団体からの提案

区分		提案内容
平成 25 年	鳥 獣 の 保 護 及 び 管 理 の あ り 方 検 討 小 委 員 会	許可捕獲だけでは捕獲圧が弱く、狩猟においても捕獲等することで、特定鳥獣の個体数を減少させることができることから、特定計画を策定している地域では、鳥獣保護区内でも特定鳥獣を狩猟で捕獲できるようにするもの
28 年	地 方 分 権 改 革 に 関 する 提 案	現行制度においても鳥獣保護区内で捕獲等を行うことは可能であるものの、近年進む狩猟者免許所持者の減少や高齢化から、地域で拡大する被害に応じた捕獲従事者を確保することが困難となっている。このため、農林業被害の防止等を図る観点から、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認めるときは鳥獣保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定するもの

(注) 内閣府及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

(狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要)

鳥獣保護管理法第 12 条第 2 項の規定に基づき、都道府県知事は、特に保護する必要がある狩猟鳥獣がある場合には、種・期間・区域・猟法を定めて狩猟を禁止できる狩猟鳥獣捕獲禁止区域を設定することができるとされている（表 4-(2)-4）。

また、環境省は、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用に関して、通知において、ニホンジカ及びイノシシの捕獲対策を進める場合は、①許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業により、鳥獣保護区内の鳥獣の保護に配慮しながら捕獲対策を進めることが基本であるとしつつも、②鳥獣保護区の指定を解除して、ニホンジカ及びイノシシのみ狩猟ができる「狩猟鳥獣（ニホンジカ及びイノシシを除く。）捕獲禁止区域」を設定することも捕獲対策の一つの手法として考えられるとしている（表 4-(2)-5）。

表 4-(2)-4 鳥獣保護管理法＜抜粋＞

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限) 第 12 条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。 一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。

- 三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をするを禁止すること。
- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。
- 3～6 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 4-(2)-5 通知＜抜粋＞

V 狩猟鳥獣の捕獲等

V-3 狩猟鳥獣の捕獲制限等

2. 対象狩猟鳥獣の捕獲禁止又は制限

ニホンジカやイノシシについて、生息数が増加し、被害が拡大していること等を踏まえ、これらの鳥獣の捕獲を進める観点から、法第 12 条第 2 項に基づき、ニホンジカ、イノシシ以外の狩猟鳥獣の狩猟を規制する区域（以下「狩猟鳥獣（ニホンジカ、イノシシを除く）捕獲禁止区域」という。）を都道府県が設定している事例がある。

狩猟鳥獣（ニホンジカ、イノシシを除く）捕獲禁止区域は、ニホンジカ、イノシシを除く狩猟鳥獣の保護の観点から、種・期間・区域・猟法を定めて狩猟を禁止できる区域制度を応用して、ニホンジカ・イノシシのみ狩猟できるようにした区域である。

鳥獣保護区においてニホンジカ・イノシシの捕獲対策を進める場合は、第 9 条に基づく許可捕獲や第 14 条の 2 に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業により、鳥獣保護区内の鳥獣の保護に配慮しながら捕獲対策を進めることが基本である。
しかし、当該区域内において狩猟を実施した場合にあっても、鳥類の営巣放棄や保護すべき鳥獣の錯誤捕獲等、鳥獣の保護に支障をきたすおそれが少ない場合は、鳥獣保護区を解除して、ニホンジカ、イノシシのみ狩猟ができる狩猟鳥獣（ニホンジカ、イノシシを除く）捕獲禁止区域を設定することも捕獲対策の一つの手法として考えられる。

(注) 下線は当省が付した。

(狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定手続)

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定に当たっては、鳥獣保護管理法第 12 条第 4 項並びに施行規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、都道府県知事は、その内容を記載した届出書を環境大臣に提出しなければならないとされている。届出書には、①その区域及び位置を示す図面、②公聴会の調書、③都道府県自然環境保全審議会等への諮問に対する答申の写しなどを添付することとされている。

なお、狩猟鳥獣捕獲禁止区域は、自然環境及び社会環境調査の実施が求められておらず、更新の期間を任意に定めることが可能であるほか、更新手続が鳥獣保護管理法で規定されていないなど指定鳥獣保護区の更新手続と違いがある（表 4-(2)-6、7）。

表 4-(2)-6 都道府県指定鳥獣保護区の更新及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定に関する手続の比較

手続の区分	都道府県指定鳥獣保護区の更新手続	狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定手続
①自然環境及び社会環境調査	○	×
②国の関係行政機関や利害関係人からの意見聴取、公聴会の開催	○	○
③都道府県自然環境保全審議会等への諮問等	△	○
④更新等の頻度	10 年から 20 年に 1 度	任意

(注) 1 関係法令等に基づき、当省が作成した。

2 本表は、都道府県指定鳥獣保護区を更新する手続及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定手続を比較したものである。なお、鳥獣保護管理法上、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の更新手続は規定されていないものの、都道府県が当該区域に存続期間を定めた場合、更新手続を行う例もある。

3 「○」は鳥獣保護管理法等に基づく必要な手続、「×」は不要な手続、「△」は一部機関が行っているものを示す。

4 都道府県指定鳥獣保護区は、「国指定鳥獣保護区指定等実務要領」を参考に進めることとされており、都道府県により具体的な手続は異なる。このため、「都道府県指定鳥獣保護区の更新手続」欄は、調査対象とした 20 都道府県における一般的な取扱いを記載した。

表 4-(2)-7 鳥獣保護管理法及び施行規則<抜粋>

○鳥獣保護管理法<抜粋>

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第 12 条 (略)

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、第 2 項の禁止若しくは制限若しくは前項の制限をし、又はこれらを変更しようとするときは、環境大臣に届け出なければならない。

5～6 (略)

○施行規則<抜粋>

(捕獲等の禁止)

第 11 条 都道府県知事は、法第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止若しくは制限（以下この条において「捕獲等の禁止等」という。）又はその内容の変更を行おうとする場合はその内容を記載した届出書を、捕獲等の禁止等の廃止をしようとする場合はその旨を記載した届出書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、捕獲等の禁止等を行う区域及びその位置を示す図面並びに法

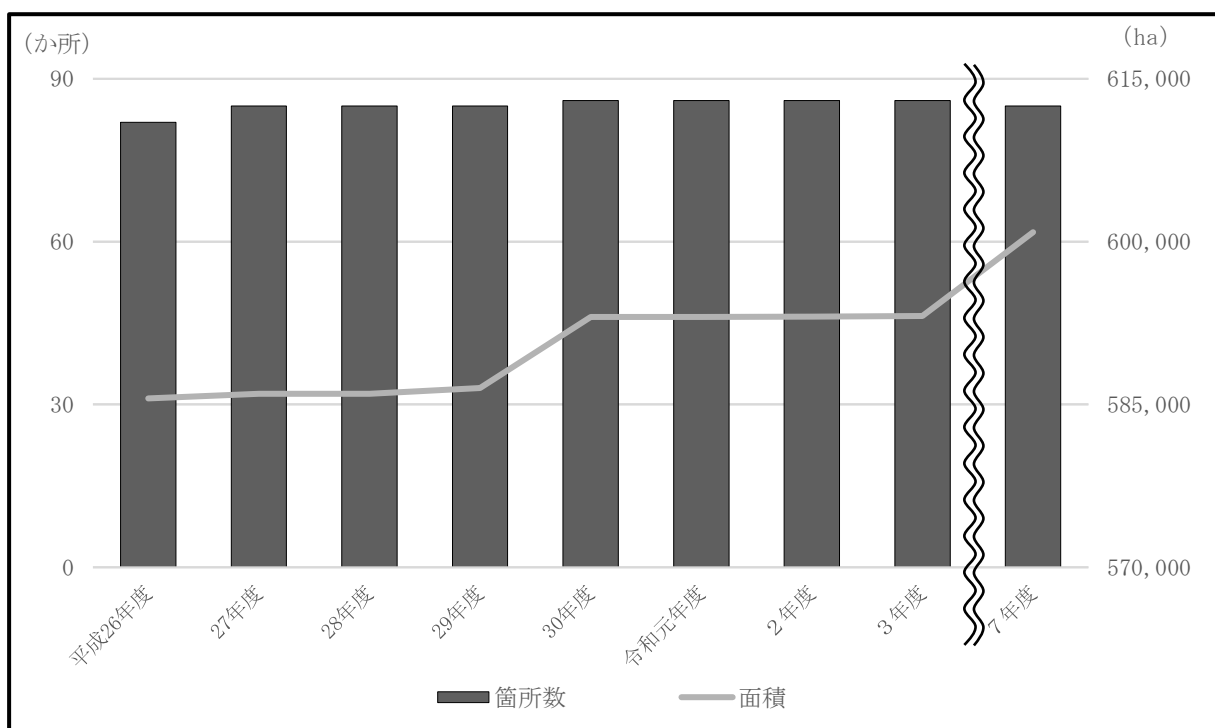
第 12 条第 6 項において準用する法第 4 条第 4 項¹⁷及び法第 7 条第 5 項¹⁸の規定による合議制機関への諮問に対する答申の写し及び意見聴取に係る調書その他の環境大臣が必要と認める参考となる資料を添えるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

(国指定鳥獣保護区及び都道府県指定鳥獣保護区の指定状況)

国指定鳥獣保護区は、全国に計 85 か所あり、総面積は約 60 万 ha となっている。また、都道府県指定鳥獣保護区は、計 3,607 か所あり、総面積は約 289 万 ha となっている（いずれも令和 7 年 11 月 1 日時点。図 4-(2)-1、2）。

図 4-(2)-1 国指定鳥獣保護区の指定状況

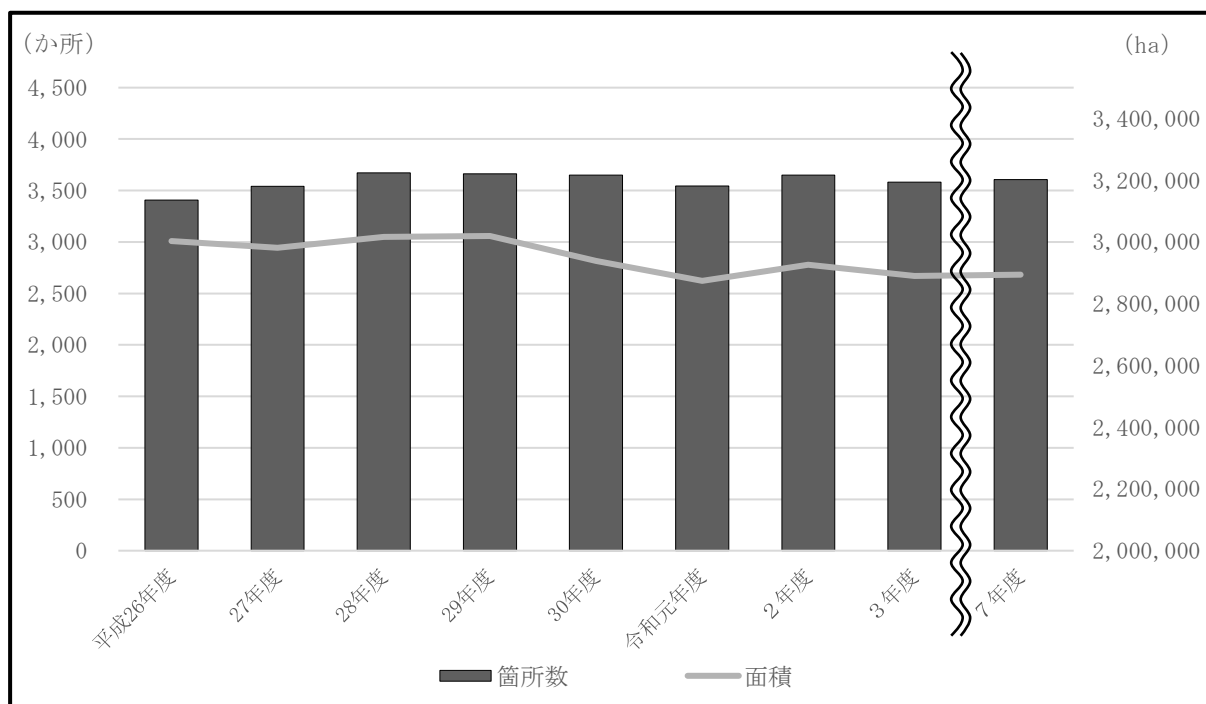


- (注) 1 鳥獣関係統計及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 令和 4 年度から 6 年度までの箇所数及び面積は公表されていない。

¹⁷ 都道府県自然環境保全審議会等の意見を聴かなければならないとされている。

¹⁸ あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならないとされている（公聴会を開催することとされている。）。

図 4-(2)-2 都道府県指定鳥獣保護区の指定状況



- (注) 1 鳥獣関係統計及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 令和4年度から6年度までの箇所数及び面積は公表されていない。

【調査結果】

(調査対象 20 都道府県における鳥獣保護区の指定状況)

調査対象 20 都道府県における鳥獣保護区の指定状況（令和 7 年 11 月 1 日時点）を調査したところ、国指定鳥獣保護区は、15 都道府県の計 27 か所が、都道府県指定鳥獣保護区は、20 都道府県の計 1,449 か所が指定されている。

(都道府県指定鳥獣保護区の運用状況)

調査対象 20 都道府県における都道府県指定鳥獣保護区の運用状況を調査したところ、一部の都道府県指定鳥獣保護区において、保護対象の鳥獣が不明確となっているとするものが 15 都道府県（75.0%）でみられた。これは、過去の鳥獣保護管理法基本指針において、都道府県に一定の面積以上の鳥獣保護区を指定することを求めていたため、当該方針に従って積極的に指定された鳥獣保護区の存在などが原因として考えられる（表 4-(2)-8）。

また、これらの都道府県からは、鳥獣保護区の更新期間が 10 年から 20 年程度であり更新等の必要性を検討する機会が限られることから、前例を踏襲して指定等を更新し続ける実態があるとするものや、都道府県指定鳥獣保護区内において鳥獣の保護に関する取組は特段実施しておらず鳥獣保護区であることを示す標識の維持管理等にとどまっているなどの指摘が聴かれた（表 4-(2)-9）。

なお、環境省が実施した「平成 26 年度鳥獣保護区に関する情報収集・整備委託業務」での「鳥獣保護区の指定及び存続期間の更新に関する都道府県アンケート結果」において、生息鳥獣が不十分であることや、指定後数十年経過する間に、指定理由

や保護意識が曖昧になっている場合も多いと感じられるなどの指摘がなされている
(表 4-(2)-10)。

表 4-(2)-8 都道府県指定鳥獣保護区における保護対象鳥獣の明確性の有無

(単位：都道府県、%)

区分	都道府県数
保護対象の鳥獣が不明確な鳥獣保護区がある	15 (75.0)
保護対象の鳥獣は明確化されている	5 (25.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 20 都道府県に対する構成比である。

表 4-(2)-9 都道府県指定鳥獣保護区の運用状況に関する意見

主な意見
・ 指定当初は希少な鳥獣を保護するために指定したものの、指定から相当な年数が経過し、<u>農林業に被害を与えるニホンジカやイノシシが多く生息するなどの状況の変化があり、当初の指定に係る趣旨や鳥獣保護区の趣旨に合致していない鳥獣保護区がある。</u>(13 都道府県) ・ <u>鳥獣保護区は更新期間が 10 年から 20 年程度で設定されているが、更新等の必要性を検討する機会が限られ、前例を踏襲して指定等を更新し続ける実態がある。</u>(7 都道府県) ・ 都道府県指定鳥獣保護区内において鳥獣の保護に係る取組は特段実施しておらず、<u>鳥獣保護区であることを示す標識の維持管理等の取組にとどまっている。</u>(13 都道府県) ・ 都道府県指定鳥獣保護区の更新等を判断する見直しのタイミングで関係者への意見聴取を行うものの、市町村等から特段の意見もないなど、鳥獣保護区の必要性について十分議論されているか疑問である状況で形式的な手続となっている。(11 都道府県)

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(2)-10 鳥獣保護区の指定及び存続期間の更新に関する都道府県アンケート結果
＜抜粋＞

＜主な結果＞ ○ ニホンジカ、イノシシ等による農林業被害を理由に存続期間の更新合意が得られず、また、解除や縮小の要望もあり、対応に苦慮している。(13 都道府県) ○ 鳥獣保護区内であっても、ニホンジカ、イノシシ等については、鳥獣保護管理法第 9 条に基づく許可を得て捕獲することができるという制度の理解が得られず、対応に苦慮している。(4 都道府県) ○ <u>生息鳥獣の調査も不十分</u>であるため、「何が守るべき鳥獣」なのか、理解いただけない場合もある。(1 都道府県) ○ 保護区指定に割り当て (〇〇ha ごとに 1 箇所とか、〇〇ha 以上になるように等) 感があるうえ、<u>指定後数十年経過する間に、指定理由や保護意識が曖昧になっている場合も多いと感じられる。</u>(1 都道府県)

(注) 下線は当省が付した。

(都道府県指定鳥獣保護区内又はその周辺地域における鳥獣による被害の発生状況)

調査対象 20 都道府県及び 25 市町村に所在する都道府県指定鳥獣保護区の区域内又はその周辺地域での指定管理鳥獣による被害の発生状況を調査したところ、農林業被害等が発生しているものが 18 都道府県 (90.0%) 及び 18 市町村 (72.0%)、農林業被害等が発生していないものが 2 都道府県 (10.0%) 及び 7 市町村 (28.0%) となっている。

また、被害等が発生している 18 都道府県及び 18 市町村における主な被害等の内容をみると、農林業被害等にとどまらず、文化財 (城跡) がある地域において近隣住民に加え、観光客へ不安を与えているケースのほか、石垣が掘り返されるなどの文化財への被害がある事例などもみられた (表 4-(2)-11)。

表 4-(2)-11 都道府県指定鳥獣保護区内又はその周辺地域における鳥獣による被害状況 (主な事例)

主な事例
- 市街地に 2 か所の都道府県指定鳥獣保護区が指定されているが、いずれも民家や公共施設も所在していることから、民家周辺にイノシシが出没するなど、人身被害のおそれが生じている。このため、<u>近隣住民からイノシシへの対応を求める意見や都道府県指定鳥獣保護区の解除を求める意見が寄せられている状況</u>にある。さらに、文化財 (城跡) もあり、近隣住民に加え、観光客へ不安を与えているほか、石垣が掘り返されるなど、文化財への被害も確認されている。 - 市街地も近い上、農業を営む方もいる地域に都道府県指定鳥獣保護区が指定されているが、<u>水稻を営む農家から農業被害が大きいことから鳥獣保護区を解除してほしいとの要望</u>を受けていることに加え、<u>都道府県指定鳥獣保護区内には公園 (家畜場も併設) もあり、イノシシによる掘り起こしや人との接触など人身危害のおそれも生じている。</u> - 市町村内に所在する都道府県指定鳥獣保護区は、民家のほか道の駅も所在する区域となっているが、<u>クマの生息地になっており、近隣住民からの目撃情報も相次いでいることから対応が必要な状況</u>となっている。

(注) 当省の調査結果による。

(都道府県指定鳥獣保護区における捕獲等の実施状況)

次に、都道府県指定鳥獣保護区域内やその周辺地域で農林業被害等が発生している 18 市町村における都道府県指定鳥獣保護区内での市町村による許可捕獲の実施状況を調査したところ、実施が 7 市町村 (38.9%)、未実施又は一部期間で未実施となっているものが 11 市町村 (61.1%) となっている。

また、許可捕獲が未実施又は一部期間で未実施の 11 市町村におけるその理由をみると、①報償金等の支給対象となる市町村の許可捕獲による個体と狩猟期間中に狩猟として捕獲等された個体との混同回避などの理由から狩猟期間中に限り未実施として運用しているものが 10 市町村 (90.9%)、②慣例等を踏まえて、通年で鳥獣保護区を許可捕獲の対象外として運用しているものが 2 市町村 (18.2%) となっている (表 4-(2)-12)。

当該運用により、鳥獣保護区における捕獲等は、①の場合は狩猟期間中に、②の

場合は年間を通して、それぞれ実施されず、鳥獣保護区に捕獲圧をかけることができない状況となっている。

表 4-(2)-12 18 市町村における都道府県指定鳥獣保護区での許可捕獲の実施状況

(単位：市町村、%)

区分	市町村数	主な理由等
都道府県指定鳥獣保護区において許可捕獲を実施	7 (38.9)	—
都道府県指定鳥獣保護区において許可捕獲を未実施又は一部期間で未実施	11 (61.1)	—
狩猟期間中 ¹⁹ は許可捕獲を未実施 ²⁰	10<90.9>	- 市町村の被害防止計画に基づく許可捕獲の場合には、捕獲個体に対して報償金等を支給しているが、狩猟による捕獲等は対象外となっている。このため、<u>市町村の許可捕獲による個体と狩猟期間中に狩猟として捕獲等された個体の混同を回避する必要がある。</u> - 市町村による許可捕獲を担う捕獲従事者が狩猟期間中は趣味として狩猟(銃猟)による捕獲等を希望するケースがあるため。
通年で鳥獣保護区を対象から外して実施	2<18.2>	記録等が残っておらず経緯が不明であるが、鳥獣の保護が重視される鳥獣保護区であることなどを踏まえ、 <u>慣例等により市町村による許可捕獲の対象から除外している。</u>
合計	18 (100)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、所在する都道府県指定鳥獣保護区内やその周辺地域で農林業被害等が発生している 18 市町村に対する構成比である。

3 < >内は、鳥獣保護区において許可捕獲を未実施又は一部期間で未実施とする 11 市町村に対する構成比である。

4 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

5 内訳について、複数の区分に計上している市町村があるため、合計は一致しない。

(狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行により狩猟による捕獲圧を活用する取組)

調査対象 20 都道府県における狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用状況を調査したところ、活用しているとするものが 5 都道府県 (25.0%)、活用していないとするものが 15 都道府県 (75.0%) みられた。

¹⁹ 狩猟期間は、施行規則第 9 条により、北海道以外の区域は毎年 11 月 15 日から翌年 2 月 15 日、北海道は毎年 10 月 1 日～翌年 1 月 31 日とされており、都道府県により延長又は短縮されている場合がある。

²⁰ 指定管理鳥獣のうち、いずれかの獣種について許可捕獲を実施していない市町村を計上した。

活用している 5 都道府県におけるその理由をみると、いずれも都道府県指定鳥獣保護区での農林業被害等を軽減させるためとしており、これら 5 都道府県においては、令和 2 年度から 7 年度までの間で計 13 か所が都道府県指定鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に移行されていた（表 4-(2)-13）。

さらに、活用している 5 都道府県の中には、農業被害が増加する中、農家や鳥獣被害対策実施隊による捕獲等では対応できなかったことを背景に、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に移行しており、これにより農業被害の軽減と鳥獣保護の両立を図っている例がみられた（表 4-(2)-14）。

表 4-(2)-13 調査対象 20 都道府県における狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用状況、活用している理由

（単位：都道府県、％）

区分等	都道府県数
活用している	5 (25.0)
都道府県指定鳥獣保護区での農林業被害等を軽減させるため	5 < 100>
活用していない	15 (75.0)
合計	20 (100)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 20 都道府県に対する構成比である。

3 < >内は、狩猟鳥獣捕獲禁止区域を設定している 5 都道府県に対する構成比である。

表 4-(2)-14 都道府県指定鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ移行することにより農業被害の軽減と鳥獣保護の両立を図っている例

鳥獣保護区内やその周辺地域において、イノシシによる農業被害が年々増加していたことから、農家を中心に組織する箱わな、囲いわなの使用に限定した地域捕獲団体を設立するなど対応していた。

しかし、イノシシが箱わなに慣れてしまい、餌のみを食べる個体が増え、けい畔が崩され補修しなければならないなど、農家の負担が非常に大きく、心身ともに疲弊している状況にあった。さらに、鳥獣被害対策実施隊も当該市町村内においてイノシシ被害が広範囲に及んでいることから、当該区域を専念して対応できない状況にあった。

これらの状況を踏まえ、鳥獣保護区の期間更新に当たって、イノシシによる農業被害の軽減と鳥獣保護の両立を図ることを目的に、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）に移行した。

（注）当省の調査結果による。

（狩猟鳥獣捕獲禁止区域を活用していない 15 都道府県における狩猟鳥獣捕獲禁止区域が未活用の理由等）

また、狩猟鳥獣捕獲禁止区域を活用していない 15 都道府県におけるその理由をみると、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に関する制度を知らなかったためとするものが 8 都道府県（53.3％）、都道府県指定鳥獣保護区の存続期間満了時に更新をせず指定を解除することで対応しているものが 2 都道府県（13.3％）、許可捕獲により対応しているものが 1 都道府県（6.7％）、鳥獣の錯誤捕獲等のおそれがあるためとするものが 1

都道府県（6.7％）みられた（表４-（２）-15）。

なお、当省の調査を通じて、狩猟鳥獣捕獲禁止区域は農業被害の軽減等のための鳥獣の管理と鳥獣の保護を両立できる制度であり、今後の対応を検討する上での選択肢として考えたいとする意見も一部の都道府県から聴かれた（表４-（２）-16）。

表４-（２）-15 狩猟鳥獣捕獲禁止区域を活用していない15都道府県におけるその理由

（単位：都道府県、％）

区分	都道府県数	主な理由
狩猟鳥獣捕獲禁止区域に関する制度を知らないため	8 (53.3)	・ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域について知らなかった。 ・ 鳥獣保護区の更新に当たって意見を聴取する市町村等も含め、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の制度について知られていないことから、周知等が必要ではないか。 ・ 公聴会を通じて狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用について要望があり、制度について調べ始めたところであるものの、具体的な検討には至っていない。 ・ 活用によるメリット・デメリットを整理できていないことなどから、検討に至っていない。
都道府県指定鳥獣保護区の解除により対応しているため	2 (13.3)	・ 都道府県指定鳥獣保護区の存続期間満了時に更新せず、指定を解除することなどにより、狩猟制度を活用した捕獲圧を高めることができるため。 ・ 市町村等の関係機関から狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用に関する要望はなく、またニホンジカ等管理の必要性が生じた場合は解除で対応しているため。
特に保護する必要がある狩猟鳥獣がないため	2 (13.3)	現在、特に保護する必要があると考える狩猟鳥獣はいないため。
許可捕獲により対応しているため	1 (6.7)	被害農地の状況によっては鳥獣保護区内での許可捕獲を行っているため。
鳥獣の錯誤捕獲等のおそれがあるため	1 (6.7)	鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に移行すると、イノシシやシカを捕獲しようとする狩猟者により、本来鳥獣保護区で保護すべき鳥獣の錯誤捕獲が発生し、鳥獣の営巣放棄につながるおそれがあるため。

（注）１ 当省の調査結果による。

２ （ ）内は、狩猟鳥獣捕獲禁止区域を活用していない15都道府県に対する構成比である。

３ 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

表 4-(2)-16 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の今後の活用に関する意見

・ <u>農業被害の軽減と鳥獣保護を両立できる制度であると認識している。過去に鳥獣保護の観点から更新するか管理の観点から解除するか意見が分かれる鳥獣保護区があり対応に苦慮したが、<u>狩猟鳥獣捕獲禁止区域に関する制度について知っていれば、選択肢の一つとして設定することも検討したと考える。今後、同様の都道府県指定鳥獣保護区があれば選択肢として考えたい。</u></u> ・ <u>これまで狩猟鳥獣捕獲禁止区域に関する制度について十分理解できていなかったが、一部都道府県で活用されている制度でもあり、<u>昨今の鳥獣の生息状況や被害状況を踏まえると都道府県指定鳥獣保護区の取扱いを検討する上で、今後の選択肢になり得る。</u></u>

(注) 当省の調査結果による。

(狩猟制度の活用による捕獲圧の維持に向けた方策)

上述(項目1(1))のとおり、生息区域の拡大や個体数の高止まりなどの課題が指摘されることを背景に、狩猟制度に基づく指定管理鳥獣の捕獲等の取組を更に活用する観点から、鳥獣保護区における狩猟の解禁について、過去に一部の都道府県等から複数回提言されている。これを踏まえ、調査対象 20 都道府県及び 25 市町村に対して鳥獣保護区における狩猟の解禁の必要性について調査したところ、①地方公共団体による許可捕獲を担う捕獲従事者の確保等が困難となることなどを背景に、狩猟による捕獲圧を活用して増加するニホンジカやイノシシの捕獲等を進めるため解禁する余地があるとするものが 37 機関(82.2%)、②現行の制度(鳥獣保護区の解除や狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定等)で対応すべきとするものが 5 機関(11.1%)、③許可捕獲等を活用すべきであり狩猟の解禁に慎重なものが 2 機関(4.4%)となっている(表 4-(2)-17)。

また、現行の制度で対応すべきとする 5 機関からは、見直しが必要な鳥獣保護区については、存続期間満了時に更新せず指定を解除することや上述の狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行などで対応しており、現行制度を活用することで捕獲圧を高めることができるのではないかとの意見が聴かれた。

表 4-(2)-17 鳥獣保護区における狩猟の解禁の必要性に関する意見等

(単位：機関、%)

区分	主な理由	機関数
解禁の余地があるとする意見	・ 狩猟による捕獲圧を活用して増加するニホンジカやイノシシの捕獲等を進めるため、狩猟を解禁する余地がある。 ・ 一律に鳥獣保護区で狩猟を規制するのではなく、狩猟に適さない地域(例えば、観光施設や宗教施設が鳥獣保護区内に所在)を除外するほか、被害状況に応じて、狩猟を解禁できる鳥獣保護区を地方公共団体が選ぶことができれば、捕獲圧をかける選択肢が広がる。 ・ 保護すべき鳥獣が守られること、狩猟者がマナーに気をつけることなどに留意すれば、狩猟を解禁しても支障は生じない。	37(82.2)

現行の制度で対応すべきとの意見	狩猟を解禁することにより、捕獲圧を高める選択肢が増えると思うが、鳥獣による被害が発生する鳥獣保護区については、関係者の意見を聴取の上、①鳥獣保護区の存続期間満了後に更新せず指定を解除、②存続期間を短く設定、③狩猟鳥獣捕獲禁止区域に移行することなどで対応しており、現行制度を活用することで捕獲圧を高めることができるのではないかと	5 (11.1)
解禁に慎重な意見	- 鳥獣保護区であっても許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業が可能であり、狩猟解禁による効果は限定的であると考ええる。 - 鳥獣保護の観点から、鳥獣保護区は更新すべきものである。	2 (4.4)
判断が困難とする意見	鳥獣保護区内及びその周辺において、鳥獣による被害が発生している状況がないため、本市町村における狩猟解禁の要否について判断することは困難である。ただし、鳥獣保護区内及びその周辺において鳥獣による被害が発生している地方公共団体において、狩猟を解禁することは有益ではないかと。	1 (2.2)
合計		45 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 20 都道府県及び 25 市町村に対する構成比である。

3 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

(まとめ)

鳥獣保護区は、鳥獣の保護のために必要と認める場合に国又は都道府県知事が指定することとされており、都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のために重要と認める区域を指定することとされている。また、鳥獣保護区では、許可捕獲は法令上認められているが、狩猟は禁止されている。

調査対象 20 都道府県における鳥獣保護区の指定状況を見ると、全ての都道府県で指定している一方、これらの都道府県に所在する調査対象 25 市町村のうち約 7 割の市町村では、一部の都道府県指定鳥獣保護区域内やその周辺で農林業被害等が発生しているとする状況がみられた。また、これらの市町村による指定管理鳥獣に対する許可捕獲の取組をみると、報償金等の支給対象となる市町村の「許可捕獲」による個体と支給対象外となる「狩猟」による個体との混同回避などの理由から狩猟期間中に実施していない市町村や、慣例等を踏まえて年間を通して対象地域から除外している市町村が約 6 割みられた。その結果、当該市町村区域内の都道府県指定鳥獣保護区内やその周辺で農林業被害等が発生している場合であっても鳥獣保護区での捕獲等が未実施となる期間が生じているなど、鳥獣保護区内に生息する指定管理鳥獣に対する捕獲圧が不十分となっていると考えられるケースが発生している状況がみられた。

また、一部の都道府県では、都道府県指定鳥獣保護区内やその周辺での農林業被害等の発生に関して、都道府県指定鳥獣保護区について、鳥獣種別に狩猟可否の設

定が可能な狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行や指定解除により、狩猟による捕獲等も活用しつつ指定管理鳥獣に対する捕獲圧を高める取組を進めている例がみられた。他方、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の制度自体を認識しておらず対応に苦慮したとする都道府県もみられた。

さらに、調査対象 20 都道府県の約 8 割では、一部の都道府県指定鳥獣保護区において保護対象の鳥獣が不明確となっているケースや鳥獣保護区での保護に関する取組が標識の維持管理等にとどまっているとするケースがみられた。

上述（項目 4（1））のとおり、多くの地方公共団体において捕獲従事者の減少や高齢化等に伴って将来的に捕獲圧を強化することが困難となっていることに加え、捕獲等個体に対する報償金等の適切な支給の観点から狩猟期間を除外して許可捕獲が実施されている実態等を踏まえると、捕獲圧の維持・強化に向けた方策の一つとして、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用等によって狩猟の更なる活用を図る余地があると考えられる。その際には、鳥獣保護区制度の運用に関して、地域の実情や鳥獣の保護及び管理のバランスを考慮しつつ、制度の趣旨にのっとった指定・更新や指定解除等が適切に行われることが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、環境省は、指定管理鳥獣に対する捕獲圧の維持・強化を図る観点から、鳥獣種別に狩猟可否の設定が可能な「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」制度や被害軽減に向けた都道府県指定鳥獣保護区の指定解除等による取組事例の周知等により、鳥獣の被害実態や保護及び管理のバランス等を踏まえた都道府県における鳥獣保護区制度の適切な運用を推進する必要がある。

(3) ニホンジカ等の捕獲従事者に対する補償

【制度の概要】

(ニホンジカ等の捕獲等の担い手)

上述（項目1（1））のとおり、農作物被害額全体で高い割合を占めるニホンジカやイノシシ等に対する地方公共団体による許可捕獲（個体数調整、農林水産業等に係る被害防止）及び指定管理鳥獣捕獲等事業の主な担い手をみると、①個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業では、当該事業を委託された認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲団体等、②農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等では、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊等となっている（図1-(1)-2、表4-(3)-1）。

表4-(3)-1 地方公共団体によるニホンジカ等の捕獲等の主な担い手

区分	実施主体	主な担い手
個体数調整	都道府県等	事業受託者（認定鳥獣捕獲等事業者、捕獲団体等）等
指定管理鳥獣捕獲等事業	都道府県	同上
農林水産業等に係る被害防止	市町村等	鳥獣被害対策実施隊等

（注）環境省及び農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

(ニホンジカ等の許可捕獲における事故例)

ニホンジカ等の許可捕獲活動中の事故例をみると、死亡事故や重傷事故等が発生している（表4-(3)-2）。

表4-(3)-2 ニホンジカ等の許可捕獲における事故の事例

区分	概要
死亡	わなから逃げ出したイノシシに追われて崖下に転落した。
重傷	- イノシシがかかっているわなが破損し、襲われ、手指の一部欠損並びに後頭部、背部及び大腿部^{だいたいぶ}の裂傷を負った。 - ニホンジカを背負って山から下りてくる途中で、枯れ葉の下にあった石で足首をひねり骨折した。
軽傷	- わなにかかったイノシシに猟銃を発射したところ、弾がわなに当たって跳ね返り、被害者の左腕に当たった。 - くくりわなにかかったイノシシを銃で止め刺しを行い、放血のためナイフを刺したところ、個体が生きており、すねをかまれ負傷した。

（注）1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 令和2年度から6年度までに発生した事故の事例を一部抜粋した。

(個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲活動中のけが等に対する補償)

主に都道府県が実施主体となる個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業については、認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲団体等に業務委託されるケースが多く、これらの事業を受託する認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲団体等では、委託者である都道府県との契約内容によるが、当該捕獲等の活動中のけが等については受託者の責任により

補償等を行うことが一般的である。

なお、認定鳥獣捕獲等事業者制度において、鳥獣捕獲等事業者が鳥獣保護管理法第 18 条の 2 等に規定する認定を受けるための要件の一つとして、「損害保険契約の被保険者であること」が求められている。

（農林水産業等に係る被害防止のための捕獲活動中のけが等に対する補償）

市町村等が実施主体となる農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等に当たって、鳥獣被害防止特措法第 9 条の規定に基づき、市町村は、対象鳥獣²¹の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができるとされている。同隊員は、鳥獣被害防止特措法第 9 条第 3 項の規定に基づき、①市町村長が市町村の職員のうちから指名する者、②被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）のうちから、市町村長が任命する者をもって充てるとされている（表 4-(3)-3）。

また、鳥獣被害防止特措法基本指針では、鳥獣による農林水産業等に係る被害が依然として深刻な状況であること、狩猟者をはじめとする鳥獣の捕獲等の担い手や農林漁業者の減少や高齢化が進んでいることから、市町村において鳥獣被害対策実施隊の設置促進や機能強化を推進するとされている。さらに、鳥獣被害対策実施隊の設置が行われたものの、鳥獣被害対策実施隊員が市町村の鳥獣被害対策の担当職員のみで構成されている場合等について、捕獲等の被害防止対策を適切に行うことができるよう、多様な人材の被害対策への参画を進めるなど、鳥獣被害対策実施隊の機能の強化に一層努める必要性について指摘されている（表 4-(3)-4）。

なお、鳥獣保護管理法基本指針では、市町村の鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊の隊員数は増加しているものの、隊員数が現状維持の地域があることに加え、隊員の高齢化が進んでいることから、新たな捕獲体制を早急に確立する必要性についても指摘されている（表 4-(3)-5）。

表 4-(3)-3 鳥獣被害防止特措法＜抜粋＞

（鳥獣被害対策実施隊の設置等）	
第 9 条	市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、 <u>鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。</u>
2	鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。
3	前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。
一	<u>市町村長が市町村の職員のうちから指名する者</u>
二	<u>被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）のうちから、市町村長が任命する者</u>

²¹ 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であつて被害防止計画の対象とするものとされている（鳥獣被害防止特措法第 4 条第 2 項第 2 号）。

- 4 (略)
- 5 第2項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。
- 6 第3項第2号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。
- 7～9 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表4-(3)-4 鳥獣被害防止特措法基本指針<抜粋>

- 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
- 3 実施体制の整備
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害が依然として深刻な状況にあり、また、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手や農林漁業者の減少や高齢化が進んでいる中において、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の被害対策への参画を進めるなど、地域全体で持続的に捕獲、侵入防止、集落環境管理等の総合的な被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要である。
- このため、市町村において、協議会の組織化及び鳥獣被害対策実施隊の設置を推進するとともに、捕獲、侵入防止、集落環境管理等の総合的な被害防止対策が実施できるよう、鳥獣被害対策実施隊の機能の強化を推進する。
- (1) (略)
- (2) 鳥獣被害対策実施隊
- ① 基本的な考え方
- (略) 市町村は、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進し、当該鳥獣被害対策実施隊が中心となって当該市町村における被害防止対策が適切に行われるよう必要な体制整備を図るものとする。特に、鳥獣被害対策実施隊の設置が行われたものの、鳥獣被害対策実施隊員が市町村の鳥獣被害対策の担当職員のみで構成されている場合や、鳥獣被害対策実施隊員に捕獲の有資格者がいない場合には、捕獲、侵入防止、集落環境管理等の総合的な被害防止対策を適切に行うことができるよう、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の被害対策への参画を進めるなど、鳥獣被害対策実施隊の機能の強化に一層努める必要がある。また、被害防止対策を効果的に行うための体制の整備を図る観点から、捕獲技術等の被害防止対策に係る技能の向上及び知識の習得を推進し、鳥獣被害対策実施隊員の人材育成に努める。国及び都道府県は、市町村において、鳥獣被害対策実施隊の設置及びその機能の強化が図られるよう、必要な支援に努めるものとする。
- ②～⑦ (略)

(注) 下線は当省が付した。

表4-(3)-5 鳥獣保護管理法基本指針<抜粋>

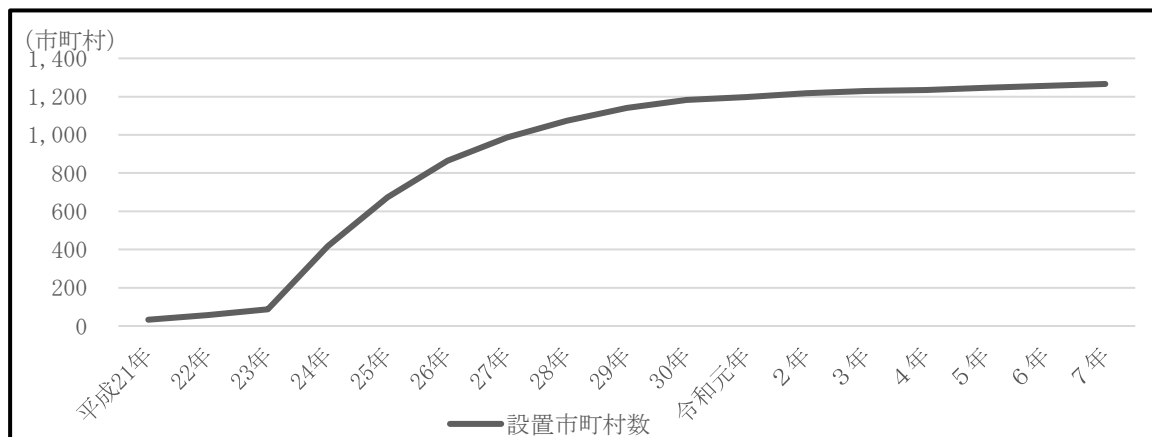
- I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
- 第二 関係主体の役割の明確化と連携
- 2 関係主体の連携
- (2) 鳥獣の管理のための捕獲体制の整備

市町村がこれまで編成してきた鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）等の捕獲隊について、全国では隊員数は増加しているものの、隊員数が現状維持の地域も見られるほか、隊員の高齢化も進んでいる。捕獲隊員等の選定については、意欲と能力を有する多様な人材を捕獲隊員に選定する、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成する、又は農林業者を交えた地域ぐるみの捕獲隊を確立する等、新たな捕獲体制を早急に確立する必要がある。その場合でも、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれる必要がある。

（注）下線は当省が付した。

農林水産省では、毎年、鳥獣被害対策実施隊の設置状況を調査しており、令和7年4月末時点において、鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村は1,266市町村となっている²²（図4-(3)-1）。

図4-(3)-1 鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村数の推移



（注）1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 設置市町村数は、各年の4月30日時点の状況である。ただし、平成22年は、3月31日時点の状況である。

また、鳥獣被害対策実施隊の隊員は、鳥獣被害防止特措法第9条第6項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号で規定される特別職の非常勤地方公務員となっている。このため、鳥獣被害対策実施隊の設置に当たっては、地方公務員法第25条、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定及び鳥獣被害防止特措法基本指針に基づき、隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めることとされ、農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等の活動で発生した隊員のけが等に対しては当該条例に基づき補償が行われることとされている（表4-(3)-6、7）。

²² 我が国の市町村数は1,741市町村（特別区を含む。）であるが、農林水産省の資料によると、鳥獣による農作物被害が認められる市町村は約1,500市町村とされている。

表 4-(3)-6 地方公務員法等＜抜粋＞

○地方公務員法＜抜粋＞

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第 3 条 地方公務員（略）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一～二の二 (略)

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）

三の二～六 (略)

(給与に関する条例及び給与の支給)

第 25 条 (略)

2 (略)

3 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

一～五 (略)

六 非常勤の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項

七 (略)

4、5 (略)

○地方公務員災害補償法＜抜粋＞

(非常勤の地方公務員等に係る補償の制度)

第 69 条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員（特定地方独立行政法人の役員を除く。）のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。

2・3 (略)

(注) 1 下線は当省が付した。

2 「職員」とは、常時勤務に服することを要する地方公務員等（地方公務員災害補償法第 2 条第 1 項）である。

表 4-(3)-7 鳥獣被害防止特措法基本指針＜抜粋＞

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

3 実施体制の整備

(2) 鳥獣被害対策実施隊

④鳥獣被害対策実施隊員の身分等

鳥獣被害対策実施隊員のうち鳥獣被害防止特措法第九条第三項第二号に掲げる市町村長が任命する者については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他の関係法令の規定に基づき、非常勤の公務員として、被害防止対策に係る活動に対する報酬が支給されるとともに、当該活動において発生した災害に対する補償が行われることとなる。

非常勤の鳥獣被害対策実施隊員の報酬及び災害補償については、地方公共団体の条例で定めるものとする。また、実施隊隊員に対する日額報酬や年額報酬の水準については、活動時間や業務の負担等を勘案して均衡のとれた水準となるよう定めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

なお、鳥獣被害対策実施隊の隊員に対しては、上記の公務災害補償の適用のほか、①狩猟税の軽減、②銃所持許可の更新時等における技能講習が免除、③猟銃の所持歴が10年に満たなくとも、ライフル銃の所持が許可されるなどの優遇措置が設けられている（表4-(3)-8）。

表4-(3)-8 鳥獣被害対策実施隊に対する優遇措置（概要）

区分	根拠法令等	概要
狩猟税の軽減	地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の52、附則第32条及び第32条の2	- 対象鳥獣捕獲員については非課税 - 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けて、鳥獣の捕獲等をする者及びその従事者については、税率が1/2
技能講習免除	- 鳥獣被害防止特措法附則第3条 - 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（平成24年内閣府・農林水産省・環境省令第1号）	申請日前1年以内に鳥獣被害対策実施隊員として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加するなど一定の要件を満たす隊員については、猟銃の所持許可の更新時等における技能講習が免除
ライフル銃の所持許可特例	- 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の2第4項第1号 「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（令和2年12月22日付け警察庁丁保発第209号警察庁生活安全局保安課長通達）	鳥獣被害対策実施隊員であれば、猟銃の所持歴が10年に満たなくとも、ライフル銃の所持を許可

（注）関係法令に基づき、当省が作成した。

【調査結果】

（調査対象25市町村における鳥獣被害対策実施隊の設置状況）

調査対象25市町村における鳥獣被害対策実施隊の設置状況を調査したところ、一部の市町村では、鳥獣被害防止特措法に基づかない捕獲等を担う組織（市町村により、捕獲班、駆除班などと呼称されており、狩猟免許を所持する捕獲団体の会員等で構成されている。以下「捕獲班等」という。）を設置して農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等を行っている状況となっている。

調査対象25市町村における鳥獣被害対策実施隊及び捕獲班等の設置状況をみる

と、鳥獣被害対策実施隊のみを設置しているものが 10 市町村（40.0%）、鳥獣被害対策実施隊及び捕獲班等を設置しているものが 13 市町村（52.0%）、捕獲班等のみを設置しているものが 2 市町村（8.0%）となっている。

また、このうち鳥獣被害対策実施隊及び捕獲班等を設置している 13 市町村及び捕獲班等のみを設置している 2 市町村の計 15 市町村における捕獲班等の構成をみると、15 市町村全て（100%）が捕獲団体等の捕獲従事者のみで構成されている。

さらに、当該 15 市町村の捕獲班等は、鳥獣被害防止特措法第 9 条に規定する鳥獣被害対策実施隊には該当していないため、所属する者は特別職の非常勤地方公務員の身分は有しておらず、農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等の活動で発生したけが等が公務災害補償の対象外となっている（表 4-(3)-9）。

表 4-(3)-9 調査対象 25 市町村における鳥獣被害対策実施隊及び捕獲班等の設置状況、公務災害補償の対象・対象外の区分

（単位：市町村、%）

区分	市町村数	公務災害補償の対象・対象外
鳥獣被害対策実施隊のみを設置	10(40.0)	対象
鳥獣被害対策実施隊及び捕獲班等を設置	13(52.0)	
鳥獣被害対策実施隊は市町村職員のみ、捕獲班等は捕獲団体等の捕獲従事者のみで構成されるもの	4<30.8>	鳥獣被害対策実施隊は対象、 <u>捕獲班等は対象外</u>
鳥獣被害対策実施隊は市町村職員及び捕獲団体等の者、捕獲班等は捕獲団体等の捕獲従事者のみで構成されるもの	9<69.2>	鳥獣被害対策実施隊は対象、 <u>捕獲班等は対象外</u>
捕獲班等のみを設置（捕獲団体等の捕獲従事者のみで構成）	2(8.0)	<u>対象外</u>
合計	25(100)	

（注） 1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、調査対象 25 市町村に対する構成比である。

3 < >内は、鳥獣被害対策実施隊及び捕獲班等を設置している 13 市町村に対する構成比である。

4 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

5 「公務災害補償の対象・対象外」欄については、被害防止計画に基づく許可捕獲等における取扱いについて示している。

（捕獲班等に属する捕獲従事者が負ったけが等に対する補償）

上記の公務災害補償の対象外となる捕獲班等を設置している 15 市町村における捕獲班等に属する捕獲従事者が農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等の活動中に負ったけが等に対する補償に関する対応状況をみると、ハンター保険に捕獲従事者又は市町村が加入することにより対応している状況となっている。

なお、調査対象市町村等が加入しているハンター保険と公務災害補償制度を比較

すると、公務災害補償制度では、捕獲従事者の死亡や後遺障害が残るなどの重大事故が発生した場合の傷病補償年金や障害補償、遺族補償等の各種補償が充実している（表４－（３）－１０）。

表４－（３）－１０ ハンター保険と公務災害補償の補償内容の比較表

区分	ハンター保険	公務災害補償
加入手続	捕獲従事者自身が実施（市町村が契約主体として実施するケースあり）	市町村が実施 （捕獲従事者による手続は不要）
給付、補償内容 ※自損の場合	①狩猟、②鳥獣保護管理法第９条第１項の許可を受けて行う捕獲等、③指定管理鳥獣捕獲等事業の場合の事故において、生命・身体を害したときなどに、保険金を給付	公務上又は通勤による災害（負傷、疾病、障害又は死亡）について、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償（年金、一時金）、介護補償を条例に基づき支給
給付、補償手続	捕獲従事者自身が実施	市町村を通じて実施
遺族への補償	①狩猟、②鳥獣保護管理法第９条第１項の許可を受けて行う捕獲等、③指定管理鳥獣捕獲等事業の場合の事故において、生命・身体を害したときなどに、保険金を給付	- 遺族補償（年金、一時金）、葬祭補償を条例に基づき支給 ※ 扶養家族に対して終身補償されるケースあり - 遺族の就学の援護を図るために必要な資金の支給等を行うケースあり

（注）１ 「ハンター保険」欄については、調査対象 25 市町村のうち、ハンター保険に加入している市町村における取扱例等を参考に、当省が作成した。なお、ハンター保険の補償内容等については、保険商品によって本表と取扱いが異なる場合がある。

２ 「公務災害補償」欄については、地方公務員災害補償基金ウェブサイトに基づき当省が作成した。なお、実際の公務災害の補償内容等については本表と取扱いが異なる場合がある。

（市町村における補償充実に係る取組状況）

農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等の活動中のけが等について、調査対象 25 市町村における公務災害補償の対象外となる捕獲班等に所属する捕獲従事者に対する補償充実に向けた取組状況をみると、以下のとおりとなっている。

- ・ 捕獲班等を設置している 15 市町村のうち 1 市町村では、捕獲従事者を公務災害補償の対象とするために捕獲班等から鳥獣被害対策実施隊に移行することを検討中
- ・ 鳥獣被害対策実施隊を設置している 10 市町村のうち 1 市町村では、過去、鳥獣被害対策実施隊及び捕獲班等を併設して運用していたが、全ての捕獲従事者を公務災害補償の対象とするため、現在は、鳥獣被害対策実施隊のみを設置して運用している。

なお、公務災害補償の対象外となる捕獲班等を設置した経緯等については、いずれの市町村においても記録が残っていないなどの理由により不明であるとしている。

（捕獲班等に所属する捕獲従事者を公務災害補償の対象とすること等に関する国に対する意見・要望等）

上記の公務災害補償の対象外となる捕獲班等を設置している 15 市町村に対して、捕獲班等に所属する捕獲従事者を公務災害補償の対象とする必要性についての意見等を調査したところ、捕獲班等に属する全ての捕獲従事者を鳥獣被害対策実施隊の隊員として任命した場合、捕獲等の活動が低調な者についても狩猟税が非課税となり公平性が保てないなど、運用上の懸念を示す市町村がみられたものの、本調査を契機として、今後の事故に備えて、捕獲班等に属する捕獲従事者を鳥獣被害対策実施隊員に任命して補償対象とする検討や対応が必要とするものが 13 市町村（86.7%）となっている。また、これまで捕獲班等に属する捕獲従事者が農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等の活動中に負ったけが等に対する補償充実の必要性について検討したことがなかったことから、国からの働き掛けや鳥獣被害対策実施隊が公務災害補償の対象となることを改めて示してもらえれば、庁内での見直しの契機となるとする意見が 3 市町村（20.0%）から聴かれた。

さらに、鳥獣被害対策実施隊のみを設置する 10 市町村も含めた調査対象 25 市町村における公務災害補償制度の運用に当たっての意見・要望等を調査したところ、事故が発生した際に公務災害補償の適用可否の判断要素となる公務に起因する事故か判断が難しい又は整理できていないなど、一般的な公務災害補償制度に関する知見の不足を不安視するものが 6 市町村（24.0%）みられたほか、1 市町村（4.0%）からは、自身が公務災害補償の対象となることを認識していない隊員が多数いることが想定されるとする意見が聴かれており、鳥獣被害対策実施隊の隊員として任命されている者に対しても公務災害補償制度に関する理解醸成を図る余地があることがうかがわれた（表 4-（3）-11）。

表 4-（3）-11 公務災害補償制度の運用に関する意見・要望

（単位：市町村、%）

意見・要望の概要	市町村数
公務災害補償の適用可否の前提となる公務に起因するものか判断が難しい又は整理できていない。	6 (24.0)
自身が公務災害補償の対象となることを認識していない隊員も多数いることが想定される。	1 (4.0)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、調査対象 25 市町村に対する構成比である。

（まとめ）

地方公共団体によるニホンジカやイノシシ等の許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲活動中のけが等に対する補償については、捕獲等の区分により取扱いが異なっており、都道府県等における個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業では、当該事業を受託する認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲団体等が委託者との契約に基づきその責任を負うことが一般的である。

市町村における農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等では、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の隊員は公務災害補償制度によって、同実施隊に所属しない者についてはハンター保険の加入等によって対応されている。

鳥獣被害対策実施隊の活用について、農林水産省では地方公共団体に対して、鳥獣被害防止特措法基本指針等において、設置促進や機能強化に向けた働き掛けを行うとともに、毎年、同実施隊の設置状況の把握等を進めており、設置数は増加傾向にある。また、調査対象とした市町村においても、捕獲班等から鳥獣被害対策実施隊に移行して農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等の活動に取り組む市町村がみられた。

他方、鳥獣被害防止特措法基本指針で指摘されている鳥獣被害対策実施隊の隊員が市町村職員のみで構成され、実質的な捕獲等の活動は公務災害補償の対象とならない捕獲班等に属する捕獲従事者が担っているケースや、捕獲班等のみを設置して捕獲等の活動に取り組むケースなど、鳥獣被害対策実施隊の隊員以外の者が農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等に取り組むものが調査対象市町村の半数以上でみられた。

これらの市町村では、捕獲班等を設置した当時の経緯等が不明としており、これまで捕獲班等に属する捕獲従事者が農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等の活動中に負ったけが等に対する補償の充実について検討した実績はないなどの状況がみられたが、当省調査を契機として約８割の市町村から捕獲従事者が負ったけが等に対する補償の充実に関する検討や対応が必要との意見が聴かれた。また、これらの検討を市町村内で進めるに当たって、捕獲班等から鳥獣被害対策実施隊への移行に関して、国からの働き掛けや同実施隊が公務災害補償の対象となることを改めて提示されれば見直しの契機となるなどの意見が聴かれた。

上述（項目１（１）イ及び項目４（１））のとおり、捕獲従事者（特に銃猟免許所持者）が減少傾向にあり、地方公共団体での捕獲圧の強化が困難となっている状況において、引き続きニホンジカ等の捕獲等を安定的に進めるためには、捕獲従事者が安心して従事できる環境整備を更に促進していくことが重要である。

市町村が担うニホンジカやイノシシ等の農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等については、これらによる農作物被害額が高止まりする中で重要な取組の一つとなっている。このため、当該捕獲等に従事する捕獲従事者の継続的・安定的な確保に向けて安心して当該捕獲等に従事できる環境整備を更に促進していくためには、農林水産省において、捕獲班等を設置する地方公共団体に対して、鳥獣被害対策実施隊の活用に向けた働き掛けの強化とともに、捕獲従事者の環境整備に係る情報提供等を併せて行うことが有効であると考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、市町村におけるニホンジカ等の捕獲従事者が安心して農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等に従事できる環境を整備する観点から、鳥獣被害対策実施隊の構成や捕獲班等の設置状況等を適切に把握するとともに、公務災害補償等に関する情報を積極的に提供するなど、同実施隊の更なる活用に向けた地方公共団体への働き掛けを強化する必要がある。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の活用状況

【制度の概要】

(認定鳥獣捕獲等事業者制度導入の背景)

生息数が増加傾向にある鳥獣の捕獲等は、主に狩猟者の協力により支えられてきた。一方で、捕獲対策の強化が求められている中、①捕獲従事者の負担は急激に増加していること、②捕獲等は専門的な技術が必要な上に危険も伴う作業であることから、これまでのボランティア的な作業²³だけでは、今後、担い手の確保や維持がますます困難になっていく状況にある。これらを背景に、安全かつ効率的に組織的な捕獲等を行う事業者を育成・確保するため、平成26年の鳥獣保護管理法改正により認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設された。

(認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要)

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、鳥獣保護管理法第18条の2等の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業者（鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者）が、①組織に関する基準、②安全管理体制に関する基準、③事業従事者の技能及び知識に関する基準、④事業従事者への研修の内容に関する基準、⑤鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準等に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる制度である²⁴（表4-(4)-1、2）。

また、当該認定を受けることにより、例えば、①「認定鳥獣捕獲等事業者」の名称使用、②狩猟免許更新時の適性試験の免除、③法人としての捕獲許可の取得（従事者証の発行）、④猟銃の所持歴が10年に満たなくとも、ライフル銃の所持が許可される場合がある、⑤狩猟税の免除といった優遇措置が設けられている（表4-(4)-3）。

表4-(4)-1 鳥獣保護管理法＜抜粋＞

(鳥獣捕獲等事業の認定)
第18条の2 <u>鳥獣の捕獲等をする事業（以下「鳥獣捕獲等事業」という。）を実施する者（法人に限る。以下「鳥獣捕獲等事業者」という。）は、その鳥獣捕獲等事業が第18条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。</u>
第18条の3・4 （略）
第18条の5 都道府県知事は、第18条の3第1項の規定による認定の申請が次に掲げる基準（当該申請に係る鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合にあっては、第二号に掲げる基準を除く。）に適合すると認めるときでなければ、第18条の2の認定をしてはならない。
一 鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。
二 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適

²³ 通知において、狩猟者の大多数は余暇やボランティアとして鳥獣の捕獲をしており、専業で捕獲等に従事する者は少数であり、従来の狩猟者や被害防止の目的での捕獲等の体制だけでは、捕獲等の強化への対応が難しい場合もあるとしている。

²⁴ 申請は、認定を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとされている（施行規則第19条の2）。

合するものであること。

三 鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として環境省令で定める基準に適合する者であること。

四 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。

五 その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(注) 下線は当省が付した。

表 4-(4)-2 基準の概要<抜粋>

【組織に関する基準】

- ・ 法人格を有すること
- ・ 事業管理責任者を配置すること
- ・ 捕獲従事者（狩猟免許の所持、銃猟の場合は銃砲の所持、保険への加入(銃による捕獲：1億円、わな・網による捕獲：3千万円以上)が必要)を原則4人以上配置すること。
- ・ シカ、イノシシ等の銃猟（装薬銃を用いる場合）は、事業従事者を10人以上有すること 等

【安全管理体制に関する基準】

- ・ 安全管理規程を整備していること（緊急連絡体制、定期的な射撃練習を含む）
- ・ 事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が安全管理講習を修了していること
- ・ 事業管理責任者及び捕獲従事者の半数以上が救急救命講習を受講していること 等

【事業従事者の技能及び知識に関する基準】

- ・ 事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が技能知識講習を修了していること 等

【事業従事者への研修の内容に関する基準】

- ・ 認定後に事業従事者に実施する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること 等

【鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準】

- ・ 鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績を有すること（過去3年以内に対象とする鳥獣・捕獲方法で適切に実施） 等

(注) 環境省の資料による。

表 4-(4)-3 優遇措置の概要

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、2014（平成 26）年の鳥獣保護法改正により導入された、鳥獣捕獲等事業者に関する唯一の公的な認定制度です。この認定を受ける利点は以下のとおりです。

1) 「認定鳥獣捕獲等事業者」の名称使用

「認定鳥獣捕獲等事業者」の名称を使用することができます。認定鳥獣捕獲等事業者が、契約に基づき、安全に、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等を実施することにより、社会的な評価や信頼性が高まれば、より一層、認定鳥獣捕獲等事業者が担う業務の需要が増えることも想定され、認定鳥獣捕獲等事業者であることの利点も高まっていくことが期待されます。

2) 狩猟免許更新時の適性試験の免除

事業従事者のうち、別途定める手続きにより必要な適性を有することが確認された者は、狩猟免許更新時の適性試験が免除されます。なお、認定鳥獣捕獲等事業者の事業従事者が、狩猟免許を更新する際には、狩猟について必要な適性（視力、聴力、運動能力）を有することを健康診断等の際に確認した旨の書類を提出する必要があります。

3) 法人としての捕獲許可の取得（従事者証の発行）

通常、捕獲許可は被害を受けた個人等が申請し許可を得ますが、認定鳥獣捕獲等事業者の場合は、法人として申請し許可を受けることで、組織として安全管理を確保した上で捕獲に取り組むという位置づけや責任を明確化できます。

法人として認定鳥獣捕獲等事業の許可を受けた場合、法人の監督の下に許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受け、捕獲従事者に携帯させます。

4) 事業被害防止目的のライフル銃所持許可

既にライフル銃を必要とする鳥獣捕獲等事業を受託している場合において、円滑かつ着実な事業の実施のために、ライフル銃を所持していない捕獲従事者にライフル銃を所持させて、鳥獣の捕獲等に従事させる必要がある場合は、猟銃の所持歴が 10 年に満たなくとも、ライフル銃の所持が許可される場合があります。この場合は、銃刀法に基づく都道府県公安委員会の個別の審査を受けて許可を受ける必要があり、事業に対する被害の防止のための業務以外には使用しないことや、ライフル銃管理票を備え付けて、銃の持ち出し等を管理すること等が義務付けられています。

5) 狩猟税の免除

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者は、狩猟者登録の申請前 1 年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として鳥獣捕獲等事業に従事した区域が属する都道府県に限り、狩猟者登録を行う際に、狩猟税が全額免除されます。指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者証を受け当該事業に従事したことや、鳥獣の管理に係る目的の捕獲等であること等が条件となります。

(注) 1 環境省の資料による。

2 下線は当省が付した。

また、認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣保護管理法基本指針において、山林の奥地等、これまで十分な捕獲圧がなかった地域で、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲体制を構築する場合に、認定鳥獣捕獲等事業者の活用も含めてその場所に最適な捕獲方法の検討・選択及び体制の構築を行う必要があるとされているほか、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として、個体群管理・生息環境管理・被害防除対策等の多岐にわたる鳥獣の保護及び管理の担い手となることが期待されるなどとされている（表4-(4)-4）。

さらに、令和7年対策パッケージにおいて、中期的に取り組むこととして、民間においても事業としてクマの捕獲を担えるよう、認定鳥獣捕獲等事業者など高度な捕獲技術を持った専門的な事業者の育成を進めることとされている（表4-(4)-5）。

表4-(4)-4 鳥獣保護管理法基本指針＜抜粋＞

1 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項 第二 関係主体の役割の明確化と連携 2 関係主体の連携 (2) 鳥獣の管理のための捕獲体制の整備 (略) 特に、指定管理鳥獣については、集中的かつ広域的に管理を図る必要があることから、都道府県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲等及び市町村が行う捕獲等は、第二種特定鳥獣管理計画の下で、体系的に実施される必要があるとともに、これらの捕獲等に当たっては、<u>認定鳥獣捕獲等事業者の確保・活用が期待される。</u> <u>山林の奥地等、これまで十分な捕獲圧がなかった地域において、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲体制を構築する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者の活用も含めて、その場所に最適な捕獲方法の検討・選択及び体制の構築を行う必要がある。</u> 第五 人材の育成及び配置 3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用 認定鳥獣捕獲等事業者は、<u>指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等事業に携わるなど、個体群管理・生息環境管理・被害防除対策等の多岐にわたる鳥獣の保護及び管理の担い手となることが期待される。</u>また、将来的には、鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与していくことが期待されている。国は、各都道府県において必要な認定鳥獣捕獲等事業者が確保できるよう、交付金を活用した認定事業者の育成の取組を引き続き支援する。 国又は都道府県は、鳥獣捕獲等事業者に対する技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じて、その従事者に対する技術の向上を図り、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維持及び向上を図るため、必要な情報を提供する。また、最新の知見も踏まえた研修等の実施に努めるとともに、全国の認定鳥獣捕獲等事業者の実績等を把握できるよう都道府県間での情報共有の仕組みについて検討する。 なお、国は、制度の運用状況を踏まえ、鳥獣捕獲等事業の認定に係る基準を必要に応じて見直す。

(注) 下線は当省が付した。

表 4-(4)-5 令和 7 年対策パッケージ＜抜粋＞

3. 中期的に取り組むこと
④ 人材育成・確保
○ 高度な捕獲技術をもった専門的な事業者の育成【環境省】
・ <u>民間においても事業としてクマの捕獲を担えるよう、認定鳥獣捕獲等事業者など高度な捕獲技術を持った専門的な事業者の育成を進める。</u>

(注) 下線は当省が付した。

【調査結果】

(調査対象 20 都道府県における認定鳥獣捕獲等事業者の活用状況)

今回、調査対象 20 都道府県における鳥獣捕獲等事業者の認定状況を調査したところ、全ての都道府県（100%）が少なくとも一つ以上の事業者を認定していた。

また、調査対象 20 都道府県のうち、令和 4 年度から 6 年度までの間に指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しているものは 18 都道府県（90.0%）となっている。この 18 都道府県における令和 4 年度から 6 年度までの 3 か年における認定鳥獣捕獲等事業者の指定管理鳥獣捕獲等事業への活用状況を調査したところ、16 都道府県（88.9%）が活用している一方、2 都道府県（11.1%）は、認定鳥獣捕獲等事業者を活用していない状況となっている（表 4-(4)-6）。

表 4-(4)-6 指定管理鳥獣捕獲等事業への認定鳥獣捕獲等事業者の活用状況等

(単位：都道府県、%)

区分	都道府県数
指定管理鳥獣捕獲等事業を実施している都道府県	18(90.0)
認定鳥獣捕獲等事業者を活用している都道府県	16<88.9>
認定鳥獣捕獲等事業者を活用していない都道府県	2<11.1>
指定管理鳥獣捕獲等事業を実施していない都道府県	2(10.0)
合計	20(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 20 都道府県に対する構成比である。

3 < >内は、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施している 18 都道府県に対する構成比である。

4 各区分の構成比は、小数第二位を四捨五入している。

(調査対象 20 都道府県における認定鳥獣捕獲等事業者の活用に係る意見・要望等)

調査対象 20 都道府県における認定鳥獣捕獲等事業者の活用に係る意見・要望を聴取したところ、①体制等に関する課題として、認定鳥獣捕獲等事業者として、受託することができる業務や体制が構築されている事業者に限られており、生業として成立しない又は質の向上が必要とするものが 9 都道府県（45.0%）、②認定基準に関する課題として、認定鳥獣捕獲等事業者にどのような捕獲実績があるのか、得意とする捕獲方法や獣種などが分からないため、技術面を評価する指標や認定の明確な基準が必要とするものが 4 都道府県（20.0%）となっている（表 4-(4)-7）。

表 4-(4)-7 調査対象 20 都道府県における認定鳥獣捕獲等事業者の活用に係る意見・要望

(単位：都道府県、%)

区分	意見・要望の概要	都道府県数
体制等に関する課題があるとするもの	認定鳥獣捕獲等事業者として、受託することができる業務や体制が構築されている事業者が限られており、生業として成立しない又は質の向上が必要	9 (45.0)
	認定鳥獣捕獲等事業者にとって認定を受けるメリットが少ないため、参入に結びつかないのではないかな。	2 (10.0)
	人口規模が小さく、地域で捕獲等を既に担っている捕獲団体以外で認定鳥獣捕獲等事業者になることができるような事業者が存在しない。	1 (5.0)
認定基準に関する課題があるとするもの	認定鳥獣捕獲等事業者にどのような捕獲実績があるのか、得意とする捕獲方法や獣種などが分からないため、技術面を評価する指標や認定の明確な基準が必要	4 (20.0)
	明確な認定基準がないため、ある都道府県では認定されなかったものの、違う都道府県では認定される可能性がある。一方、特定の都道府県において認定を受ければ全国で認定鳥獣捕獲等事業者として活動できる制度であるため、当該運用に疑問	2 (10.0)
	捕獲団体の高齢化が進んでおり、捕獲団体頼みでは限界を迎えるため、認定鳥獣捕獲等事業者を増やす必要があるが、例えば、鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績を有することなどが認定基準となっており、ハードルが高いため、緩和が必要	1 (5.0)
	環境省ウェブサイトでは、捕獲実績等の情報について掲載されておらず ²⁵ 、認定鳥獣捕獲等事業者の詳細について情報収集することができない。	1 (5.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 20 都道府県に対する構成比である。

3 複数の区分に計上している都道府県がある。

²⁵ 環境省ウェブサイトでは、①事業者の名称、②住所、③代表者の氏名、④認定された捕獲方法及び対象とする鳥獣の種類などの情報が掲載されている。

(5) 指定管理鳥獣の捕獲等に関する手続

ア ニホンジカ等の捕獲許可手続

【制度の概要】

(捕獲許可手続に関する制度)

鳥獣保護管理法第9条第1項の規定に基づき、学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的等で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないとされている（以下、本手続を「捕獲許可手続」という。）。

同規定に基づき、鳥獣保護管理法第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区（国指定鳥獣保護区）の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするときなどの場合は環境大臣²⁶が、これ以外の場合は都道府県知事が許可することとされている（表4-(5)-1）。

表4-(5)-1 鳥獣保護管理法＜抜粋＞

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条第1項に規定する被害防止計画に記載されている同条第3項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第2項第4号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする者にあっては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長）の許可を受けなければならない。

- 一 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
- 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
- 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

（注）1 下線は当省が付した。

2 斜体の箇所は、鳥獣被害防止特措法第6条の読替規定を反映させたものである。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2の規定に基づき、都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができるとされているほか、鳥獣被害防止特措法第6条の読替規定に基づき、被害防止計画を作成した市町村であって、当該計画に鳥獣被害防止特措法第4条第3項に規定する許可権限移譲事項が記載されている場合は、同条第2項第4号に規定する対象鳥獣の捕獲等について、当該市町村長に権限移譲できることとなっている（表4-(5)-2、3、4）。

なお、鳥獣保護管理法第14条の2に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業については、法令上の特例措置が設けられており、同事業の実施計画に位置付けている場

²⁶ 地方環境局長に委任されている（施行規則第80条第4号）。

合は、鳥獣保護管理法第8条に規定する「捕獲の禁止」が適用されないことから、同事業における捕獲等に当たって捕獲許可手続は不要となる。

表4-(5)-2 地方自治法<抜粋>

(条例による事務処理の特例)	
第252条の17の2	都道府県は、 <u>都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。</u> この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。
2～4	(略)

(注) 下線は当省が付した。

表4-(5)-3 鳥獣被害防止特措法<抜粋>

(被害防止計画)	
第4条	市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、 <u>単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画</u> （以下「被害防止計画」という。） <u>を定めることができる。</u>
2	被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一～三	(略)
四	<u>対象鳥獣の捕獲等</u> （農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護管理法第2条第7項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護管理法第8条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。） <u>に関する事項</u>
五～十	(略)
3	<u>前項第4号の事項には、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であって第6条第1項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第9条第1項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項（以下「許可権限委譲事項」という。）を記載することができる。</u>

(注) 下線は当省が付した。

表4-(5)-4 関係法令に基づく捕獲許可権者別の捕獲許可する場合の区分

許可権者		許可する場合
環境大臣 (地方環境局長)		・ 国指定鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき ・ 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき ・ その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして施行規則第6条で定める網又はわな(かすみ網)を使用して鳥獣の捕獲等をするとき
都道府県知事		上記以外の場合
市町村長(権限移譲されている場合)		

(注) 関係法令に基づき、当省が作成した。

（捕獲許可手続の流れ）

捕獲許可手続の具体的な流れは、①鳥獣保護管理法第9条第2項並びに施行規則第7条第1項及び第2項の規定に基づき、鳥獣の捕獲等をしようとする者は環境大臣又は都道府県知事（権限移譲されている場合は市町村長。以下同じ。）に許可の申請を行い、②鳥獣保護管理法第9条第7項及び施行規則第7条第6項の規定に基づき、環境大臣又は都道府県知事は、許可した場合、許可証を交付しなければならないとされている（表4-(5)-5）。

また、鳥獣保護管理法第9条第8項並びに施行規則第7条第7項、第8項及び第9項の規定に基づき、国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者等は、従事者であることを証明する従事者証の交付を受けることができるとされている（図4-(5)-1）。

表4-(5)-5 鳥獣保護管理法等＜抜粋＞

○鳥獣保護管理法＜抜粋＞

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一～三 （略）

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。

3～6 （略）

7 環境大臣又は都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

8 第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（第14条の2において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

9～14 （略）

○施行規則＜抜粋＞

（捕獲等又は採取等の許可の申請等）

第7条 法第9条第2項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面（以下この条において「証明書」という。）を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、自ら飼養するため、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、証明書を添えなくてもよい。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

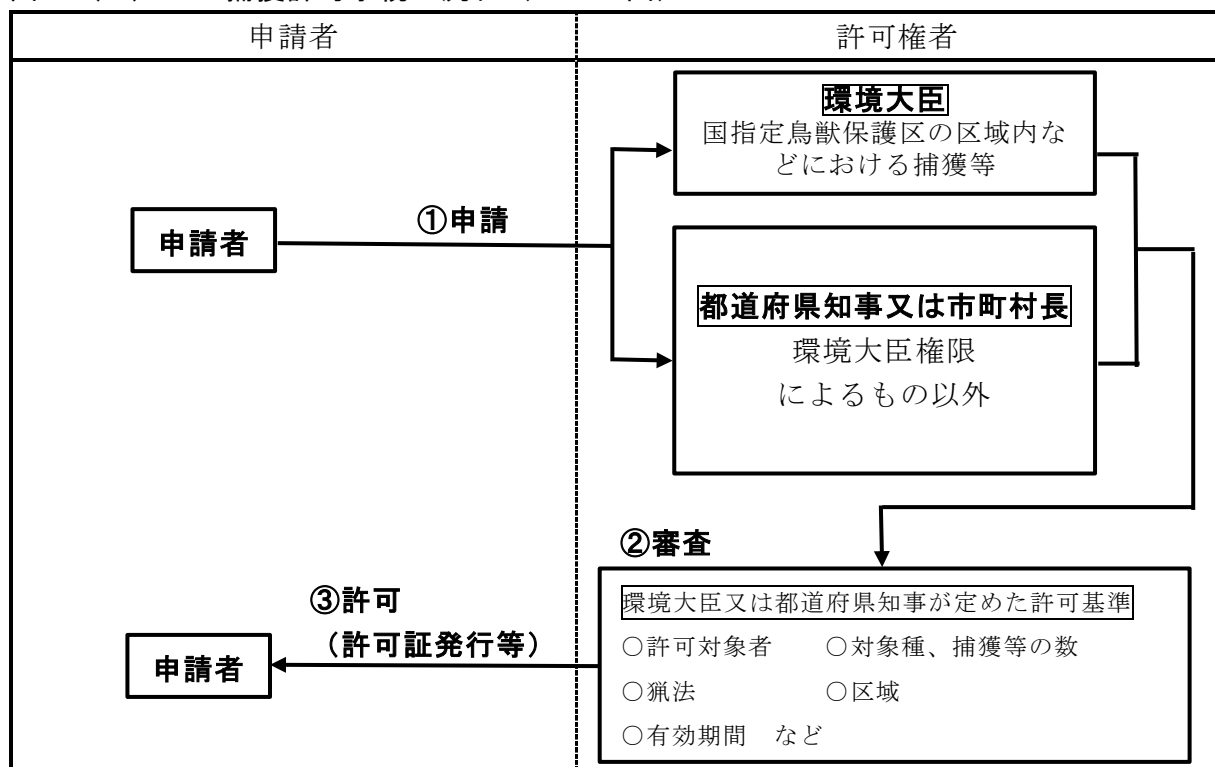
二 捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量

三 捕獲等又は採取等の目的、期間、区域及び方法

四	捕獲等又は採取等をした後の処置
五～六	(略)
七	次に掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨
イ	鳥獣保護区
ロ～チ	(略)
八	狩猟免許を申請者（法人にあっては、捕獲等に従事する者）が現に受けている場合にあっては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日
九	(略)
2	前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。
一	捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面
二	銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面
3～6	(略)
7	法第9条第8項の規定による <u>従事者証の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。</u>
一	申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
二	捕獲等又は採取等に係る許可証の番号
三	捕獲等又は採取等に従事する者の住所、氏名、職業及び生年月日
8	環境大臣又は都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
9～19	(略)

(注) 下線は当省が付した。

図4-(5)-1 捕獲許可手続の流れ（フロー図）



(注) 環境省の資料等に基づき、当省が作成した。

(捕獲許可基準)

鳥獣保護管理法第9条第3項の規定により、環境大臣又は都道府県知事は、①捕獲等の目的に適合しない場合、②鳥獣の保護等への影響、③計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策への影響、④住民の安全確保等について支障を及ぼすおそれがある場合を除いて鳥獣の捕獲等を許可することとされており、同条第5項の規定により、必要に応じて捕獲等の条件を付すことができるとされている（表4-(5)-6）。

また、鳥獣保護管理法基本指針では、住民の安全確保等に関して、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すこととされている。

なお、鳥獣保護管理法基本指針では、許可する期間について、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、通年で捕獲することも可能とされている（表4-(5)-7）。

表4-(5)-6 鳥獣保護管理法＜抜粋＞

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一～三 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。

3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。

一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。

二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であつて、環境省令で定める場合を除く。）。

三 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画（中略）に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 (略)

5 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、鳥獣の保護、第二種特定鳥獣管理計画若しくは特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理又は住民の安全の確保及び指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

6～14 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 4-(5)-7 鳥獣保護管理法基本指針＜抜粋＞

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（以下、単に「捕獲許可」という。）等に関する事項として以下の事項等を盛り込む。

1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。(略) また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3)～(5) (略)

(注) 下線は当省が付した。

【調査結果】

(指定管理鳥獣の捕獲許可手続に関する権限移譲の状況)

調査対象 20 都道府県におけるニホンジカ及びイノシシの捕獲許可手続における市町村への権限移譲の状況を調査したところ、ニホンジカについては、①個体数調整に関する捕獲等の許可権限を委譲しているものが 3 都道府県 (15.0%)、委譲していないものが 17 都道府県 (85.0%) みられ、②被害防止に関する捕獲等の許可権限は全ての都道府県 (100%) で市町村に移譲している状況となっている。

また、イノシシについては、①個体数調整に関する捕獲等の許可権限を委譲しているものが 6 都道府県 (30.0%)、委譲していないものが 14 都道府県 (70.0%) みられ、②被害防止に関する捕獲等の許可権限は全ての都道府県 (100%) で市町

村に移譲している状況となっている。

なお、ニホンジカ及びイノシシの個体数調整に関する捕獲等の許可権限を委譲していない都道府県は、広域で移動する個体や市町村境に生息する個体を効率的に捕獲等するなどの理由から、権限を市町村に移譲していないとしている。

さらに、調査対象 20 都道府県のうち、クマの恒常的な生息分布域外となる都道府県を除いた 16 都道府県におけるクマの捕獲許可手続における市町村への権限移譲の状況を調査したところ、①個体数調整に関する捕獲等の許可権限を委譲しているものが 1 都道府県（6.3%）、委譲していないものが 15 都道府県（93.8%）みられ、②被害防止に関する捕獲等の許可権限を委譲しているものが 6 都道府県（37.5%）、委譲していないものが 10 都道府県（62.5%）となっている²⁷（表 4-（5）-8）。

なお、個体数調整及び被害防止に関する捕獲等の許可権限を委譲していない都道府県では、その理由について、捕獲等の頭数が捕獲上限を超えないよう管理する必要があることなどを挙げている。

表 4-（5）-8 調査対象都道府県における指定管理鳥獣の捕獲許可手続に関する市町村への権限移譲の状況

（単位：都道府県、%）

区分		市町村への権限移譲		合計
		している	していない	
ニホンジカ	個体数調整	3（15.0）	17（85.0）	20（100）
	被害防止	20（100）	—	20（100）
イノシシ	個体数調整	6（30.0）	14（70.0）	20（100）
	被害防止	20（100）	—	20（100）
クマ	個体数調整	1（6.3）	15（93.8）	16（100）
	被害防止	6（37.5）	10（62.5）	16（100）

（注） 1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、ニホンジカ及びイノシシは 20 都道府県、クマは 16 都道府県に対する構成比であり、小数第二位を四捨五入している。

3 都道府県が一部の市町村にのみ権限を移譲している場合や、複数市町村にまたがる捕獲等に限り都道府県が許可権限を有する場合については、市町村に権限移譲しているものとして整理した。

（ニホンジカ及びイノシシに係る捕獲許可手続の処理状況）

鳥獣保護管理法第 9 条に規定する許可捕獲のうち、その大部分を占める市町村による被害防止のための捕獲等に関する捕獲許可手続について、調査対象 25 市町村におけるニホンジカ及びイノシシの市町村への権限移譲の状況を調査したところ、23 市町村（92.0%）においては、都道府県から権限が移譲されていたが、2

²⁷ これらに加えて、現に人畜等に危害を加えるおそれがある場合などに限って、市町村に移譲しているケースがある。

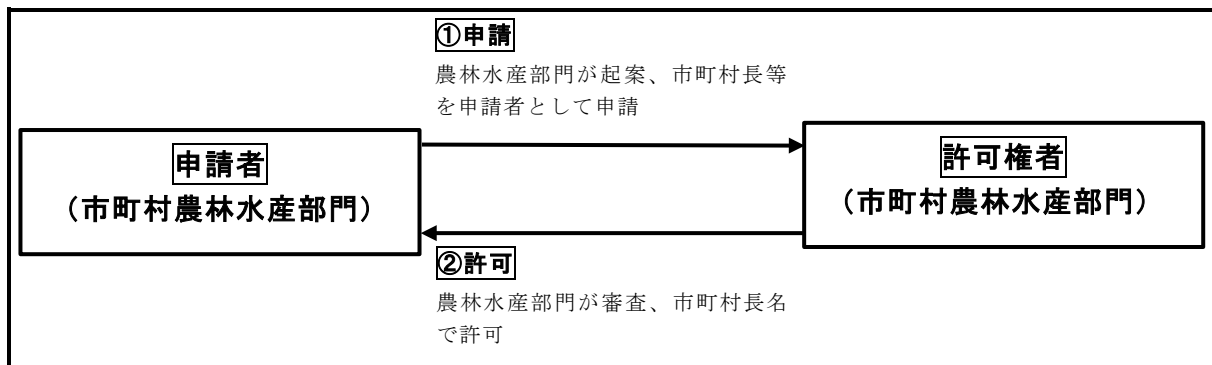
市町村（8.0％）では移譲されていなかった²⁸。

また、ニホンジカ及びイノシシの捕獲許可手続（市町村又は市町村からの依頼等による団体・法人等が行う被害防止のための捕獲等に限る。以下同じ。）の処理状況を調査したところ、①申請者としての各市町村が、許可権者としての当該市町村に申請し、②許可権者としての当該市町村が、当該市町村に許可する運用としているものが24市町村（96.0％）みられた（図4-（5）-2）。

さらに、上記運用としない1市町村（4.0％）については、市町村から捕獲等を委託された者が市町村に捕獲等の許可申請しているものの、実態としては市町村職員がこれらの申請手続を代行しており、事実上、同一市町村内で捕獲許可手続を行っている状況となっている。

なお、捕獲許可手続について申請どおり許可しないとしたケースはみられなかった。

図4-（5）-2 同一市町村内で捕獲許可手続を行う場合のフロー図



（注）当省の調査結果による。市町村では、農林水産部門が捕獲許可手続を含めた鳥獣の管理等を担うことが一般的である。

（ニホンジカ及びイノシシに係る捕獲許可手続における許可内容の状況）

次に、調査対象25市町村における捕獲許可手続での許可内容をみると、捕獲等の許可期間について、捕獲許可手続の事務の効率化の観点等から通年又は狩猟期間を除き通年での捕獲等が可能となるよう年一括で申請・許可しているものが21市町村（84.0％）、慣例等により数か月程度の期間に区切って繰り返し申請・許可しており、事実上、通年又は狩猟期間を除く通年で申請・許可しているものが4市町村（16.0％）みられた（表4-（5）-9）。

²⁸ 2市町村について、イノシシは被害防止による捕獲等が市町村に権限移譲されていないものの、ニホンジカは権限移譲されていることから、当該市町村は、イノシシに係る見解のみ聴取した。また、一部の地方公共団体においては、都道府県による個体数調整（都道府県が市町村ごとに捕獲等の数を割当て）を行った上で、当該割当て分を超過した場合、市町村が被害防止を行う運用としているため、個体数調整を行う場合の手続（市町村から都道府県に申請）について調査した。

表 4-(5)-9 捕獲許可手続での許可内容（許可期間）

(単位：市町村、%)

区分	市町村数
捕獲許可手続の事務の効率化の観点等から通年又は狩猟期間を除き通年での捕獲等が可能となるよう年一括で申請・許可	21 (84.0)
慣例等により数か月程度の期間に区切って繰り返し申請・許可しており、事実上、通年又は狩猟期間を除く通年で申請・許可	4 (16.0)
合計	25 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 25 市町村に対する構成比である。

また、捕獲等の区域について、慣例等により、市町村全域で捕獲等が実施できるよう申請・許可しているものが 15 市町村 (60.0%)、捕獲従事者の居住地等となる合併前の旧市町村全域などでの捕獲等が実施できるよう申請・許可しているものが 10 市町村 (40.0%) となっている (表 4-(5)-10)。

表 4-(5)-10 捕獲許可手続での許可内容（捕獲等の区域）

(単位：市町村、%)

区分	市町村数
市町村全域で捕獲等が実施できるよう申請・許可	15 (60.0)
捕獲従事者のグループ等が置かれている合併前の旧市町村全域などで捕獲等が実施できるよう申請・許可	10 (40.0)
合計	25 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 25 市町村に対する構成比である。

さらに、捕獲等の方法について、場所に応じた方法を具体的に指定していない申請に対し、申請された捕獲等の区域（市町村全域、旧市町村全域など）で銃猟やわな猟を行うことができるよう慣例等により許可しているケースが 25 市町村全て (100%) でみられた。

加えて、捕獲等の頭数について、捕獲許可手続で申請・許可された数を超過した場合であっても改めて捕獲許可手続を実施しないとするものが 3 市町村 (12.0%) となっている (表 4-(5)-11)。

表 4-(5)-11 捕獲許可手続での許可事例（捕獲等の方法及び数）

区分	事例の概要
捕獲等の方法	慣例等により捕獲等の場所に応じた捕獲等の方法を指定せず申請した捕獲等の区域（市町村全域、旧市町村全域など）の全域で銃猟やわな猟を行うことができるよう申請・許可（25 市町村）
捕獲等の数	捕獲許可手続で申請・許可された数を超過した場合でも改めて捕獲許可手続を実施しない（3 市町村）

(注) 当省の調査結果による。

上記のとおり、調査対象市町村でのニホンジカ等の捕獲許可手続では、捕獲等の区域及び捕獲等の方法に関して、住居と隣接したエリアを含む市町村内一円で猟法を指定せず、複数の手法を認めているケースや、捕獲等の数が許可された数を超過しても再度の捕獲許可手続の申請等を省略しているケースがみられるなど、事務の効率化の観点や慣例等を踏まえて処理されており、形式的な審査にとどまっている状況がみられた。

(ニホンジカ及びイノシシに係る捕獲許可手続の見直しに関する意見等)

上記のとおり、ニホンジカ及びイノシシについて、市町村による被害防止に関する捕獲等の捕獲許可手続の審査が実質的に行われていない状況を踏まえ、調査対象 25 市町村に対して、ニホンジカ及びイノシシに係る捕獲許可手続の見直しに関する意見等を調査したところ、捕獲許可手続の見直しに向けた検討の余地があるとするものが 24 市町村（96.0%）みられた（表 4-(5)-12）。

これらの市町村からは、同一行政機関内での手続となるにもかかわらず、その事務負担が大きいことから手続の見直しや添付書類の省略等の検討を進める余地について指摘する意見、指定管理鳥獣捕獲等事業の事業計画に基づく捕獲等の捕獲許可手続が不要となっていることを念頭に、被害防止計画や特定計画など行政機関が作成する計画に基づく捕獲等についても捕獲許可手続の簡略化を求める意見、ニホンジカやイノシシだけでなく他の鳥獣についても同様の観点から手続を見直す余地について指摘する意見が聴かれた。

表 4-(5)-12 ニホンジカ及びイノシシに係る捕獲許可手続の見直しに関する意見等

(単位：市町村、%)

区分	市町村数	主な意見等
事務負担軽減の観点から捕獲許可手続の見直しに向けた検討の余地があるとするもの	24 (96.0)	- 法令で求められる手続に加えて、①鳥獣による被害が生じた地域における被害状況の調査、②許可した旨の関係機関への通知（当該市町村を管轄する都道府県庁の出先機関や警察署、庁内の関係部局等）などを行っている。これらを進めるためには、<u>同一行政機関内での手続であるにもかかわらず決裁手続まで求められ、捕獲等に至るまでに必要な手続、書類が多く事務負担になっており、これらについて省略されれば担当者の事務負担は軽減される。</u> - 捕獲許可手続の添付書類として、施行規則で定められた「捕獲等を行う場所の地図」のほか、当市町村においては独自に「捕獲等の実施計画書」（直近の捕獲等の実績を踏まえた目標捕獲等数などを記載した資料）、「捕獲従事者の名簿」、「被害状況に係る調書」を添付しているが、<u>同一行政機関内での手続であることから、これらの添付書類の必要性に疑問を感じており、添付が不要</u>

		<u>となれば事務負担が軽減される。</u> ・ 事務負担軽減の観点から、市町村による被害防止に関する捕獲等の捕獲許可手続について簡略化を検討する余地があると考えられるが、指定管理鳥獣捕獲等事業での手続の取扱いなどを踏まえ、<u>被害防止計画や特定計画など行政機関が作成する計画に基づく捕獲等を簡略化の対象範囲とすることが適当</u>ではないか。 ・ 見直しの際には行政機関による捕獲等であることの明確化や安全面等の観点から、捕獲従事者の身分や狩猟免許所持の有無等が確認できることなどが必要 ・ 捕獲許可制度を通じて捕獲等の実績を報告させていることから、許可権者となる行政機関において鳥獣の捕獲等の実績が把握できような仕組みとなる必要があるのではないか。 ・ ニホンジカやイノシシに加えて、アナグマやヌートリア、カラスなども手続を簡略化する余地があるのではないか。
慎重に検討すべきとするもの	1 (4.0)	捕獲許可手続が不要となれば、事務負担は軽減されるものの、行政機関としてどのように意思決定したか記録する観点から、慎重に検討すべき。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 25 市町村に対する構成比である。

(まとめ)

捕獲許可手続については、鳥獣保護管理法に基づき、都道府県や市町村等の行政機関が行うニホンジカ及びイノシシの捕獲等であっても、原則として捕獲許可手続が必要とされている。また、捕獲許可手続に当たっては、①捕獲等の目的に適合しない場合、②鳥獣の保護等への影響、③計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策への影響、④住民の安全確保等について支障を及ぼすおそれがある場合を除いて鳥獣の捕獲等を許可することとされており、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合に住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すなど、必要に応じて捕獲等の条件を付すことができるとされている。

調査対象 25 市町村における捕獲許可手続の処理状況をみると、捕獲許可に係る都道府県から市町村への権限移譲により、調査対象市町村の同一部局内で申請及び許可の手続が行われている状況にある。また、捕獲許可手続の事務の効率化の観点等から年一括で捕獲等を許可するなどのケースが多くみられたが、捕獲等の区域及び捕獲等の方法について、住居と隣接したエリアを含む市町村内一円で複数の猟法を認めているケースや、捕獲等の数が超過しても再度の捕獲許可手続の申請等を省略するケースがみられるなど、捕獲許可手続において形式的な審査にとどまっている状況となっている。

さらに、調査対象市町村からは、都道府県からの権限移譲によって同一行政機関内での手続となるにもかかわらず、その事務負担が大きいことから捕獲許可手続の見直しや添付書類の省略等の検討を進める余地について指摘する意見や、ニホンジカやイノシシだけでなく他の鳥獣についても同様の観点から手続を見直す余地について指摘する意見が聴かれた。

上述（項目２（１）及び項目４（１））のとおり、指定管理鳥獣の生息分布域拡大や生息数の高止まりに伴い、市町村等における指定管理鳥獣の管理等に関する業務の増加や市町村での農林水産部門における職員数の減少等が課題となっている。このような状況の下、地方公共団体の限られた体制をより効果的に被害防止対策に活用できるようにする観点から、業務の実態を踏まえ、必要性の乏しい業務や手続等を見直して事務負担を軽減することは極めて重要と考えられる。このため、形式的な審査にとどまっている地方公共団体におけるニホンジカ等の捕獲等に係る捕獲許可手続の在り方についても、検討が必要な状況がみられた。

また、本調査ではニホンジカ及びイノシシの捕獲等における捕獲許可手続に着目して調査したものであるが、鳥獣保護管理法第９条に規定する捕獲許可手続はニホンジカ等以外の鳥獣の捕獲等に当たっても適用される制度であり、一部の地方公共団体から、これら以外の鳥獣の捕獲許可手続においても同様の状況があるとする意見が聴かれた。こうしたことなども踏まえ、環境省において本調査結果を踏まえつつ、地方公共団体での捕獲許可手続の実態に即して、鳥獣全般の捕獲許可手続の見直しについて今後検討する余地があると考えられる。

【所見】

したがって、環境省は、効率的な鳥獣の管理等を推進する観点から、特定計画や被害防止計画に基づく許可捕獲の申請・許可手続について、地方公共団体における実態等を踏まえた見直しを検討する必要がある。

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定・更新手続

【制度の概要】

鳥獣捕獲等事業の認定を受けようとする者は、鳥獣保護管理法第18条の3の規定に基づき、申請書及び添付書類を都道府県知事に提出しなければならないとされており、施行規則第19条の2第2項の規定に基づき、事業管理責任者²⁹及び捕獲従事者の狩猟免状の写しを添付することとされている。

また、鳥獣保護管理法第18条の8の規定に基づき、認定の有効期間は、当該認定の日から起算して3年とされており、鳥獣保護管理法第18条の8第6項、施行規則第19条の13第3項の準用規定及び通知に基づき、認定の更新の際、内容に変更がない場合においても確実に更新されていることを確認するため、狩猟免状の写しが求められている（表4-(5)-13、14）。

さらに、環境省は、捕獲従事者が安全に捕獲等に従事できる者であることを確認するなどの理由から、狩猟免状の写しが必要であるとしている。

なお、鳥獣保護管理法第39条の規定により、狩猟免状の交付主体は各都道府県知事とされていることから、都道府県では、認定又は認定の更新を受けようとする者の事業管理責任者及び捕獲従事者が狩猟免状を有しているか把握できる（他の都道府県から交付された者を除く。）状況となっている。

表4-(5)-13 鳥獣保護管理法等＜抜粋＞

○鳥獣保護管理法＜抜粋＞

（鳥獣捕獲等事業の認定）

第18条の2 鳥獣の捕獲等をする事業（以下「鳥獣捕獲等事業」という。）を実施する者（法人に限る。以下「鳥獣捕獲等事業者」という。）は、その鳥獣捕獲等事業が第18条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

（認定の申請）

第18条の3 前条の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法
- 三 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項
- 四 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識に関する事項
- 五 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項
- 六 その他環境省令で定める事項

2 前項の申請書には、定款その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

第18条の4～7 （略）

（認定の有効期間等）

²⁹ 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るための体制の確保及び鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修に関する責任者（施行規則第19条の3）である。事業管理責任者が実際に鳥獣の捕獲等に従事するか否かにかかわらず、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理、鳥獣の捕獲等に関する技能及び知識を有する必要があることから、申請する鳥獣捕獲等事業において用いる全ての猟法の種類の狩猟免許を有することが求められている。

第 18 条の 8 第 18 条の 2 の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して 3 年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き鳥獣捕獲等事業を実施しようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、その有効期間の更新を受けることができる。

3～5 (略)

6 第 18 条の 3、第 18 条の 4 (第 1 号を除く。) 及び第 18 条の 5 の規定は、第 2 項の有効期間の更新について準用する。ただし、第 18 条の 3 第 2 項に規定する書類については、既に都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(狩猟免許)

第 39 条 狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許 (以下「狩猟免許」という。) を受けなければならない。

2～4 (略)

○施行規則<抜粋>

(鳥獣捕獲等事業の認定の申請等)

第 19 条の 2 法第 18 条の 3 第 1 項に規定する申請書は、法第 18 条の 2 の認定 (以下単に「認定」という。) を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第 18 条の 3 第 2 項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 次条に規定する事業管理責任者及び鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者 (以下「捕獲従事者」という。) の狩猟免状の写し

七～十五 (略)

3 都道府県知事は、認定を受けようとする者に対し法第 18 条の 3 第 1 項の申請書及び前項各号に掲げる書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(認定の有効期間の更新)

第 19 条の 13 法第 18 条の 8 第 6 項において準用する法第 18 条の 3 第 1 項に規定する申請書 (第 4 項において単に「申請書」という。) は、法第 18 条の 8 第 2 項の有効期間の更新を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 (略)

3 法第 18 条の 8 第 6 項において準用する法第 18 条の 3 第 2 項の環境省令で定める書類は、第 19 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類のほか、法第 18 条の 5 第 1 項第 4 号に規定する研修の実施状況に関する報告書とする。

4 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 4-(5)-14 通知＜抜粋＞

Ⅶ 認定鳥獣捕獲等事業者制度
6. 認定の更新
(2) 認定の更新の際の添付書類
前回申請時と同じ都道府県知事に申請する場合においては、前回申請時に提出した書類から変更がなく、更新の際に改めて提出させて確認する必要のない書類については、その添付を省略させることができる。ただし、<u>狩猟免状、銃砲刀剣類所持許可証及び損害保険契約の写し又は共済事業の被共済者であることを証する書類等、認定の有効期間内に当該免許、許可及び契約が更新されているものについては、内容に変更がない場合においても確実に更新されていることを確認するため、提出させるものとする。</u>

(注) 下線は当省が付した。

【調査結果】

(認定鳥獣捕獲等事業者の認定・更新手続の処理状況)

調査対象 20 都道府県における認定鳥獣捕獲等事業者の認定・更新手続の処理状況を調査したところ、全ての都道府県（100％）において、鳥獣保護管理法等に基づく認定・更新手続に当たって、鳥獣捕獲等事業の認定又は更新を受けようとする者から狩猟免状の写しを求めている状況となっている。

また、その処理状況をみると、①事業管理責任者や捕獲従事者が 1,000 人程度所属する認定鳥獣捕獲等事業者もあり、鳥獣捕獲等事業の認定又は更新を受けようとする者においては、これらの狩猟免状の写しが求められる、②都道府県においては、提出された狩猟免状の写し（紙媒体）の受領、確認作業等が発生しており、膨大な狩猟免状の写しに対応しなければならないなど、双方に事務負担が発生している状況となっている（表 4-(5)-15）。

表 4-(5)-15 認定鳥獣捕獲等事業者の認定・更新手続における事務負担に関する意見

区分	意見の概要
鳥獣捕獲等事業の認定又は更新を受けようとする者における負担	- 事業管理責任者や捕獲従事者が 1,000 人程度所属する認定鳥獣捕獲等事業者もあり、鳥獣捕獲等事業の認定又は更新を受けようとする者においては、これらの狩猟免状の写しが求められ事務負担となっている。 - 事業管理責任者及び捕獲従事者全員分の狩猟免状の写しが不要となると、鳥獣捕獲等事業の認定又は更新を受けようとする者にとって、申請等に当たっての事務負担が軽減されることが期待される。 - 狩猟免状以外にも多くの添付書類が求められることから、負担軽減を図るべきではないか。
都道府県における負担	- 都道府県においては、提出された多数の狩猟免状の写し（紙媒体）の受領、確認作業等が発生している。 - 同一の事業管理責任者又は捕獲従事者が、例えば、第一種銃猟免許及びわな猟免許の双方を所持しているケースもあり、事業管理責任者及び捕獲従事者数以上の狩猟免状の写しが必要となり、

	確認等を行う都道府県の負担となっている。 ・ 事務負担の軽減には結び付くと思うが、本都道府県においては、新規参入する者の事業管理責任者及び捕獲従事者は数人であり、現状、大きな負担は生じない。
--	--

(注) 当省の調査結果による。

(狩猟免許の写しの添付の必要性に関する意見)

調査対象 20 都道府県における、認定鳥獣捕獲等事業者の認定・更新手続に係る狩猟免許の写しの添付の必要性に関する意見を調査したところ、狩猟免許の写しを求めなくても、都道府県庁内で台帳やシステムの活用等により狩猟免許の交付状況を把握可能であり、有効な狩猟免許を有しており安全に捕獲等に従事できることが確認できることなどから、添付を省略しても支障は生じないとしたものが 19 都道府県 (95.0%)、支障が生じるとしたものが 1 都道府県 (5.0%) となっている。

支障が生じるとした 1 都道府県からはその理由について、自都道府県知事が交付主体となる狩猟免許については、台帳やシステムの活用等により、狩猟免許の写しを求めなくても、都道府県庁内で狩猟免許が交付された者の情報を把握できるが、他の都道府県知事が交付主体の場合、台帳等では情報を把握できないためとしていた。特に、当該都道府県における認定鳥獣捕獲等事業者のうち、9 割弱の事業者では、他の都道府県で狩猟免許を取得した者が含まれることから、添付の省略は困難であるとしていた。さらに、他の都道府県知事が交付主体の場合のみ狩猟免許の写しを求める運用とした場合に狩猟免許の写しを求める者と求めない者が混在することになるため、庁内における事務が煩雑になることが想定されるとしていた。

他方で、支障は生じないとする 19 都道府県のうち 5 都道府県においても、他の都道府県で狩猟免許を取得した者など狩猟免許の交付主体が自都道府県知事でない場合に庁内の台帳等では情報を把握できないケースが想定されるとしていたが、狩猟免許の交付主体が自都道府県知事でないケースは限られている上、当該ケースのみ狩猟免許の写しを求めれば、有効な狩猟免許を有しており安全に捕獲等に従事できることが確認できることから、支障は生じないとの意見が聴かれた。

このほか、狩猟免許の写しを求めなくても事務処理は可能であるとした上で、①導入しているシステムでは、一人ずつ狩猟免許の有無を検索する必要があり、効率的に確認できる方法があれば良い、②現状、紙媒体による手続となっているが、認定や更新を受けようとする者がシステム等にアクセスの上、直接、情報を入力することができれば、庁内における事務効率化につながるのではないかなど、事務の効率化を求める意見が聴かれた (表 4-(5)-16)。

表 4-(5)-16 事務の効率化に当たっての課題に関する意見

(単位：都道府県、%)

意見の概要	都道府県数
導入しているシステムでは、一人ずつ狩猟免許を有しているか検索する必要がある、効率的に確認できる方法があれば良いのではないか。	4 (20.0)
現状、紙媒体による手続となっているが、認定や更新を受けようとする者がシステム等にアクセスの上、直接、情報を入力することができれば、庁内における事務効率化につながるのではないか。	2 (10.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 20 都道府県に対する構成比である。

(まとめ)

鳥獣保護管理法に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者の認定や更新手続に当たっては、同事業者に属する捕獲従事者が安全に捕獲等に従事できる者であることを確認するために捕獲従事者等の狩猟免許の写しの提出が求められていることから、鳥獣捕獲等事業の認定又は更新を受けようとする者だけでなく、提出された写しの確認作業等を要する都道府県にも一定の事務負担が生じている状況となっている。

これらの課題に対して、調査対象とした約 9 割の都道府県において、捕獲従事者等の狩猟免許の写しの提出については、狩猟免許の発行状況を整理した台帳等の活用により、自都道府県で狩猟免許を交付された者の情報を把握できることから、他の都道府県から狩猟免許を交付された者を除き、求めなくても支障は生じないとしているなど、認定や更新手続に当たって全ての者に対して狩猟免許の写しの提出を必須とする取扱いの必要性が乏しいとみられる状況となっている。

上述（項目 4（1）及び（4））のとおり、指定管理鳥獣の生息分布域拡大や生息数の高止まり等に伴う都道府県での管理等の業務増加やこれらの鳥獣の捕獲等に取り組む事業者や捕獲従事者等の確保等が課題として指摘される中で、地方公共団体等における業務の実態を踏まえた上で、必要性の乏しい業務や手続等を見直すことにより事務負担を軽減することは極めて重要である。このため、鳥獣捕獲等事業の認定及び更新時における添付書類の必要性について検討し、各都道府県での柔軟な対応が可能となるよう見直す必要があると考えられる。

【所見】

したがって、環境省は、効率的な鳥獣の管理等を推進する観点から、認定鳥獣捕獲等事業者の認定及び更新手続において提出が必要となる書類から狩猟免許の写しを除外するなど、各都道府県における手続事務の実態を踏まえた改善を図る必要がある。